

指定都市基本施策比較検討調

〈令和3年度 決算編〉

福岡市議会事務局

令和4年度 指定都市基本施策比較検討調

〈決算編〉

目次

I 総記

1 人口	1
2 世帯数	1
3 従業地・通学地による人口	1
4 人口構成	1
5 合計特殊出生率	2
6 面積	2
7 土地利用	2
8 産業構造	3
9 経済活動別市内総生産額	4
10 商業機能	4
11 製造品出荷額等	4
12 市民所得	4
13 雇用	4
14 国際化	5
15 家計	5
16 消費者物価指数	5
17 平均消費者物価地域差指数	6
18 職員総数	6
19 行政区	6

II 令和3年度決算

1 令和3年度普通会計決算及び各種指標	7
2 普通会計歳入内訳	9
3 普通会計性質別歳出の内訳	13
4 普通会計目的別歳出の内訳	17
5 資金不足比率	19
6 公営事業の経営状況	21

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画	31
2 姉妹友好都市提携（海外）	33
3 市税収納状況	35
4 法人市民税超過課税	35
5 交通事故件数	37
6 清掃施設等	37
7 保育所・認定こども園	39
8 高齢者保健福祉	45
9 介護保険事業	47
10 国民健康保険事業	49
11 生活保護	50
12 医療施設	51
13 公害関係	52
14 金融関係	53
15 中央卸売市場の実績	53
16 都市公園	55
17 道 路	57
18 河 川	58
19 住 宅	59
20 教育関係	61
(1) 幼稚園	61
(2) 市立小学校	62
(3) 市立中学校	63
(4) 義務教育学校	64
(5) 高等学校	65
(6) 中等教育学校	67
(7) 私立学校への助成状況	68
(8) 市立短期大学	69
(9) 市立大学	69
(10) 市立図書館	71
21 港 湾	72
22 上 水 道	73
23 工業用水道	74
24 下 水 道	75
25 交 通	77
(1) バ ス	77
(2) 高速鉄道（地下鉄）	79

IV 公共料金、助成・融資制度等

1 保育所徴収金..... 83
2 住宅融資制度..... 129

凡 例

- 1 調査事項は、特に指定のない限り、令和4年4月1日現在である。
(期日を異にするものは、その旨記入してある。)
- 2 資料中の符号の用法は、次のとおりである。
「0」 単位未満
「△」 減少
「－」 皆無または該当数字なし
「…」 不詳
- 3 数字の単位未満は、小数点第2位以下四捨五入した数値である。

I 総記

区分	1		3	4										
	人口 (伸び率)	世帯数 (伸び率)		世帯数 当たり 人	従業地・ 通学地 による人口 (昼間人口)	昼夜間 人口比率 (夜間人口 =100)	人口 構成	15歳 未満 (年少 人口)	5年間 の増減	15歳～ 64歳 (生産 年齢 人口)	5年間 の増減	65歳 以上 (老年 人口)	5年間 の増減	65～ 74歳
単位	人 (%)	世帯 (%)	人	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	1,970,407 (△0.2)	980,808 (1.1)	2.0	1,974,164	100.0	100.0	11.1	△0.3	61.0	△ 2.7	27.9	3.0	14.2	0.9
仙台市	1,093,543 (△0.1)	532,645 (1.3)	2.0	1,152,192	105.1	100.1	12.2	△0.3	63.6	△ 1.4	24.3	1.7	12.3	0.4
さいたま市	1,323,405 (0.7)	591,882 (1.9)	2.2	1,175,579	93.0	100.0	13.2	△0.6	64.0	△ 3.0	22.8	3.5	12.6	1.4
千葉市	976,925 (0.0)	456,281 (0.9)	2.1	956,669	98.1	100.0	11.9	△0.8	61.2	△ 1.2	26.9	2.0	12.3	△1.8
川崎市	1,538,721 (△0.0)	758,750 (0.7)	2.0	1,342,397	87.3	100.0	12.3	△0.4	67.4	△0.5	20.3	0.8	9.8	△0.7
横浜市	3,768,363 (△0.2)	1,772,142 (0.5)	2.1	3,495,975	92.5	100.0	12.0	△0.6	63.0	△ 1.0	25.0	1.6	11.9	△0.6
相模原市	725,369 (0.0)	339,028 (1.1)	2.1	645,219	88.9	99.9	11.7	△0.7	61.9	△ 1.7	26.3	2.4	12.9	△0.9
新潟市	※2 779,988 (△0.7)	※3 345,882 (0.5)	2.3	799,446	101.3	100.0	11.8	△0.4	58.3	△ 2.5	28.9	△2.9	14.7	1.1
静岡市	684,940 (0.0)	299,248 (0.4)	2.3	713,197	102.9	100.0	11.4	△0.8	57.9	△ 1.4	30.7	2.1	14.4	△0.3
浜松市	788,333 (△0.2)	321,278 (△0.9)	2.5	792,639	99.3	100.0	13.6	△0.5	60.0	△ 3.0	26.4	3.5	13.4	1.8
名古屋市	2,317,985 (△0.3)	1,131,709 (0.6)	2.0	2,594,018	111.2	100.0	12.4	△0.1	62.3	△ 1.0	25.4	1.2	12.0	△0.7
京都市	1,444,649 (△1.0)	730,435 (0.2)	2.0	1,586,326	108.4	100.0	11.0	△0.3	60.7	△ 1.3	28.3	1.6	13.3	△0.7
大阪市	2,744,847 (△0.4)	1,487,738 (0.5)	1.8	3,534,521	128.4	100.0	11.0	△0.2	63.5	△ 0.1	25.5	0.2	12.0	△1.3
堺市	817,441 (△0.8)	367,540 (1.0)	2.2	777,430	94.1	100.1	12.7	△0.9	58.5	△ 1.0	28.9	2.0	13.7	△1.3
神戸市	1,519,907 (△0.4)	737,145 (0.5)	2.1	1,571,625	102.2	100.0	12.2	△0.5	60.7	△ 3.4	27.1	4.0	14.3	2.0
岡山市	※7 718,820 (0.0)	335,215 (△0.1)	2.1	744,752	102.8	100.0	13.2	△0.5	60.4	△1.1	26.4	1.7	12.6	△0.3
広島市	1,191,903 (△0.5)	558,150 (0.2)	2.1	1,214,150	101.1	100.0	13.6	△0.6	60.6	△ 1.5	25.8	2.1	12.8	△0.3
北九州市	925,002 (△0.9)	435,800 (△0.1)	2.1	958,487	102.1	100.0	12.2	△0.4	56.0	△ 2.1	31.8	2.5	15.1	0.2
福岡市	1,619,893 (0.3)	845,339 (1.0)	1.9	1,753,857	108.8	100.0	13.4	0.1	64.5	△ 1.5	22.1	1.4	11.4	0.2
熊本市	736,329 (△0.2)	330,690 (0.7)	2.2	750,814	101.6	100.1	13.8	△0.3	59.7	△ 2.0	26.6	2.4	13.1	1.1

(注)

- ・ 1の人口は、令和4年4月1日現在の推計人口。
- ・ 2の世帯数は、令和4年4月1日現在の推計世帯数。
- ・ 3の従業地・通学地による人口（昼間人口）及び昼夜間人口比率は、令和2年国勢調査結果の数値。
- ・ 4の人口構成は、令和2年国勢調査結果の数値（年齢不詳を除く）。四捨五入のため、合計は100%になるとは限らない。
また、5年間の増減は、平成27年国勢調査結果の数値からの増減値。
- ・ 5の合計特殊出生率（各都市独自算出）は、令和2年の数値を小数点第2位まで記載。
- ・ 6の面積の市街化区域及び市街化調整区域の（％）は市域面積に対する比率（市域と都市計画区域の面積が同一でない場合は、両比率の合計は、100%にならない）。
- ・ 7の土地利用の数値は、令和4年1月1日現在の地目別有租地面積の数値を小数点第1位以下四捨五入して記載。
国及び地方公共団体の所有する公有地、公衆用道路、社寺境内地等の課税対象外の土地は含まない。

		5			6						7								
75歳以上	5年間の増減	平均年齢	5年間の増減	合計特殊出生率	面積	市街化区域		市街化調整区域		人口密度(1km ² 当たり)	土地利用(小数点第1位以下四捨五入)	宅地					田畑	雑種地その他	免税点未満
						km ²	km ²	%	km ²			%	人	商業	工業	住宅			
歳	歳	歳	歳		km ²	km ²	%	km ²	%	人	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
13.6	2.0	47.7	1.5	1.09	1,121.3	250.3	22.3	325.5	29.0	1,757	33,312	787	758	11,827	495	13,867	2,125	12,727	4,593
12.0	1.4	45.4	1.1	1.20	786.4	180.8	23.0	262.2	33.3	1,391	31,815	756	1,262	7,323	972	10,313	6,045	14,434	1,023
10.2	2.1	44.3	1.5	1.32	217.4	117.0	53.8	100.5	46.2	6,106	14,638	315	306	6,717	716	8,054	3,835	2,159	590
14.0	3.2	46.9	1.5	1.22	271.8	128.8	47.4	143.3	52.7	3,595	17,790	280	1,527	5,396	1,008	8,211	3,840	4,804	935
10.4	1.5	43.7	0.9	1.27	144.4	127.3	88.2	17.1	11.8	10,656	8,958	240	2,085	5,122	1	7,448	498	964	48
13.1	2.3	46.4	1.5	1.24	437.8	337.7	77.4	98.9	22.6	8,608	27,279	940	2,972	16,529	7	20,448	2,543	3,836	452
13.4	3.3	46.7	1.9	※1 1.17	328.9	68.3	20.8	42.0	12.8	2,205	14,731	144	556	4,079	9	4,788	1,688	7,313	942
15.2	1.8	48.3	1.5	1.30	726.3	129.9	17.9	596.6	82.1	1,086.8	51,048	867	1,508	6,074	3,487	11,936	32,940	4,835	1,337
16.3	2.4	48.8	1.3	※4 1.29	1,411.8	※5 104.8	7.4	※5 130.1	9.2	485	77,283	178	976	5,139	543	6,836	8,969	56,610	4,868
13.0	1.8	46.2	1.5	1.43	1,558.1	98.9	6.3	415.6	26.7	506	64,405	212	874	9,207	159	10,452	13,826	34,521	5,606
13.4	2.0	46.1	1.1	1.34	326.5	302.6	92.7	23.9	7.3	7,099	18,531	1,154	1,921	12,028	315	15,418	949	1,840	324
15.0	2.3	47.4	1.5	1.21	827.8	149.8	18.1	330.7	39.9	1,745	32,745	287	811	6,643	513	8,254	2,146	20,174	2,172
13.5	1.5	46.4	0.6	1.17	225.3	211.5	93.8	13.9	6.2	12,181	11,233	1,445	2,379	6,754	0	10,578	72	487	96
15.2	3.3	47.4	1.6	1.40	149.8	107	71.6	42	28.4	5,456	8,906	487	1,755	4,198	4	6,444	1,050	1,077	335
12.8	2.0	46.6	1.6	※6 1.37	557.0	204.0	36.6	353.3	63.4	2,729	26,905	549	1,709	6,595	1,149	10,003	4,795	10,879	1,228
13.8	2.0	46.0	1.3	※8 1.43	790.0	103.9	13.2	482.1	61.0	910	41,884	1,068	640	4,634	2,619	8,961	15,383	14,426	3,114
13.0	2.4	45.9	1.5	1.42	906.7	161.5	17.8	237.8	26.2	1,315	42,314	326	889	6,628	704	8,547	3,358	26,583	3,826
16.7	2.3	48.9	1.4	1.47	492.5	205.7	41.8	282.9	57.4	1,878	24,248	586	3,889	6,950	560	11,985	2,884	7,802	1,577
10.7	1.2	43.9	0.8	1.20	※9 343.5	163.7	47.7	177.1	51.6	4,716	18,438	1,010	1,012	6,642	674	9,338	2,096	5,674	1,330
13.5	1.4	46.1	1.3	1.51	390.3	108.0	27.7	246.4	63.1	1,886	26,333	92	262	5,810	1,950	8,114	11,679	4,816	1,724

- ※1 (相模原市) 令和元年の数値
- ※2 (新潟市) 伸び率は、令和2年国勢調査(確報値)を基準とした数値
- ※3 (新潟市) 令和4年3月末の住民基本台帳上の世帯数
- ※4 (静岡市) 令和2年9月30日現在の住民基本台帳人口による女子人口(日本人)で算出
- ※5 (静岡市) 令和4年3月末現在の数値
- ※6 (神戸市) 平成27年の数値
- ※7 (岡山市) 令和2年国勢調査の数値
- ※8 (岡山市) 令和2年9月末現在の住民基本台帳人口の年齢(各歳)別人口を基に岡山市独自に算出
- ※9 (福岡市) 令和4年1月1日現在の数値

区分	8 産業構造																									
	事業所数	第一次産業				第二次産業				第三次産業				従業者数	第一次産業				第二次産業				第三次産業			
		所	所	%	所	%	所	%	所	%	所	%	人		人	%	人	%	人	%	人	%	人	%		
札幌市	76,604	105	0.1	9,321	12.2	67,178	87.7	912,841	1,345	0.1	99,922	10.9	811,574	88.9												
	(72,451)	(96)	(0.1)	(8,757)	(12.1)	(63,598)	(87.8)	(838,911)	(894)	(0.1)	(95,808)	(11.4)	(742,209)	(88.5)												
仙台市	50,186	75	0.1	5,984	11.9	44,127	87.9	597,651	604	0.1	72,339	12.1	524,708	87.8												
	(48,419)	(62)	(0.1)	(5,851)	(12.1)	(42,506)	(87.8)	(554,801)	(614)	(0.1)	(71,455)	(12.9)	(482,732)	(87.0)												
さいたま市	43,057	64	0.1	6,747	15.7	36,246	84.2	547,354	476	0.1	75,198	13.7	471,680	86.2												
	(41,330)	(55)	(0.1)	(6,371)	(15.4)	(34,904)	(84.5)	(509,450)	(384)	(0.1)	(73,970)	(14.5)	(435,096)	(85.4)												
千葉市	30,647	45	0.2	4,023	13.12	26,579	86.72	432,258	310	0.07	56,430	13.03	375,518	86.87												
	(29,326)	(50)	(0.2)	(3,859)	(13.1)	(25,417)	(86.7)	(406,378)	(478)	(0.1)	(55,392)	(13.6)	(350,508)	(86.3)												
川崎市	43,149	74	0.2	7,378	17.1	35,697	82.7	584,131	782	0.1	115,072	19.7	468,277	80.2												
	(40,934)	(64)	(0.2)	(6,863)	(16.8)	(34,007)	(83.1)	(543,812)	(650)	(0.1)	(98,902)	(18.2)	(444,260)	(81.7)												
横浜市	120,778	168	0.1	18,052	14.9	102,558	84.9	1,573,667	1,126	0.1	242,954	15.4	1,329,587	84.5												
	(114,930)	(163)	(0.1)	(16,984)	(14.8)	(97,783)	(85.1)	(1,475,974)	(1,403)	(0.1)	(220,836)	(15.0)	(1,253,735)	(84.9)												
相模原市	24,010	79	0.3	4,838	20.1	19,093	79.5	265,283	1,004	0.4	57,577	21.7	206,702	77.9												
	(22,480)	(73)	(0.3)	(4,553)	(20.3)	(17,854)	(79.4)	(248,832)	(786)	(0.3)	(57,296)	(23.0)	(190,750)	(76.7)												
新潟市	37,385	147	0.4	6,033	16.1	31,205	83.5	396,433	1,887	0.5	73,296	18.5	321,250	81												
	(35,510)	(139)	(0.4)	(5,811)	(16.4)	(29,560)	(83.2)	(364,667)	(2,006)	(0.5)	(72,771)	(20.0)	(289,890)	(79.5)												
静岡市	37,081	70	0.2	7,134	19.2	29,877	80.6	372,917	622	0.2	80,537	21.6	291,758	78.2												
	(35,194)	(70)	(0.2)	(6,711)	(19.1)	(28,413)	(80.7)	(340,623)	(662)	(0.2)	(76,142)	(22.4)	(263,819)	(77.5)												
浜松市	37,660	177	0.5	8,389	22.3	29,094	77.3	394,381	2,130	0.5	112,665	28.6	279,586	70.9												
	(35,552)	(150)	(0.4)	(7,893)	(22.2)	(27,509)	(77.3)	(367,526)	(1,908)	(0.5)	(105,715)	(28.8)	(259,903)	(70.7)												
名古屋市	125,884	58	0	19,550	15.5	106,276	84.4	1,498,995	426	0	236,475	15.8	1,262,094	84.2												
	(119,510)	(50)	(0.0)	(18,399)	(15.4)	(101,061)	(84.6)	(1,417,153)	(385)	(0.0)	(228,649)	(16.1)	(1,188,119)	(83.8)												
京都市	75,282	78	0.1	12,727	16.9	62,477	83	788,170	1,106	0.1	124,559	15.8	662,505	84.1												
	(70,637)	(73)	(0.1)	(11,781)	(16.7)	(58,783)	(83.2)	(739,542)	(967)	(0.1)	(118,929)	(16.1)	(619,646)	(83.8)												
大阪市	191,854	57	0	27,907	14.5	163,890	85.4	2,354,657	555	0	352,667	15	2,001,435	85												
	(179,252)	(51)	(0.0)	(25,408)	(14.2)	(153,793)	(85.8)	(2,209,412)	(452)	(0.0)	(314,897)	(14.3)	(1,894,063)	(85.7)												
堺市	30,128	21	0.1	5,697	18.9	24,410	81	337,160	179	0.1	80,260	23.8	256,721	76.1												
	(28,733)	(22)	(0.1)	(5,456)	(19.0)	(23,255)	(80.9)	(314,806)	(201)	(0.1)	(76,164)	(24.2)	(238,441)	(75.7)												
神戸市	71,718	98	0.1	8,179	11.4	63,441	88.5	776,937	778	0.1	119,904	15.4	656,255	84.5												
	(66,882)	(81)	(0.1)	(7,615)	(11.4)	(59,186)	(88.5)	(727,130)	(685)	(0.1)	(110,402)	(15.2)	(616,043)	(84.7)												
岡山市	33,016	115	0.3	4,832	14.6	28,069	85	360,610	1,289	0.4	61,021	16.9	298,300	82.7												
	(31,798)	(102)	(0.3)	(4,626)	(14.5)	(27,070)	(85.1)	(341,398)	(1,198)	(0.4)	(58,364)	(17.1)	(281,836)	(82.6)												
広島市	55,733	96	0.2	7,640	13.7	47,997	86.1	618,100	871	0.1	100,887	16.3	516,342	83.5												
	(53,327)	(83)	(0.2)	(7,365)	(13.8)	(45,879)	(86.0)	(581,331)	(732)	(0.1)	(100,932)	(17.4)	(479,667)	(82.5)												
北九州市	44,150	53	0.1	6,214	14.1	37,883	85.8	466,561	467	0.1	91,930	19.7	374,164	80.2												
	(41,772)	(39)	(0.1)	(5,972)	(14.3)	(35,761)	(85.6)	(434,714)	(419)	(0.1)	(88,145)	(20.3)	(346,150)	(79.6)												
福岡市	75,200	63	0.1	7,379	9.8	67,758	90.1	908,807	586	0.1	87,999	9.7	820,222	90.3												
	(72,284)	(54)	(0.1)	(7,077)	(9.8)	(65,153)	(90.1)	(866,930)	(441)	(0.1)	(86,051)	(9.9)	(780,438)	(90.0)												
熊本市	32,048	123	0.4	3,912	12.2	28,013	87.4	348,598	1,476	0.4	41,000	11.8	306,122	87.8												
	(28,310)	(107)	(0.4)	(3,524)	(12.4)	(24,679)	(87.2)	(305,105)	(1,096)	(0.4)	(41,662)	(13.7)	(262,347)	(86.0)												

- (注)
- ・ 8の産業構造のうち、上段については、平成26年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。中段のカッコ内については、平成28年経済センサス（活動調査）における民営の数値。下段の事業所数については、令和元年経済センサス（基礎調査）における民営及び国・地方公共団体の合計。
 - ・ 9の経済活動別市内総生産額は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（平成30年度）の数値（名目値）。また、内訳には輸入品に課される税・関税等が含まれないため、各産業の合計は市内総生産額と一致しない。
 - ・ 10の年間商品販売額（卸売業）及び同（小売業）は、平成28年経済センサス（活動調査）の数値。
 - ・ 11の製造品出荷額等（4人以上）は、令和2年の工業統計結果の数値。
 - ・ 12の市民所得及び雇用者報酬は、国民経済計算体系（新SNA）に基づく「県民経済計算標準方式」による推計（平成30年度）の数値。
 - ・ 13の有効求人倍率は、一般の常用と臨時、季節及びパートタイムを合計した全数の数値とし、令和4年2月時点の公共職業安定所公表数値（パートを含む）を小数点第2位まで記載。完全失業率は、令和2年国勢調査結果数値から算出（なお、新聞報道等で一般的に使われている完全失業率は、就業・不就業の状態を明らかにすることを目的に行われる労働力調査に基づく数値）。

9 経済活動 別市内 総生産額 (伸比率)	10 商業機能			11 製造品 出荷額等 (4人以上)	12		13 雇用			
	第一次 産業	第二次 産業	第三次 産業		年間商品 販売額 (卸売業)	年間商品 販売額 (小売業)	市民所得 (1人当たり) (伸比率)	雇用者 報酬 (1人当たり)	有効求人 倍率	完全 失業率
69,788 (2.0)	40	7,323	62,426	76,662	22,899	5,896	2,801 (2.3)	4,416	1.00	4.7
※1 53,913 (0.2)	※1 38	※1 8,516	※1 44,965	76,327	14,914	9,944	※1 3,397 (△0.4)	※1 5,656	1.62	4.2
44,776 (3.3)	39	6,344	38,080	38,397	13,785	8,896	3,336 (3.1)	...	※2 1.01	4.0
39,335 (2.4)	59	6,780	32,296	25,704	11,119	12,760	3,159 (1.1)	5,831	1.23	4.0
64,958 (0.7)	20	18,544	45,988	17,945	12,287	40,828	3,686 (△0.1)	5,587	1.19	3.3
144,757 (0.8)	66	20,457	122,752	66,877	40,119	36,080	3,345 (0.1)	5,100	1.09	3.6
... (…)	※3 5,311	※3 6,637	※3 13,278	... (…)	...	0.86	4.1
※4 31,728 (0.8)	※4 355	※4 6,494	※4 24,673	22,708	9,611	11,469	※4 3,007 (1.0)	※4 4,593	※5 1.54	3.9
35,083 (6.3)	99	10,363	24,446	21,723	7,385	21,202	3,643 (0.0)	...	※6 1.45	3.5
32,585 (5.1)	402	10,515	21,668	15,081	8,795	20,113	※7 3,297 (5.8)	※7 5,431	1.05	4.0
135,807 (1.1)	9	19,029	115,421	238,838	34,756	32,969	3,734 (△0.2)	5,215	1.72	3.7
66,292 (△1.2)	48	17,440	48,254	53,632	18,295	24,620	3,179 (△1.3)	4,868	1.21	4.5
※8 201,938 (1.0)	15	25,547	175,182	369,855	45,782	35,747	※8 4,410 (△0.1)	5,964	※9 1.71	※10 4.9
30,999 (△4.6)	19	11,524	19,413	9,914	7,632	34,782	2,996 (△2.7)	4,512	1.07	4.5
65,470 (1.9)	103	17,055	47,817	37,796	18,687	34,398	3,216 (2.9)	4,972	1.10	5.1
28,815 (1.7)	160	5,798	22,674	23,099	8,842	10,657	2,974 (0.5)	4,539	※11 1.58	4.0
55,932 (△2.0)	58	11,260	44,171	63,808	14,633	31,008	3,398 (△3.5)	4,844	※12 1.82	※12 3.5
38,327 (0.3)	50	10,119	27,748	16,472	10,495	23,221	2,792 (△0.5)	4,677	※13 1.10	4.5
78,498 (1.3)	68	6,025	71,790	116,033	21,399	5,823	3,341 (△0.7)	5,130	1.15	4.7
... (…)	15,120	7,800	4,581	... (…)	...	※14 1.40	3.9

- ※1 (仙台市) 「令和元年度 仙台市の市民経済計算」の平成30年度の数値
- ※2 (さいたま市) 市の値がないため埼玉県の数値を使用
- ※3 (相模原市) 億円未満を四捨五入
- ※4 (新潟市) 「新潟市の市民経済計算 平成30年度」の平成29年度の数値
- ※5 (新潟市) 市の値がないため新潟県の数値を使用
- ※6 (静岡市) 静岡市の外に、焼津市及び島田市を含めた中部管内の数値
- ※7 (浜松市) 「平成30年度浜松市の市民経済計算」の平成29年度数値を使用しており、同冊子平成29年度版の数値と一致しない
- ※8 (大阪市) 「平成30年度大阪市民経済計算」における平成29年度から平成30年度の伸び率
- ※9 (大阪市) 吹田市を含む
- ※10 (大阪市) 労働力状態不詳分を除いて算出
- ※11 (岡山市) 岡山市の外に、吉備中央町の一部及び瀬戸内市を含めた岡山管内及び西大寺管内の数値
- ※12 (広島市) 市の値がないため山県郡を含めた値を使用 (令和3年度はハローワーク広島及び広島東管内のみの値を使用)
- ※13 (北九州市) 北九州市の外に、中間市及び遠賀郡を含めた数値
- ※14 (熊本市) 市の値がないため熊本県の値を使用

区 分	14 国際化			15 家計						16 消費者物価指数 (R2年=100)
	外国人 居住者	姉妹都市 等の数	国際会議 開催件数	1世帯1箇月当たり(二人以上の世帯)						
				世帯人員	有業人員	世帯主 の年 齢	消費支出	実収入 (勤労者世帯)	消費支出 (勤労者世帯)	
単 位	人	箇 所	件	人	人	歳	円	円	円	
札幌市	13,095	5	0	2.8	1.2	59.9	268,396	555,600	281,309	100.2
仙台市	11,665	7	1	2.9	1.2	58.0	284,171	523,549	297,733	100.3
さいたま市	27,112	※1	6	3.0	1.4	57.2	326,313	750,325	369,498	101.0
千葉市	28,239	7	0	2.8	1.2	62.3	311,484	678,548	465,212	99.5
川崎市	43,760	9	0	3.0	1.4	58.5	305,711	723,311	333,114	99.5
横浜市	98,752	※3	15	2.9	1.3	60.9	300,152	615,511	325,755	99.7
相模原市	15,790	2	0	2.8	1.2	62.3	265,151	598,225	296,622	99.7
新潟市	4,977	7	0	3.2	1.4	57.7	313,678	613,886	343,585	99.4
静岡市	11,300	5	0	3.1	1.4	59.2	291,793	612,985	327,209	99.1
浜松市	25,593	4	0	3.0	1.4	59.6	270,773	608,360	296,022	101.9
名古屋市	78,249	※5	8	2.9	1.4	61.6	263,912	573,548	287,377	99.9
京都市	※7 41,814	15	4	3.0	1.3	61.4	283,208	580,907	324,687	99.9
大阪市	137,772	7	0	2.9	1.4	58.9	249,980	566,388	270,545	99.4
堺市	14,887	※10	4	3.0	1.3	61.0	277,630	563,004	283,380	99.5
神戸市	48,211	10	1	2.8	1.2	59.3	268,760	570,622	277,068	102.3
岡山市	12,365	8	1	3.1	1.4	57.9	276,603	561,588	295,256	100.0
広島市	18,495	6	0	3.0	1.4	56.5	284,423	594,913	278,255	99.8
北九州市	12,230	6	2	2.8	1.2	63.2	251,352	506,144	298,235	100.0
福岡市	34,354	※11	8	3.0	1.3	56.7	285,494	617,987	313,182	99.5
熊本市	5,908	8	0	3.0	1.4	56.7	291,309	574,053	312,466	99.5

(注)

・14の外国人居住者は、令和4年3月末現在の住民基本台帳による外国人住民数。姉妹都市等の数は、全市的に交流している都市。国際会議開催件数は、日本政府観光局（JNTO）が公表済の令和3年開催分とする。なお、「国際会議」とは①50人以上の参加者のある会議で、②参加国数が日本を含む3カ国以上、③開催期間が1日以上の会議とする。

・15の数値は、総務省統計局所管家計調査に基づく令和3年の平均の数値。

・16の消費者物価指数は、令和3年度平均の数値。

・17の消費者物価地域差指数は、「全国平均=100」として計算した令和3年平均の数値。

・18の職員関係の数値は、令和4年地方公務員給与実態調査の数値。一般行政職平均給与は給料+扶養手当+地域手当の合計数値。市民千人当たりの職員数及び市民千人当たりの一般行政職職員数は、令和4年4月1日現在の推計人口により算出。ラスパイレス指数は、令和4年4月1日現在の数値。

・19の行政サービスコーナーとは、市民の利便性の向上のため、市が市内の主要な箇所に直接設置し、又は他施設の一部を利用して設置し、市職員を配置し、住民票の写しの交付等の行政サービス及び行政情報等を提供する施設であって、区役所、支所、出張所等総合的な市行政サービスを行う施設以外のものをいう。

17 平均消費者 物価地域差 指数(全国平 均=100)	18						19				
	職員総数(伸び率)		一 般 一 行 政 職 平 均 年 齢	一 般 一 行 政 職 平 均 給 与	市 民 千 人 当 た り の 職 員 数	市 民 千 人 当 た り の 一 般 行 政 職 員 数	ラスパイレス 指数(令和4 年4月1日)	行 政 区 区	支 所 数 所	出 張 所 数 所	行 政 サ ー ビ ス コ ー ナ ー 所
	人	(%)	歳	円	人	人		区	所	所	所
100.6	22,908	(0.2)	40.3	318,070	11.6	3.5	99.6	10	84	2	2
99.6	15,027	(1.0)	41.5	350,824	13.7	3.7	102.7	5	2	-	10
101.6	15,440	(1.5)	40.6	377,028	11.6	3.1	101.6	10	16	-	9
100.6	12,051	(2.3)	41.1	373,100	12.3	3.5	100.7	6	-	-	※2 17
104.2	19,498	(1.3)	41.6	384,639	12.7	3.6	100.7	7	2	4	6
103.6	46,130	(0.4)	40.7	372,506	12.2	3.4	100.1	18	-	-	10
101.8	7,948	(0.0)	40.8	355,710	11.0	3.9	98.8	3	-	※4 18	※4 6
98.7	11,322	(△1.0)	42.4	345,304	14.5	3.8	99.1	8	0	14	15
99.9	9,037	(0.1)	40.6	349,442	13.2	3.9	102.2	3	-	3	28
98.6	9,136	(0.1)	42.6	361,500	11.7	3.5	100.1	7	-	-	52
98.9	35,767	(0.2)	41.3	372,189	15.4	3.4	98.9	16	6	0	※6 31
101.1	20,653	(△1.1)	43.1	363,684	14.3	4.1	99.0	11	3	14	5
100.7	35,827	(△1.8)	43.4	375,946	13.1	3.9	97.1	24	-	※8 2	※9 7
99.7	10,327	(1.7)	42.6	357,228	12.6	4.1	100.1	7	-	-	-
100.3	21,719	(△0.4)	42.8	378,290	14.4	4.2	100.3	9	1	14	2
98.0	8,966	(0.2)	44.0	360,735	12.8	3.7	100.8	4	4	13	12
98.8	15,657	(0.2)	40.8	353,033	13.1	3.8	99.9	8	-	12	9
98.4	12,395	(△0.6)	46.0	370,427	13.4	5.1	101.7	7	-	9	2
98.0	17,719	(1.4)	40.1	※12 353,300	10.9	3.6	101.7	7	-	2	3
99.0	10,321	(0.7)	41.8	330,865	14.0	4.3	100.0	5	-	8	※13 2

- ※1 (さいたま市) 姉妹都市4、友好都市2
 ※2 (千葉市) 市民センター12、連絡所5
 ※3 (横浜市) 姉妹都市7都市、友好都市1都市、パートナー都市7都市
 ※4 (相模原市) まちづくりセンター14、出張所4 行政サービスコーナー欄は、連絡所数を掲載
 ※5 (名古屋市) 姉妹都市5、友好都市1、パートナー都市2
 ※6 (名古屋市) サービスセンター1、地下鉄駅長室30
 ※7 (京都市) 令和4年4月1日現在の人数
 ※8 (大阪市) 東淀川区役所出張所、東住吉区役所矢田出張所
 ※9 (大阪市) 大阪市サービスカウンター(3:梅田、難波、天王寺)、大阪市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー(1)、住之江区南港ポータウンサービスコーナー(1)、平野区サービスセンター(2:北部、南部)
 ※10 (堺市) 姉妹都市2、友好都市2
 ※11 (福岡市) 姉妹都市7、友好都市1
 ※12 (福岡市) 100円未満四捨五入
 ※13 (熊本市) マイナンバーカードサテライト(中央区)

Ⅱ 令和3年度決算

1 令和3年度普通会計決算及び各種指標

区分	歳入総額		歳出総額		実質収支		単年度収支	実質単年度収支	基準財政需要額	基準財政収入額
	前年度 伸び率		前年度 伸び率		実質収 支比率					
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	千円
札幌市	1,295,698,111	0.5	1,281,258,738	0.7	9,961,668	1.8	△ 2,267,558	△ 7,966,913	420,205,828	293,985,964
仙台市	636,972,145	△ 3.8	626,496,644	△ 3.9	6,894,613	2.3	2,556,266	2,818,298	216,430,163	187,242,855
さいたま市	654,914,371	△ 8.8	640,991,108	△ 9.1	7,327,757	2.2	△ 462,425	7,328,027	244,451,575	229,364,253
千葉市	514,381,284	△ 11.6	507,597,663	△ 11.8	2,977,843	△ 47.9	△ 2,743,242	3,405,159	194,920,323	171,706,539
川崎市	795,373,552	△ 13.3	786,995,809	△ 12.9	6,217,150	1.6	5,676,825	6,577,541	301,089,405	298,001,151
横浜市	2,230,290,510	△ 6.8	2,202,642,428	△ 7.0	13,996,572	1.4	7,263,752	24,536,355	745,934,526	692,467,404
相模原市	343,241,444	△ 12.3	317,528,162	△ 16.5	24,610,502	13.3	14,521,378	14,525,783	136,771,575	113,553,367
新潟市	450,147,850	△ 8.2	438,857,264	△ 9.3	7,565,836	3.1	3,995,884	9,747,297	186,973,619	120,311,109
静岡市	363,053,431	△ 11.4	353,330,636	△ 12.0	6,591,676	3.3	1,249,137	4,240,322	145,748,567	120,790,628
浜松市	394,601,514	9.8	383,252,465	9.6	7,233,367	3.2	753,112	4,468,179	167,258,155	134,664,083
名古屋市	1,396,138,350	△ 7.8	1,378,101,394	△ 7.9	10,239,956	1.5	1,987,714	3,938,105	505,972,650	485,761,030
京都市	1,056,768,646	△ 1.3	1,054,162,743	△ 0.8	387,928	0.1	704,744	10,156,297	314,197,198	244,831,767
大阪市	2,003,680,509	△ 1.9	1,962,155,183	△ 2.6	30,796,464	3.4	17,755,435	64,103,896	650,156,728	578,971,411
堺市	469,487,091	△ 7.9	461,227,663	△ 9.1	7,292,180	3.1	5,862,344	13,469,831	174,085,145	131,657,516
神戸市	977,468,532	△ 8.2	963,657,618	△ 7.6	1,036,532	245.6	736,585	7,036,686	343,373,743	257,738,332
岡山市	402,822,136	△ 6.7	383,657,449	△ 7.4	13,383,797	6.3	1,454,856	10,939,529	157,394,646	114,941,603
広島市	726,457,881	△ 7.3	714,072,933	△ 8.2	2,955,261	11.3	300,362	7,216,406	260,416,064	200,485,179
北九州市	651,472,746	△ 4.5	643,026,372	△ 5.0	5,096,088	1.7	2,165,170	8,757,270	221,905,126	151,149,618
福岡市	1,177,937,693	△ 6.9	1,161,028,164	△ 7.0	10,906,850	2.4	2,274,971	1,001,521	330,643,921	280,013,955
熊本市	430,551,321	△ 6.3	420,269,419	△ 6.3	6,672,608	3.2	1,116,367	1,120,218	159,073,806	108,227,442

標準財政規模	財政力指数	公債費負担比率	経常収支比率	減取補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いた場合の経常収支比率	積立金現在高	地方債現在高	債務負担行為額	健全化判断比率			
								実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千円		%	%	%	千円	千円	千円	%	%	%	%
556,234,732	0.724	15.9	93.0	104.5	82,265,967	1,100,637,848	195,977,257	-	-	2.7	29.3
294,579,716	0.896	16.5	96.6	104.5	134,765,730	765,548,401	169,080,109	-	-	6.9	59.1
326,717,230	0.965	14.5	92.5	97.9	56,607,976	454,348,816	165,486,846	-	-	6.5	18.9
266,135,814	0.914	17.3	95.7	102.5	29,950,222	696,843,263	201,859,970	-	-	11.2	116.0
380,864,071	1.020	15.0	97.4	98.2	33,338,700	804,739,323	189,786,766	-	-	8.5	123.4
999,814,703	0.928	15.2	95.1	100.8	49,657,739	2,384,424,622	286,543,567	-	-	10.6	129.9
185,703,850	0.863	12.6	93.3	101.8	24,065,272	274,385,848	37,545,615	-	-	2.7	14.2
244,031,477	0.676	17.3	92.3	100.7	11,190,047	638,320,039	44,149,669	-	-	11.0	124.0
199,938,663	0.866	14.9	90.0	98.4	37,699,849	442,132,890	23,965,681	-	-	6.2	37.1
227,707,392	0.845	14.4	88.1	96.5	53,114,574	249,445,630	133,987,107	-	-	4.8	-
673,008,099	0.980	14.5	95.1	99.1	68,680,113	1,386,367,901	265,637,714	-	-	7.2	94.2
424,382,561	0.805	17.3	94.8	102.7	47,593,565	1,358,075,029	132,693,608	-	-	11.8	170.4
899,578,624	0.923	16.1	85.1	91.4	277,058,304	1,702,596,158	296,523,818	-	-	1.8	-
236,014,076	0.787	14.7	93.7	106.0	65,474,161	481,398,264	144,380,525	-	-	6.1	-
461,249,025	0.774	18.0	95.3	104.8	50,898,874	1,146,567,828	212,297,197	-	-	4.4	56.4
211,842,919	0.766	18.8	85.5	92.9	59,522,302	337,676,285	130,568,229	-	-	5.1	-
352,897,441	0.806	16.7	94.8	103.7	21,764,975	1,105,394,478	190,246,750	-	-	10.9	158.9
292,777,085	0.701	18.7	96.3	104.7	43,083,814	1,023,779,092	93,439,265	-	-	10.3	150.0
451,517,796	0.880	17.2	90.3	94.5	94,893,065	1,162,080,782	174,390,419	-	-	8.8	82.9
208,961,462	0.703	13.1	90.8	98.8	26,310,723	499,990,561	64,363,853	-	-	5.4	104.6

2 普通会計歳入内訳

区分	歳入内訳									
	市税		地方交付税		普通交付税		特別交付税		使用料及び手数料	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	334,595,895	25.8	※1 131,607,393	10.2	126,656,935	9.8	4,950,177	0.4	19,510,709	1.5
仙台市	218,125,010	34.2	33,114,251	5.2	29,187,344	4.6	3,926,907	0.6	11,632,498	1.8
さいたま市	273,786,943	41.8	15,557,415	2.4	13,987,197	2.2	1,570,218	0.2	7,037,860	1.1
千葉市	199,876,558	38.9	※2 24,103,717	4.7	23,214,549	4.5	835,877	0.2	9,295,211	1.8
川崎市	364,605,509	45.8	※3 3,732,290	0.5	3,088,254	0.4	644,036	0.1	15,992,110	2.0
横浜市	838,901,732	37.6	52,092,786	2.3	50,867,122	2.3	1,225,664	0.1	40,576,544	1.8
相模原市	129,575,345	37.8	※4 24,545,286	7.2	23,495,502	6.8	1,049,784	0.3	5,115,407	1.5
新潟市	132,094,399	29.3	※5 69,966,517	15.5	66,450,990	14.8	3,512,023	0.8	7,242,182	1.6
静岡市	137,874,554	38.0	26,237,972	7.3	24,957,939	6.9	1,280,033	0.4	4,732,579	1.3
浜松市	145,001,157	36.7	※6 35,026,248	8.9	32,643,741	8.3	2,382,373	0.6	4,239,487	1.1
名古屋市	583,542,312	41.8	※7 21,048,561	1.5	19,925,296	1.4	1,123,230	0.1	37,889,966	2.7
京都市	301,943,411	28.6	※8 71,581,967	6.8	69,365,431	6.6	2,216,536	0.2	17,965,390	1.7
大阪市	750,030,203	37.4	※9 72,484,739	3.6	71,185,317	3.5	1,299,298	0.1	67,986,756	3.4
堺市	151,638,686	32.3	※10 43,389,355	9.2	42,427,629	9.0	961,726	0.2	5,553,036	1.2
神戸市	305,625,297	31.3	87,179,755	8.9	84,784,068	8.7	2,395,687	0.2	31,776,316	3.3
岡山市	130,421,320	32.4	44,157,012	10.9	42,455,290	10.5	1,701,722	0.4	5,979,658	1.5
広島市	236,737,915	32.6	62,314,426	8.6	59,908,622	8.3	2,405,804	0.3	10,559,792	1.5
北九州市	174,938,509	26.9	73,508,927	11.3	70,755,508	10.9	2,753,419	0.4	14,646,047	2.2
福岡市	343,164,133	29.1	52,229,226	4.4	50,675,906	4.3	1,553,320	0.1	23,851,452	2.0
熊本市	120,679,722	28.0	53,825,313	12.5	50,846,016	11.8	2,979,297	0.7	7,854,580	1.9

(注) %は構成比

国庫支出金		県(道・府)支出金		市債		その他	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
420,192,265	32.4	63,518,276	4.9	99,774,000	7.7	226,499,573	17.5
150,881,457	23.7	64,777,324	10.2	55,771,100	8.8	102,670,505	16.1
160,964,707	24.6	28,858,312	4.4	56,144,507	8.6	112,564,627	17.1
126,598,114	24.6	24,009,740	4.7	47,541,379	9.2	82,956,565	16.1
203,067,438	25.5	37,224,694	4.7	56,857,500	7.1	113,894,011	14.4
484,137,620	21.7	93,547,729	4.2	168,264,820	7.5	552,769,279	24.9
89,621,341	26.1	18,901,634	5.6	26,521,800	7.7	48,960,631	14.1
106,153,286	23.6	28,040,168	6.2	43,996,300	9.8	62,654,998	13.9
85,266,465	23.5	18,079,911	5.0	36,043,900	9.9	54,818,050	15.0
94,136,687	23.9	22,230,492	5.6	29,461,800	7.5	64,505,643	16.3
309,896,551	22.2	69,024,742	4.9	106,895,000	7.7	267,841,218	19.2
221,509,275	21.0	42,645,394	4.0	72,023,000	6.8	329,100,209	31.1
597,577,347	29.8	101,349,008	5.1	156,043,500	7.8	258,208,956	12.9
141,939,766	30.2	25,824,608	5.5	42,982,500	9.2	58,159,140	12.4%
250,213,973	25.6	53,626,488	5.5	109,429,900	11.2	139,616,803	14.3
97,408,019	24.2	17,683,914	4.4	46,622,500	11.6	60,549,713	15.0
189,319,727	26.0	32,712,187	4.5	93,062,067	12.8	101,751,767	14.0
163,107,669	25.0	32,162,779	4.9	62,751,400	9.6	130,357,415	20.1
235,298,832	20.0	13,271,721	1.1	75,546,600	6.4	458,427,181	38.9
119,516,750	27.8	26,942,521	6.3	41,326,900	9.6	6,580,222	13.9

※1(札幌市)地方交付税には、震災復興特別交付税281千が含まれる。

※2(千葉市)地方交付税には、震災復興特別交付税53,291千が含まれる。

※3(川崎市)地方交付税には、震災復興特別交付税756千が含まれる。

※4(相模原市)地方交付税には、震災復興特別交付税142千が含まれる。

※5(新潟市)地方交付税には、震災復興特別交付税3,504千が含まれる。

※6(浜松市)地方交付税には、震災復興特別交付金134千が含まれる。

※7(名古屋市)地方交付税には、震災復興特別交付税35千が含まれる。

※8(京都市)地方交付税には、震災復興特別交付税27千が含まれる。

※9(大阪市)地方交付税には、震災復興特別交付税124千が含まれる。

※10(堺市)地方交付税には、震災復興特別交付税74千が含まれる。

区分	市税の内訳													
	市民税		個人分				法人分		固定資産税		軽自動車税		市たばこ税	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%		
札幌市	166,985,986	49.9	141,793,271	42.4	25,192,715	7.5	115,970,052	34.7	2,605,557	0.8	15,077,880	4.5		
仙台市	112,182,234	51.5	91,209,074	41.8	20,973,160	9.7	75,076,306	34.4	1,826,058	0.8	7,685,483	3.5		
さいたま市	153,510,608	56.0	134,763,696	49.2	18,746,912	6.8	87,348,036	31.9	1,569,902	0.6	7,752,867	2.8		
千葉市	105,114,150	52.6	91,155,363	45.6	13,958,787	7.0	68,728,472	34.4	1,330,715	0.7	6,483,086	3.2		
川崎市	190,994,001	52.4	175,844,851	48.3	15,149,150	4.1	127,213,019	34.9	941,499	0.2	9,425,875	2.6		
横浜市	456,707,512	54.4	411,280,002	49.0	45,427,510	5.4	278,334,411	33.2	3,241,228	0.4	22,024,644	2.6		
相模原市	65,964,614	50.9	61,083,671	47.1	4,880,943	3.8	45,519,327	35.1	1,146,962	0.9	4,628,473	3.6		
新潟市	64,187,570	14.3	55,096,654	12.2	9,090,916	2.0	47,966,234	10.7	2,253,569	0.5	5,038,432	1.1		
静岡市	64,871,437	47.0	56,735,939	41.1	8,135,498	5.9	52,187,431	37.9	1,750,490	1.3	4,324,109	3.1		
浜松市	72,308,984	49.9	64,208,278	44.3	8,100,706	5.6	52,735,436	36.4	2,485,408	1.7	4,652,078	3.2		
名古屋市	283,157,460	48.5	227,853,842	39.0	55,303,618	9.5	216,922,405	37.2	2,855,394	0.5	16,191,363	2.8		
京都市	149,122,364	49.4	115,179,778	38.1	33,942,586	11.2	108,241,004	35.8	2,019,365	0.7	8,986,585	3.0		
大阪市	327,673,294	43.7	219,398,128	29.2	108,275,166	14.4	302,707,493	40.4	2,049,949	0.3	27,758,051	3.7		
堺市	69,362,130	45.7	60,474,086	39.9	8,888,044	5.8	59,092,389	39.0	1,356,775	0.9	5,762,357	3.8		
神戸市	148,681,710	48.6	127,098,654	41.6	21,583,056	7.1	112,994,809	37.0	1,859,509	0.6	9,492,762	3.1		
岡山市	64,646,532	49.6	54,269,437	41.6	10,377,095	8.0	46,862,735	35.9	2,085,339	1.6	4,836,293	3.7		
広島市	119,743,155	50.6	100,745,574	42.6	18,997,581	8.0	83,009,104	35.1	2,356,611	1.0	7,440,218	3.1		
北九州市	74,258,943	42.5	63,131,626	36.1	11,127,317	6.4	70,670,303	40.4	2,120,968	1.2	7,164,130	4.1		
福岡市	169,376,818	49.4	133,779,850	39.0	35,596,968	10.4	124,374,848	36.2	2,114,627	0.6	11,971,003	3.5		
熊本市	60,520,305	50.1	51,742,507	42.9	8,777,798	7.3	42,306,703	35.1	2,015,052	1.7	5,089,229	4.2		

										財源構成					
特別土地保有税		法定外普通税		都市計画税		事業所税		その他		市民1人当 りの市税額	自主財源		依存財源		
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	千円	%	千円	%	
-	-	-	-	24,919,164	7.4	8,842,936	2.6	194,320	0.1	169.5	502,995,467	38.8	792,702,644	61.2	
5,400	0.0	-	-	15,305,021	7.0	5,921,452	2.7	123,056	0.1	205.3	285,034,432	44.7	351,937,713	55.3	
-	-	-	-	18,755,008	6.9	4,847,199	1.8	3,323	0.0	205.1	343,462,166	52.4	311,452,205	47.6	
-	-	-	-	12,789,625	6.4	5,424,757	2.7	5,753	0.0	※1 205.1	252,167,690	49.0	262,213,594	51.0	
-	0.0	-	0.0	26,580,933	7.3	9,437,886	2.6	12,296	0.0	237.0	494,092,229	58.2	353,903,451	41.8	
-	-	-	-	59,761,986	7.1	18,788,129	2.9	43,822	0.0	223.4	1,293,108,308	58.0	937,182,202	42.0	
-	-	-	-	9,157,177	7.1	3,158,792	2.4	-	-	180.4	155,924,411	45.5	187,317,033	54.5	
-	-	-	-	7,879,902	1.8	4,693,029	1.0	75,663	0.0	169.4	167,682,871	37.3	282,464,979	62.7	
-	-	-	-	10,404,404	7.6	4,305,945	3.1	30,738	0.0	203.9	165,009,780	45.5	198,043,651	54.5	
-	-	-	-	7,333,260	5.1	5,434,012	3.7	※2 51,979	0.0	182.7	176,128,021	44.6	218,473,493	55.4	
-	-	-	-	47,656,219	8.1	16,759,471	2.9	-	-	250.9	781,758,690	56.0	614,379,660	44.0	
-	-	-	-	24,037,022	8.0	7,821,935	2.6	1,715,136	0.6	207.7	589,850,841	55.8	466,917,805	44.2	
-	-	-	-	60,963,039	8.1	28,749,247	3.8	129,150	0.0	272.5	931,882,806	46.4	1,071,797,703	53.6	
-	-	-	-	10,832,471	7.1	5,232,292	3.5	272	0.0	184.1	181,441,027	38.6	288,046,064	61.4	
59	0.0	-	-	22,729,164	7.4	9,680,420	3.2	186,864	0.1	200.4	412,832,026	42.2	564,636,506	57.8	
-	-	-	-	7,920,069	6.1	4,059,071	3.1	11,281	0.0	185.8	164,401,896	40.8	238,420,240	59.2	
-	-	-	-	17,203,358	7.3	6,943,829	2.9	41,640	0.0	198.6	299,690,088	41.3	426,767,793	58.7	
53	0.0	-	-	12,121,615	6.9	7,420,336	4.3	1,182,161	0.6	189.1	280,874,823	43.1	370,597,923	56.9	
-	-	-	-	25,882,926	7.6	8,304,938	2.4	1,138,973	0.3	211.8	702,220,460	59.6	475,717,233	40.4	
-	-	-	-	8,235,910	6.8	2,494,835	2.1	17,688	0.0	165.5	159,917,502	37.1	270,633,819	62.9	

※1(千葉市)R3.1.1時点の住基人口(974,726人)で算出。

※2(浜松市)市税の内訳のその他は鉱産税、入湯税の計

3 普通会計性質別歳出の内訳

区分	義務的経費								投資的経費			
	千円		%		千円		%		千円		%	
単位	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	662,533,839	51.7	165,043,669	12.9	390,994,476	30.5	106,495,694	8.3	105,144,195	8.2		
仙台市	327,687,500	52.3	116,357,893	18.6	149,721,841	23.9	61,607,766	9.8	56,463,289	9.0		
さいたま市	350,413,965	54.7	127,858,586	19.9	166,520,201	26.0	56,035,178	8.7	71,671,787	11.2		
千葉市	290,958,250	57.3	97,371,913	19.2	140,588,166	27.7	52,998,171	10.4	44,937,226	8.9		
川崎市	458,338,030	58.3	149,312,081	19.0	239,022,199	30.4	70,003,750	8.9	98,413,352	12.5		
横浜市	1,140,531,518	51.8	360,246,247	16.4	586,165,340	26.6	194,119,931	8.8	315,899,623	14.3		
相模原市	208,135,252	65.5	71,489,723	22.5	109,372,228	34.4	27,273,301	8.6	18,866,737	6.0		
新潟市	244,077,070	55.6	93,014,708	21.2	102,676,328	23.4	48,386,034	11.0	44,210,803	10.1		
静岡市	197,539,228	55.9	74,434,647	21.1	86,728,751	24.5	36,375,830	10.3	39,763,947	11.2		
浜松市	214,150,838	55.9	79,224,912	20.7	96,461,901	25.2	38,464,025	10.0	48,311,727	12.6		
名古屋市	795,683,632	57.7	266,651,268	19.3	399,707,565	29.0	129,324,799	9.4	115,240,094	8.4		
京都市	511,662,457	48.5	161,723,252	15.3	259,109,965	24.6	90,829,240	8.6	63,374,526	6.0		
大阪市	1,187,133,558	60.5	307,224,797	15.7	675,282,683	34.4	204,626,078	10.4	213,389,882	10.9		
堺市	285,057,360	61.8	86,141,854	18.7	159,222,889	34.5	39,692,617	8.6	※3 32,426,872	7.0		
神戸市	554,352,343	57.5	184,453,551	19.1	258,368,043	26.8	111,530,749	11.6	116,847,698	12.1		
岡山市	234,062,180	61.0	79,842,124	20.8	106,503,085	27.8	47,716,971	12.4	51,043,084	13.3		
広島市	411,588,674	57.7	139,230,021	19.5	199,213,764	27.9	73,144,889	10.3	85,157,909	11.9		
北九州市	348,743,085	54.3	107,927,806	16.8	171,385,512	26.7	69,429,767	10.8	68,162,860	10.6		
福岡市	513,854,224	44.2	144,269,511	12.4	269,636,620	23.2	99,948,093	8.6	97,399,044	8.4		
熊本市	246,360,349	58.6	85,846,550	20.4	126,819,197	30.2	33,694,602	8.0	※5 55,612,983	13.2		

(注) %は構成比

普通建設事業費		その他の経費											
		補助事業費		単独事業費				維持補修費		物件費		補助費等	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
102,730,229	8.0	44,270,140	3.5	57,611,190	4.5	513,580,704	40.1	37,471,848	2.9	146,695,471	11.4	145,624,996	25.8
54,943,945	8.8	22,158,566	3.5	31,372,379	5.0	242,345,855	38.7	11,849,991	1.9	90,496,751	14.5	77,109,122	12.3
71,658,587	11.3	24,329,675	3.8	45,942,531	7.2	218,905,356	34.1	8,093,914	1.3	88,773,383	13.8	38,245,192	6.0
44,647,349	8.8	14,792,343	2.9	29,287,796	5.8	171,702,187	33.8	8,668,760	1.7	72,892,575	14.4	32,789,409	6.5
※1 97,821,485	12.4	42,402,218	5.4	50,026,183	6.3	157,589,581	19.9	6,618,872	0.8	102,735,677	13.0	48,235,032	6.1
315,899,623	14.3	69,014,814	3.1	228,669,087	10.4	746,211,287	34.0	12,879,923	0.6	224,070,838	10.2	157,670,320	7.2
17,497,153	5.5	5,471,986	1.7	12,025,167	3.8	90,526,173	28.5	3,519,965	1.1	41,620,922	13.1	16,443,135	5.2
※2 44,210,803	10.1	26,678,405	6.1	15,089,333	3.4	150,569,391	34.3	6,945,354	1.6	53,835,383	12.3	41,577,175	9.5
38,121,160	10.8	16,697,530	4.7	17,248,972	4.9	116,027,461	32.9	5,747,655	1.6	44,525,213	12.6	27,301,832	7.7
45,842,169	12.0	21,064,824	5.5	23,304,104	6.1	120,789,900	31.5	6,908,169	1.8	52,016,874	13.6	21,873,789	5.7
115,240,094	8.4	45,806,545	3.3	66,786,581	4.9	467,177,668	33.9	25,494,022	1.8	142,780,787	10.4	105,848,739	7.7
62,698,140	6.0	27,430,068	2.6	35,268,072	3.3	479,125,760	45.5	8,938,490	0.8	79,355,512	7.7	60,476,445	5.7
213,337,472	10.9	115,894,095	5.9	92,886,795	4.7	561,631,743	28.6	20,032,088	1.0	161,107,397	8.2	191,659,491	9.8
※4 32,412,252	7.0	15,967,623	3.5	16,132,810	3.5	143,743,431	31.2	5,515,607	1.2	51,860,346	11.3	24,918,045	5.4
113,971,795	11.8	45,704,438	4.7	61,694,813	6.4	292,457,577	30.3	6,710,131	0.7	120,999,794	12.6	68,168,994	7.1
50,768,969	13.2	17,183,883	4.5	30,910,826	8.0	98,552,185	25.7	4,876,073	1.3	37,952,194	9.9	21,650,264	5.6
78,006,531	10.9	33,633,111	4.7	39,620,344	5.5	217,326,350	30.4	5,632,696	0.8	73,677,154	10.3	50,593,859	7.1
68,128,136	10.6	43,012,865	6.7	25,115,271	3.9	226,120,427	35.1	7,380,357	1.1	75,133,397	11.7	35,667,679	5.5
96,750,506	8.3	40,456,988	3.5	53,910,989	4.6	549,774,896	47.4	9,526,272	0.8	114,061,729	9.8	71,133,063	6.2
52,608,591	12.5	30,945,425	7.4	21,663,166	5.2	118,296,087	28.2	2,964,192	0.7	50,273,250	12.0	23,406,422	5.6

※1(川崎市)普通建設事業費には国直轄事業負担金5,344,195千円、県営事業負担金48,889千円が含まれる。

※2(新潟市)普通建設事業費には国直轄事業負担金1,632,333千円、県営事業費負担金810,732千円が含まれる。

※3(堺市)投資的経費には災害復旧事業費14,620千円が含まれる。

※4(堺市)普通建設事業費には国直轄事業負担金311,819千円が含まれる。

※5(熊本市)投資的経費には災害復旧事業費3,004,392千円が含まれる。

区分	投資及び出資金		積立金		貸付金		繰出金	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	2,231,535	0.2	17,053,353	1.3	90,610,143	7.1	73,893,358	5.8
仙台市	2,679,805	0.4	11,389,266	1.8	16,182,233	2.6	32,638,687	5.2
さいたま市	152,969	0.0	13,454,990	2.1	36,003,090	5.6	34,181,818	5.3
千葉市	3,064,338	0.6	8,448,453	1.7	17,155,842	3.4	28,682,810	5.7
川崎市	242,328	0.3	3,676,433	0.5	27,245,065	3.5	39,310,090	5.0
横浜市	4,610,831	0.2	29,821,625	1.4	198,439,739	9.0	118,718,011	5.4
相模原市	-	-	1,480,071	0.5	7,095,563	2.2	20,366,517	6.4
新潟市	412,000	0.1	5,924,305	1.3	13,116,322	3.0	28,758,852	6.6
静岡市	720,375	0.2	11,545,699	3.3	739,700	0.2	25,446,987	7.2
浜松市	946,164	0.2	13,703,470	3.6	239,497	0.1	25,101,937	6.5
名古屋市	2,883,336	0.2	16,093,297	1.2	92,868,965	6.7	81,208,522	5.9
京都市	4,730,793	0.5	22,610,462	2.1	221,555,333	21.0	81,458,725	7.7
大阪市	1,695,851	0.1	48,016,005	2.4	6,303,708	0.3	132,817,203	6.8
堺市	77,000	0.0	25,560,260	5.5	999,131	0.2	34,813,042	7.6
神戸市	2,872,638	0.3	22,169,977	2.3	8,331,657	0.9	63,204,386	6.6
岡山市	2,767,121	0.7	5,689,267	1.5	672,126	0.2	24,945,140	6.5
広島市	3,295,826	0.5	9,552,158	1.3	36,212,206	5.0	38,362,451	5.4
北九州市	629,696	0.1	13,244,932	2.1	47,742,522	7.4	46,321,844	7.2
福岡市	4,804,368	0.4	35,878,076	3.1	254,301,004	21.9	60,070,384	5.2
熊本市	2,143,693	0.5	6,512,911	1.6	3,519,655	0.8	29,475,964	7.0

(注) %は構成比

4 普通会計目的別歳出の内訳

区分	議会費		総務費		民生費		衛生費		労働費		農林水産業費	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
札幌市	1,768,110	0.1	69,364,798	5.4	506,761,351	39.6	109,229,430	8.5	1,014,422	0.1	756,296	0.1
仙台市	1,450,252	0.2	47,321,836	7.5	207,526,989	33.1	58,376,791	9.3	307,525	0.0	2,303,245	0.4
さいたま市	1,575,748	0.2	60,768,710	9.5	232,542,280	36.3	64,128,639	10.0	173,805	0.0	1,681,224	0.3
千葉市	1,202,971	0.2	45,031,281	8.9	188,960,857	37.2	53,951,997	10.6	228,144	0.1	1,576,143	0.3
川崎市	1,731,274	0.2	54,114,548	6.9	303,222,043	38.5	97,678,993	12.4	855,862	0.1	482,265	0.1
横浜市	2,949,211	0.1	115,881,247	5.3	767,666,926	34.9	172,345,354	7.8	1,780,886	0.1	1,758,152	0.1
相模原市	925,999	0.3	22,291,565	7.0	141,307,827	44.5	32,844,807	10.3	454,678	0.2	729,478	0.2
新潟市	935,000	0.2	29,243,990	6.7	148,467,668	33.8	37,801,940	8.6	1,471,375	0.3	6,979,166	1.6
静岡市	1,003,619	0.3	30,806,867	8.7	119,627,782	33.9	41,332,678	11.7	634,511	0.2	3,874,450	1.1
浜松市	890,558	0.2	29,822,899	7.8	131,304,240	34.3	35,770,801	9.3	388,319	0.1	7,201,495	1.9
名古屋市	2,073,099	0.1	76,729,760	5.6	525,530,175	38.1	119,217,884	8.7	205,986	0.0	1,399,280	0.1
京都市	2,076,198	0.2	83,784,557	8.0	358,183,885	34.0	71,071,641	6.7	29,941	0.0	2,050,676	0.2
大阪市	2,207,606	0.1	126,509,768	6.4	855,084,247	43.6	157,702,271	8.0	201,774	0.0	97,059	0.0
堺市	1,175,650	0.2	42,940,977	9.3	211,528,953	45.9	39,002,951	8.5	632,227	0.1	821,000	0.2
神戸市	2,184,956	0.2	75,096,568	7.8	369,551,033	38.3	91,846,340	9.5	312,143	0.0	4,700,742	0.5
岡山市	1,059,583	0.3	28,042,206	7.3	147,183,755	38.4	37,825,998	9.9	281,356	0.1	6,431,127	1.7
広島市	1,555,285	0.2	37,708,446	5.3	251,676,586	35.2	94,372,619	13.2	1,054,433	0.1	4,646,045	0.7
北九州市	1,562,292	0.2	48,194,950	7.5	233,858,834	36.4	51,594,712	8.0	495,571	0.1	1,783,104	0.3
福岡市	1,715,466	0.2	75,672,081	6.5	343,003,842	29.5	74,574,924	6.4	131,227	0.0	3,908,015	0.3
熊本市	1,028,183	0.3	30,817,215	7.3	165,118,343	39.3	31,271,355	7.4	284,185	0.1	8,294,341	2.0

(注) %は構成比

商工費		土木費		消防費		教育費		災害復旧費		公債費		諸支出金	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
175,316,009	13.7	145,031,979	11.3	17,403,985	1.4	139,804,937	10.9	2,413,966	0.2	107,105,113	8.4	5,288,342	0.4
60,581,750	9.7	62,374,075	10.0	12,930,594	2.1	105,132,730	16.8	2,207,431	0.3	61,883,766	9.9	4,099,660	0.7
38,126,222	5.9	64,452,577	10.1	17,840,801	2.8	103,609,724	16.2	13,200	0.0	56,078,178	8.7	-	-
22,012,836	4.3	47,368,535	9.3	10,998,496	2.2	82,627,379	16.3	289,877	0.1	53,349,147	10.5	-	-
33,722,942	4.3	80,537,183	10.2	18,305,965	2.3	124,392,914	15.8	591,867	0.1	70,367,959	9.0	991,994	0.1
213,200,866	9.7	356,094,134	16.2	42,547,661	1.9	319,517,391	14.5	0	0.0	194,718,493	8.8	14,182,107	0.6
9,123,166	2.9	23,757,714	7.6	8,378,524	2.6	48,988,348	15.4	1,369,584	0.4	27,356,472	8.6	-	-
17,766,403	4.0	66,108,588	15.1	9,957,679	2.3	71,562,721	16.3	-	-	48,562,734	11.1	-	-
5,782,529	1.6	45,470,384	12.9	12,194,147	3.4	54,585,052	15.4	1,642,787	0.5	36,375,830	10.3	-	-
11,081,693	2.9	42,247,576	11.0	11,417,788	3.0	72,115,192	18.8	2,469,558	0.6	38,542,346	10.1	-	-
117,993,760	8.6	145,844,179	10.6	27,510,593	2.0	208,191,340	15.1	-	-	129,831,280	9.4	23,574,058	1.7
233,533,870	22.2	67,478,357	6.4	18,702,615	1.8	118,007,504	11.2	676,386	0.1	91,360,731	8.6	7,206,382	0.6
55,739,939	2.8	225,830,559	11.5	41,017,997	2.1	288,518,277	14.7	52,410	0.0	205,190,942	10.5	4,002,334	0.2
3,096,039	0.7	44,526,534	9.6	12,310,071	2.7	65,330,261	14.2	14,620	0.0	39,832,863	8.6	15,517	0.0
12,681,102	1.3	114,068,837	11.8	19,240,567	2.0	147,520,685	15.3	2,875,903	0.3	112,101,910	11.6	11,476,832	1.2
4,255,340	1.1	42,165,171	11.0	9,383,752	2.4	58,947,558	15.3	274,115	0.1	47,807,488	12.4	-	-
16,963,218	2.4	100,084,460	14.0	18,949,298	2.7	106,462,678	14.9	7,151,378	1.0	73,448,487	10.3	-	-
60,640,417	9.4	68,085,521	10.6	12,740,843	2.0	93,497,694	14.5	34,724	0.0	69,783,754	10.9	753,956	0.1
272,847,662	23.5	92,192,677	7.9	13,518,774	1.2	170,398,934	14.7	648,538	0.1	100,402,451	8.7	12,013,573	1.0
12,842,927	3.1	53,029,370	12.6	8,159,330	1.9	71,978,619	17.1	3,004,392	0.7	33,733,659	8.0	707,500	0.2

名古屋市

市場及びと畜場特別会計	-
名古屋城天守閣特別会計	-
市街地再開発事業特別会計	-
病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
自動車運送事業会計	-
高速度鉄道事業会計	-

京都市

中央卸売市場第一市場特別会計	-
中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計	-
農業集落排水事業特別会計	-
土地区画整理事業特別会計	-
水道事業特別会計	-
公共下水道事業特別会計	-
自動車運送事業特別会計	-
高速鉄道事業特別会計	24.2

大阪市

水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
中央卸売市場事業会計	-
港営事業会計	-
下水道事業会計	-

堺市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-

神戸市

自動車事業会計	19.6
---------	------

岡山市

該当なし	
------	--

広島市

水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-

北九州市

該当なし	
------	--

福岡市

集落排水事業特別会計	-
中央卸売市場特別会計	-
港湾整備事業特別会計	-
市営渡船事業特別会計	-
下水道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
高速鉄道事業会計	-

熊本市

病院事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
下水道事業会計	-
交通事業会計	-
農業集落排水事業会計	-
食品工業団地用地会計	-

(注)単位:%

6 公営事業の経営状況

区分	(公共)下水道事業			病院事業			交通事業		
		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
単位	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
札幌市	一部	2,103,441	18,373,612	全部	2,061,718	5,365,676	全部	△ 285,472	1,132,054
仙台市	一部	3,171,002	6,639,384	全部	1,988,930	2,638,766	-	-	-
さいたま市	一部	981,089	4,818,157	一部	1,302,713	3,736,500	-	-	-
千葉市	一部	957,358	9,440,413	全部	2,727,679	5,181,339	-	-	-
川崎市	全部	3,302,507	11,753,479	全部	5,415,148	5,950,385	-	-	-
横浜市	一部	12,894,192	39,641,008	全部	△ 1,237,328	7,167,704	全部	△ 639,106	14,182,107
相模原市	一部	873,422	4,309,000	-	-	-	-	-	-
新潟市	一部	996,156	13,601,929	全部	△ 533,681	3,608,271	-	-	-
静岡市	全部	1,399,426	7,488,286	一部	713,968	4,092,573	-	-	-
浜松市	全部	2,166,659	5,473,567	一部	1,398,924	2,787,060	-	-	-
名古屋市	全部	1,591,475	34,827,912	全部	△ 10,314,201	312,970	-	-	-
京都市	全部	3,626,525	18,624,392	-	-	-	全部	△ 7,091,402	6,151,436
大阪市	一部	2,656,261	24,221,973	-	-	-	無	△ 205,861	4,002,334
堺市	全部	1,781,654	7,608,255	-	-	-	-	-	-
神戸市	一部	1,222,858	4,107,136	-	-	-	-	-	-
岡山市	一部	0	8,415,115	一部	△ 15,665	34,670	-	-	-
広島市	一部	1,049,566	16,718,023	一部	△ 1,308	185,903	-	-	-
北九州市	全部	6,792,774	5,976,232	全部	△ 11,830,517	552,176	全部	△ 2,340,476	475,296
福岡市	一部	4,322,050	19,901,311	-	-	-	全部	165,998	11,326,034
熊本市	全部	1,972,457	5,716,332	全部	2,631,578	1,521,232	全部	△ 34,014	707,500

(注) 法適用とは、地方公営企業法の適用が義務付けられた事業又は条例による同法の適用事業

自動車(運送)事業			高速(度)鉄道(電車)事業			(上)水道事業			工業用水道事業		
	収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額		収支額	普通会計からの 繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	全部	2,246,108	3,959,956	全部	9,511,978	943,304	-	-	-
全部	△ 893,719	3,121,173	全部	△ 2,890,131	846,936	全部	4,362,663	1,260,622	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	5,231,434	82,008	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	-	1,630,098	-	-	-
全部	△ 580,484	991,994	-	-	-	全部	1,842,485	393,813	全部	686,439	172,934
-	-	-	-	-	-	全部	10,030,263	1,494,825	全部	768,291	476
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	1,478,915	808,160	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,503,192	268,240	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	238,827	491,936	-	-	-
全部	△ 1,387,980	10,534,217	全部	△ 3,848,737	13,039,841	全部	616,708	314,421	全部	68,880	1,336
-	-	-	-	-	-	全部	3,914,361	2,614,697	-	-	-
無	△ 1,474	0	無	△ 204,387	4,002,334	全部	8,405,442	225,826	全部	218,327	3,922
-	-	-	-	-	-	全部	1,041,300	145,141	-	-	-
全部	△ 1,835,802	796,949	全部	△ 4,409,609	7,812,752	全部	3,242,316	431,445	全部	173,789	1,248
-	-	-	-	-	-	全部	1,318,388	227,917	全部	61,928	1,571
-	-	-	-	-	-	全部	111,234	291,470	-	-	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,695,255	154,271	全部	2,139,589	1,564
-	-	-	-	-	-	全部	5,410,517	1,432,307	全部	44,130	-
-	-	-	-	-	-	全部	2,883,462	162,620	全部	652	-

区分	ガス事業			(中央卸売)市場事業			港湾整備事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	一部	△ 77,682	890,531	-	-	-
仙台市	全部	4,396,579	131,551	無	4,608	578,025	-	-	-
さいたま市	-	-	-	無	-	65,447	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	-	229,555	無	146,012	-
横浜市	-	-	-	無	667,894	62,556	無	2,363,154	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	1	551,214	-	-	-
静岡市	-	-	-	無	50,409	119,550	-	-	-
浜松市	-	-	-	無	21,861	0	-	-	-
名古屋市	-	-	-	無	-	1,708,078	-	-	-
京都市	-	-	-	無	429,772	1,937,421	-	-	-
大阪市	-	-	-	一部	10,536	1,593,075	一部	827,359	0
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	0	167,515	一部	3,420,686	-
岡山市	-	-	-	全部	113,206	138,195	-	-	-
広島市	-	-	-	無	-	209,319	-	-	-
北九州市	-	-	-	無	122,954	66,550	無	3,385,546	239
福岡市	-	-	-	無	19,120	1,767,543	無	△ 85,000	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

交通災害(共済)事業			国民健康保険事業			老人(保健・医療)事業			(公立)大学(付属)病院事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	無	1,854,310	18,999,628	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,155,198	8,472,746	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	359,635	6,307,279	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	421,570	6,035,465	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	376,479	11,163,070	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	13,856,630	27,476,475	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	366,211	5,071,783	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	491,910	6,462,518	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,933,831	5,439,735	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,580,460	5,117,960	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,369,215	19,400,000	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,838,760	15,367,937	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,388,090	33,961,092	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	49	8,821,827	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,389,308	17,082,942	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	351,945	5,757,705	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,700,932	7,463,403	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,515,957	10,971,444	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	3,313,655	19,061,124	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	1,468,331	8,720,530	-	-	-	-	-	-

区分	観光施設事業			と畜(場)事業			農業集落排水事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	一部	△ 60,519	249,580
さいたま市	-	-	-	無	-	125,967	-	-	-
千葉市	無	-	432,043	-	-	-	無	-	421,592
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	-	無	240,872	2,516,974	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	無	1	88,934	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	無	1,644	234,300
浜松市	-	-	-	無	0	124,692	無	0	132,499
名古屋市	無	-	180,738	無	-	605,219	-	-	-
京都市	-	-	-	無	-	194,928	無	14,556	32,292
大阪市	-	-	-	無	0	1,015,839	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	無	-	511,197	無	-	947,590
岡山市	-	-	-	-	-	-	一部	-	568,551
広島市	無	-	1,034,946	無	-	-	一部	-	517,815
北九州市	-	-	-	無	33,456	164,775	無	11,849	30,840
福岡市	-	-	-	-	-	-	無	-	214,313
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-

農業共済事業			宅地造成(再開発)事業			駐車場(整備)事業			有料道路事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
-	-	-	無	-	-	無	0	0	-	-	-
-	-	-	無	△ 34,312	0	無	17,150	0	-	-	-
-	-	-	無	-	1,384,765	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	937,461	無	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	一部	△ 669,378	3,684,230	無	58,219	369,777	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	39,489	535,201	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	187	104,400	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	11,452	35,015	-	-	-
-	-	-	-	-	-	無	-	32,346	-	-	-
-	-	-	無	171,701	28,694	-	-	-	-	-	-
-	-	-	(臨海)一部(その他)無	(臨海)20,318,661(その他)0	(臨海)0(その他)10,914,924	無	0	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	-	-	無	134,689	134,689	無	0	0	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	-	-	無	-	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海)22,246(その他)965,994	(臨海)- (その他)-	無	348,156	-	-	-	-
-	-	-	無	(臨海)107,980(その他)-	(臨海)- (その他)-	無	1,830,484	-	-	-	-
-	-	-	無	1,468,331	8,720,530	-	-	-	-	-	-

区分	市街地再開発事業			墓地整備事業			簡易水道事業			交通(渡船)事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	無	74,865	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	無	-	1,712,347	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	一部	7,320	207,300	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	一部	1,429	110,802	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	無	-	173,374	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	180,488	274,460
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無	-	687,539
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

競馬事業			競輪事業			競艇事業			宝くじ事業		
法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	0	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	49,421	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	562,272	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	無	2,179,394	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	一部	6,907,027	△ 3,500,000	-	-	-
-	-	-	無	140,271	-	-	-	-	-	-	-

区分	(特別)収益事業			財産区事業			電気(ごみ発電)事業			開発事業		
	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円	法適用	収支額 千円	普通会計からの 繰入額 千円
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	-	-	-	-	-	-	無	97,767	-	-	-	-
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	無	202,568	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	無	4,112	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

介護保険事業			(特定環境保全公共)下水道事業			後期高齢者医療事業			特定地域生活排水処理事業		
	収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額		収支額	普通会計からの繰入額
法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円	法適用	千円	千円
無	2,943,446	25,148,871	一部	△ 404,492	12,875	無	1,173,618	6,376,758	-	-	-
無	2,685,134	12,389,391	一部	△ 133,019	20,163	無	294,743	2,282,783	一部	△ 187,608	40,338
無	2,117,480	14,171,290	-	-	-	無	48,395	11,919,059	-	-	-
無	12,979	11,208,913	一部	△ 63,651	679,899	無	26,673	1,815,748	-	-	-
無	1,359,545	15,432,343	-	-	-	無	857,741	2,269,337	-	-	-
無	11,637,361	48,902,262	-	-	-	無	357,738	35,843,508	-	-	-
無	1,580,495	7,901,847	-	-	-	無	247,132	1,389,000	-	-	-
無	1,400,049	12,459,085	-	-	-	無	16,367	9,178,920	-	-	-
無	1,000,064	10,626,542	全部	-	3,811	無	316,271	1,933,940	-	-	-
無	1,714,664	10,413,752	全部	△ 294,276	449,448	無	198,955	9,253,779	-	-	-
無	5,572,305	31,586,168	-	-	-	無	1,423,607	27,522,599	-	-	-
無	3,249,487	23,458,260	有	12,915	396,619	無	824,281	4,551,037	-	-	-
無	1,220,518	47,881,591	-	-	-	無	1,636,883	8,627,923	-	-	-
無	3,283,847	13,196,447	-	-	-	無	506,194	2,856,323	-	-	-
無	3,208,200	23,522,098	一部	△ 134,759	101,087	無	134,981	4,559,428	-	-	-
無	1,510,491	10,010,340	一部	-	351,760	無	7,973	1,740,066	-	-	-
無	1,913,541	15,377,793	一部	-	184,256	無	84,385	2,663,972	一部	-	67,962
無	4,718,194	16,452,166	-	-	-	無	466,459	4,192,162	-	-	-
無	1,116,505	18,225,206	-	-	-	無	138,396	4,121,259	-	-	-
無	2,290,578	9,999,821	-	-	-	無	314,806	2,138,118	-	-	-

Ⅲ 主要施策の現況

1 長期計画

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン 令和4年10月6日 (「ビジョン編」の議決)	— —	— —	千葉市基本構想 人とまち いさいきと幸せに輝く都市 (平成11年12月15日)	川崎市基本構想 (平成27年12月15日)
(2) 基本計画名称 (副題)	同上 ※戦略ビジョンは「ビジョン編」と「戦略編」で構成している。	仙台市基本計画	さいたま市総合振興計画基本計画 (令和2年11月26日議決) (2030さいたま輝く未来と希望(ゆめ)のまちプラン)	策定中	川崎市基本計画
策定期期	令和4年10月 (「ビジョン編」の議決)	令和3年3月	令和3年3月	—	平成27年12月15日(議決)
目標年次	計画期間: 令和4～13年度	令和12年度(2030年度)	令和12(2030)年度	—	平成28年度から概ね10年程度
改定予定	「戦略編」を現在策定中	—	令和7年度中に中間見直し予定	次期計画(千葉市基本計画)について、令和4年度中に策定予定	—

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
(1) 基本構想名称及び副題 (議決年月日)	名古屋市基本構想 (昭和52年12月20日)	京都市基本構想 (平成11年12月17日)	大阪市基本構想 (平成17年3月29日)	—	新・神戸市基本構想 (平成5年9月20日)
(2) 基本計画名称 (副題)	名古屋市総合計画2023	はばたけ未来へ！京プラン2025(京都市基本計画)	—	堺市基本計画2025	第5次神戸市基本計画 (神戸づくりの指針)
策定期期	令和元年9月27日	令和3年3月26日	—	令和3年3月26日	平成23年2月8日
目標年次	令和5年度(2023年度) ※計画には、計画期間を超える令和12年頃を見据えたまちづくりの方針、めざす都市像、重点戦略もあわせて盛り込んでいる。	令和7年(2025年)	—	令和7年度(2025年度)	令和7年度(2025年度)
改定予定	—	—	—	令和7年度中に次期基本計画を策定予定	—

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
横浜市基本構想 (長期ビジョン) (平成18年6月23日)	相模原市 総合計画基本構想 (令和元年6月28日)	新潟市総合計画 (新潟市総合計画2030) (令和4年12月23日)	静岡市基本構想 (第3次静岡市総合計画) 「世界に輝く静岡」の実現 (平成26年12月12日)	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン (基本構想) (平成26年12月12日)
横浜市中期計画2022～2025	相模原市 総合計画基本計画	新潟市基本計画 (新潟市総合計画2030)	静岡市基本計画 (第3次静岡市総合計画) 『『創造する力』』による 『都市の発展』 『『つながる力』』による『暮らしの充実』	浜松市総合計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン (基本計画)
令和4(2022)年12月	令和2年3月	令和4年12月	平成26年12月12日	平成26年12月
令和7(2025)年度	令和9(2027)年度	令和12年度(2030年度)	令和4年度 (計画期間:平成27～令和4年度)	令和6年度 (計画期間:平成27～令和6年度)
あり	—	令和8年度(2026年度) に実施計画を中間見直し予定	4年間の実施計画を毎年改定	—

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
岡山市第六次総合計画 長期構想 (平成28年3月22日)	広島市基本構想 (令和2年6月25日)	北九州市基本構想 「元気発進！北九州」 プラン (平成20年12月8日)	福岡市基本構想 (平成24年12月21日)	熊本市第7次総合計画 基本構想 (平成28年3月24日)
岡山市第六次総合計画 後期中期計画	第6次広島市基本計画	北九州市基本計画 「元気発進！北九州」 プラン	第9次福岡市基本計画	熊本市第7次総合計画 基本計画
令和3年6月23日	令和2年6月25日	平成20年12月	平成24年12月21日 (議決)	平成28年3月24日 (議決)
令和7年度(2025年)	目標年次は設定していない。 (参考)計画期間 令和2年度(2020年度)から 令和12年度(2030年度)	令和2年度(2020年度)	2024年度(令和6年度)	令和5年度(2023年度)
—	令和12年度(2030年度)	・平成25年12月に現計画を改訂済 ・次期基本計画の策定は未定	—	計画期間の中間年である令和元年度に見直しを実施(令和2年3月24日議決)。 令和5年度中に次期計画を策定予定

2 姉妹友好都市提携(海外)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	○ポートランド市 (アメリカ合衆国) (昭和34年11月17日) ○ミュンヘン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和47年8月28日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和55年11月18日) ○ノボシビルスク市 (ロシア連邦) (昭和2年6月13日) ○大田広域市 (大韓民国) (平成22年10月22日)	○リバサイド市 (アメリカ合衆国) (昭和32年3月9日) ○レンズ市 (フランス共和国) (昭和42年9月6日) ○ミンスク市 (ベラルーシ共和国) (昭和48年4月6日) ○アカブルコ市 (メキシコ合衆国) (昭和48年10月23日) ○長春市 (中華人民共和国) (昭和55年10月27日) ○ダラス市 (アメリカ合衆国) (平成9年8月29日) ○光州広域市 (大韓民国) (平成14年4月20日)	1 姉妹都市 ○トルーカ市 (メキシコ合衆国) (昭和54年10月2日) ○ハミルトン市 (ニュージーランド) (昭和59年5月14日) ○リッチモンド市 (アメリカ合衆国) (平成6年6月16日) ○ピッツバーグ市 (アメリカ合衆国) (平成10年5月5日) 2 友好都市 ○鄭州市 (中華人民共和国) (昭和56年10月12日) ○ナナイモ市 (カナダ) (平成8年9月25日)	○アスンシオン市 (パラグアイ共和国) (昭和45年1月1日) ○ノースバンクーバー市 (カナダ) (昭和45年1月1日) ○ヒューストン市 (アメリカ合衆国) (昭和47年10月24日) ○ケンソン市 (フィリピン共和国) (昭和47年11月9日) ○天津市 (中華人民共和国) (昭和61年5月7日) ○モントルー市 (スイス連邦) (平成8年5月28日) ○蘇州市呉江区 (中華人民共和国) (平成8年10月10日)	○リエカ市 (クロアチア共和国) (昭和52年6月23日) ○ボルチモア市 (アメリカ合衆国) (昭和54年6月14日) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (昭和56年8月18日) ○ウーロンゴン市 (オーストラリア連邦) (昭和63年5月18日) ○シェフィールド市 (英国) (平成2年7月30日) ○ザルトツブルク市 (オーストリア共和国) (平成4年4月17日) ○リュウベック市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月12日) ○富川市 (大韓民国) (平成8年10月21日)

区分	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
提携都市名 (国名) (提携年月日)	1 姉妹都市 ○ロサンゼルス市 (アメリカ合衆国) (昭和34年4月1日) ○メキシコ市 (メキシコ合衆国) (昭和53年2月16日) ○シドニー市 (オーストラリア連邦) (昭和55年9月16日) ○トリノ市 (イタリア共和国) (平成17年5月27日) ○ランス市 (フランス共和国) (平成29年10月20日) 2 友好都市 ○南京市 (中華人民共和国) (昭和53年12月21日) 3 パートナー都市 ○台中市 (中華人民共和国) (令和元年10月25日) ○タシケント市 (ウズベキスタン共和国) (令和元年12月18日)	1 姉妹都市 ○パリ市 (フランス共和国) (昭和33年6月15日) ○ボストン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月24日) ○ケルン市 (ドイツ連邦共和国) (昭和38年5月29日) ○フィレンツェ市 (イタリア共和国) (昭和40年9月22日) ○キーウ市(ウクライナ) (昭和46年9月7日) ○西安市 (中華人民共和国) (昭和49年5月10日) ○グアダハラ市 (メキシコ合衆国) (昭和55年10月20日) ○ザグレブ市 (クロアチア共和国) (昭和56年10月22日) ○ブラハ市 (チェコ共和国) (平成8年4月15日) 2 パートナーシティ ○晋州市(大韓民国) (平成11年4月27日) ○コンヤ市 (トルコ共和国) (平成21年12月12日) ○青島市 (中華人民共和国) (平成24年8月26日) ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成25年2月20日) ○イスタンブール市 (トルコ共和国) (平成25年6月14日) ○ピエンチャン特別市 (ラオス人民民主共和国) (平成27年11月3日)	1 姉妹都市 ○サンパウロ (ブラジル) (昭和44年10月27日) ○シカゴ (アメリカ) (昭和48年11月9日) ○上海 (中国) (昭和49年4月18日) ○メルボルン (オーストラリア) (昭和53年4月24日) ○サンクト・ペテルブルグ (ロシア) (昭和54年8月16日) ○ミラノ (イタリア) (昭和56年6月8日) ○ハンブルク (ドイツ) (平成元年5月11日) 2 友好協力都市 ○ブエノスアイレス (アルゼンチン) (平成10年6月1日) ○ブダペスト (ハンガリー) (平成10年9月8日) ○釜山広域市 (韓国) (平成20年5月21日)	1 姉妹都市 ○パークレー市 (アメリカ合衆国) (昭和42年11月3日) ○ウエリントン市 (ニュージーランド) (平成6年2月4日) 2 友好都市 ○連雲港市 (中華人民共和国) (昭和58年12月3日) ○ダナン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成31年2月23日)	1 姉妹都市 ○シアトル市 (アメリカ合衆国) (昭和32年10月21日) ○マルセイユ市 (フランス共和国) (昭和36年7月2日) ○リオ・デ・ジャネイロ市 (ブラジル連邦共和国) (昭和44年5月19日) ○リガ市 (ラトビア共和国) (昭和49年6月18日) ○ブリスベン市 (オーストラリア連邦) (昭和60年7月16日) ○バルセロナ市 (スペイン王国) (平成5年4月6日) ○仁川広域市 (大韓民国) (平成22年4月6日) 2 友好都市 ○天津市 (中華人民共和国) (昭和48年6月24日) 3 親善協力都市 ○フィラデルフィア市 (アメリカ合衆国) (昭和61年10月17日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成22年7月23日)

横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
○サンディエゴ市 (アメリカ合衆国) (1957年10月29日締結) ○リヨン市 (フランス共和国) (1959年4月7日締結) ○ムンバイ市 (インド共和国) (1965年6月26日締結) ○オデーサ市 (ウクライナ) (1965年7月1日締結) ○バンクーバー市 (カナダ) (1965年7月1日締結) ○マニラ市 (フィリピン共和国) (1965年7月1日締結) ○上海市 (中華人民共和国) (1973年11月30日締結) ○コンスタンツァ市 (ルーマニア) (1977年10月12日締結)	○無錫市 (中華人民共和国) (昭和60年10月6日) ○トロント市 (カナダ) (平成3年5月31日) (旧スカボロー市)	1 姉妹都市 ○ガルベストン市 (アメリカ合衆国) (昭和40年1月28日) ○ハバロフスク市 (ロシア連邦) (昭和40年4月23日) ○ウラジオストク市 (ロシア連邦) (平成3年2月28日) ○ビロビジャン市 (ロシア連邦) (平成17年3月21日) ○ナント市 (フランス共和国) (平成21年1月31日) 2 友好都市 ○ハルビン市 (中華人民共和国) (昭和54年12月17日) 3 交流協定都市 ○ウルサン広域市 (大韓民国) (平成18年9月21日)	姉妹都市 ○ストックトン市 (アメリカ合衆国) (昭和34年10月16日) ○オマハ市 (アメリカ合衆国) (昭和40年4月1日) ○シェルビービル市 (アメリカ合衆国) (平成元年11月3日) ○カンヌ市 (フランス共和国) (平成3年11月5日) 友好都市 ○フエ市 (ベトナム社会主義共和国) (平成17年4月12日)	姉妹都市 ○キャマス市 (アメリカ合衆国) (昭和56年9月29日) ○ポータービル市 (アメリカ合衆国) (昭和56年10月2日) ○シェヘリス市 (アメリカ合衆国) (平成2年10月22日) ○ロチェスター市 (アメリカ合衆国) (平成18年10月12日) 友好都市等(音楽分野) ○ワルシャワ市 (ポーランド共和国) (平成2年10月22日) 友好都市等(観光分野) ○瀋陽市 (中華人民共和国) (平成22年8月28日) ○杭州市 (中華人民共和国) (平成24年4月6日) ○台北市 (台湾) (平成25年7月31日) 友好都市等(水道分野等) ○バンドン市 (インドネシア共和国) (令和元年6月26日)

岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
○サンノゼ市 (アメリカ合衆国) (昭和32年5月26日) ○サンホセ市 (コスタリカ共和国) (昭和44年1月27日) ○プロヴディフ市 (ブルガリア共和国) (昭和47年5月12日) ○洛陽市 (中華人民共和国) (昭和56年4月6日) ○富川市 (大韓民国) (平成14年2月26日) ○新竹市 (台湾) (平成15年4月21日) ○ウマティラインディアン 居留区部族連合 (アメリカ合衆国) (平成17年7月27日) ○ガム準州 (アメリカ合衆国) (平成22年8月31日)	1 姉妹都市 ○ホノルル市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月15日) ○ボルゴグラード市 (ロシア連邦) (昭和47年9月28日) ○ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) (昭和58年6月27日) ○大邱広域市 (大韓民国) (平成9年5月2日) ○モントリオール市 (カナダ) (平成10年6月4日) 2 友好都市 ○重慶市 (中華人民共和国) (昭和61年10月23日)	○タコマ市 (アメリカ合衆国) (昭和34年6月8日) ○ノーフォーク市 (アメリカ合衆国) (昭和34年7月14日) ○大連市 (中華人民共和国) (昭和54年5月1日) ○仁川広域市 (大韓民国) (昭和63年12月20日) ○ハイフォン市 (ベトナム社会主義共和国) (平成26年4月18日) ○プノンペン都 (カンボジア王国) (平成28年3月29日)	○オークランド市 (アメリカ合衆国) (昭和37年10月13日) ○広州市 (中華人民共和国) (昭和54年5月2日) ○ボルドー市 (フランス共和国) (昭和57年11月8日) ○オークランド市 (ニュージーランド) (昭和61年6月24日) ○イポー市 (マレーシア) (平成元年3月21日) ○釜山広域市 (大韓民国) 平成元年10月24日 行政交流都市 平成19年2月2日 姉妹都市 ○アトランタ市 (アメリカ合衆国) 平成5年7月20日 パートナーシップ都市 平成17年2月8日 姉妹都市 ○ヤンゴン市 (ミャンマー連合共和国) (平成28年12月7日)	○桂林市 (中華人民共和国) (昭和54年10月1日) ○サンアントニオ市 (アメリカ合衆国) (昭和62年12月28日) ○ハイドルベルク市 (ドイツ連邦共和国) (平成4年5月19日) ○ローム市 (アメリカ合衆国) (平成7年5月29日) ○蔚山広域市 (大韓民国) (平成22年4月26日) ○エクサンプロヴァンス市 (フランス共和国) (平成25年2月16日) ○蘇州国家高新区 (中華人民共和国) (平成25年5月22日) ○高雄市 (台湾) (平成29年1月11日)

3 市税収納状況(令和3年度決算)

区分	調定総額	収入済額	徴収率			個人市民税徴収率			法人市民税徴収率		
			現年	滞納	計	現年	滞納	計	現年	滞納	計
単位	千円	千円	%	%	%	%	%	%	%	%	%
札幌市	337,998,364	334,595,895	99.6	64.5	99.0	99.3	43.8	98.4	99.7	54.1	99.0
仙台市	221,015,454	218,125,010	99.4	59.3	98.7	99.1	43.3	97.8	99.8	67.0	99.3
さいたま市	278,560,561	273,786,943	99.4	40.6	98.3	99.2	28.4	97.5	99.8	81.6	99.5
千葉市	204,265,324	199,876,558	99.3	38.1	97.9	99.0	26.3	96.9	100.7	43.4	99.7
川崎市	366,581,634	364,605,509	99.7	67.1	99.5	99.5	58.9	99.1	99.8	83.8	99.7
横浜市	844,987,954	838,901,732	99.6	60.1	99.3	99.4	49.7	98.9	99.8	82.4	99.5
相模原市	132,067,028	129,575,345	99.3	41.4	98.1	99.0	35.6	97.1	100.1	79.4	99.5
新潟市	135,396,977	132,094,399	99.3	30.6	97.6	99.2	31.0	97.6	100.2	29.7	98.6
静岡市	139,119,070	137,874,554	99.6	63.0	99.1	99.4	44.4	98.6	100.5	93.3	100.1
浜松市	147,166,228	145,001,157	99.5	48.8	98.5	99.2	36.1	97.7	100.1	93.1	99.7
名古屋市	587,651,123	583,542,312	99.7	67.9	99.3	99.5	36.8	98.7	99.8	91.8	99.5
京都市	304,964,526	301,943,411	99.5	71.5	99.0	99.4	49.5	98.6	99.8	88.2	99.6
大阪市	760,400,830	750,030,203	99.5	65.6	98.6	98.8	35.1	96.8	99.8	67.6	99.1
堺市	153,718,784	151,638,686	99.4	65.1	98.6	99.2	38.7	98.0	99.8	51.3	99.2
神戸市	310,040,192	305,625,297	99.4	61.5	98.6	99.2	40.4	97.9	99.7	82.6	99.5
岡山市	133,147,964	130,421,320	99.4	50.3	98.0	99.2	29.3	97.3	99.8	50.6	98.5
広島市	240,623,385	236,737,915	99.5	57.7	98.4	99.2	33.7	97.6	100.0	61.6	99.2
北九州市	177,691,232	174,938,509	99.4	60.0	98.5	99.1	43.9	98.0	99.8	78.6	99.4
福岡市	347,457,083	343,164,133	99.5	62.0	98.8	99.1	39.4	97.8	99.8	65.1	99.4
熊本市	122,937,082	120,679,722	99.2	53.2	98.2	99.1	37.5	97.8	99.6	39.9	98.6

4 法人市民税超過課税

区分	均等割		税率	実施年月日
	令和3年度決算額	千円		
単位	千円	千円	%	
札幌市	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-
横浜市	1,092,080	法人市民税均等割額の9%	平成21年4月1日	
相模原市	-	標準税率で課税	-	-
新潟市	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-
大阪市	-	-	-	-
堺市	-	-	-	-
神戸市	-	標準税率:平成10年4月1日より	超過課税実施時期: 昭和26年度分～平成9年度分	
岡山市	-	標準税率で課税	-	-
広島市	-	-	-	-
北九州市	589,823	60,000～3,600,000円	昭和51年10月1日	
福岡市	1,133,251	資本金等の額が1,000万円を超える法人・・・制限税率	昭和51年4月1日以後に終了する事業年度分から実施(現行税率は、平成6年4月1日以後に終了する事業年度から適用)	
熊本市	487,786	制限税率で課税	昭和53年4月1日以後に終了する事業年度分から実施(現行税率は、平成6年4月1日以降に終了するものから)	

法人税割		
令和3年度決算額 千円	税率	実 施 年 月 日
	%	
3,911,699	8.2% ただし、資本金額または出資金額が1億円以下で、課税標準額が1千万円以下の法人については、税率6.0% ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.2%を11.9%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和52年2月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
4,288,567	8.4% ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(2以上の市町村において事務所等を有する法人にあっては分割前のもの)が、年1千万円以下の法人(法人課税信託の受託者である法人及び個人を除く。)の税率は6.0%(標準税率)。 ※平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については、8.4%を12.1%、6.0%を9.7%と読み替える。	昭和49年5月1日 (現行税率は、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から)
3,876,135	①12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人については9.7% ②8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が1千万円以下の法人については6.0%	平成15年4月1日(14.7%、12.3%) ①平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用 ②令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用
2,202,756	資本等の金額が5億円以上の法人…8.4% 資本等の金額が1億円を超え5億円未満の法人…7.2% 資本等の金額が1億円以下の法人…6.0%	昭和51年4月1日(14.5%、13.3%、12.1%) 昭和56年8月1日～平成26年9月30日(14.7%、13.5%、12.3%) 平成26年10月1日～令和元年9月30日(12.1%、10.9%、9.7%) 令和元年10月1日より(現行税率)
1,865,905	法人市民税について、法人税割の税率を資本金の額又は出資金の額により、 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人、資本又は出資を有しない法人及び人格のない社団等:6% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人:7.2% 資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び受託法人:8.4% としている。	昭和50年9月1日以降終了する事業年度から(現行税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から)
5,071,500	資本金の額若しくは出資金の額が10億円以上の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金の額又は出資金の額が5億円未満の法人…6.0%	昭和49年9月1日
231,982	資本金等の額が10億円以上(相互会社を含む)の法人又は法人課税信託の受託者…8.4% 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人…7.2% 資本金等の額が5億円未満の法人…6%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から
1,797,974	・平成26年9月30日以前に開始する事業年度について 14.7% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については13.5% ・平成26年10月1日以降令和元年9月30日以前に開始する事業年度について 12.1% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については10.9% ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度について 8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1,000万円未満で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年210万円未満の法人については7.2%	昭和49年5月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
-	-	-
-	-	-
11,351,230	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等のうち、法人税割の課税標準となる法人税額が年2,500万円以下である法人については6.0%	超過課税の実施時期は昭和50年9月1日以後終了する事業年度から
7,135,327	8.2% ただし、中小法人(次に掲げる法人(人格のない社団等を含む。)をい)、法人課税信託の受託法人を除く。)にあっては、6.0% ・中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 ・資本等の額が3億円以下である法人又は資本の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)で、法人税割の課税標準となる法人税額(他の市町村にも事務所等を有する法人にあっては、関係市町村に分割する前の額)が1,600万円以下であるもの ※平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を14.5%に、6.0%を12.3%に読み替え ※平成26年10月1日以後令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%を11.9%に、6.0%を9.7%に読み替え	昭和51年4月1日から令和8年3月31日までに終了する各事業年度分に適用 ※超過税率は昭和51年4月1日～平成3年3月31日は+2.4%(制限税率)、平成3年4月1日以後は+2.2%
21,695,733	・令和元年10月1日以後に開始し、かつ、令和7年3月31日までに終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割:8.2%。 ・ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。)で、分割前の法人税額又は個別帰属法人税額が年2千万円以下であるもの:6.0%	昭和51年4月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度分)
1,674,540	8.4% ただし、資本金等の額が1億円以下で、分割前の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年800万円以下である法人については6.0%	昭和49年6月1日以降終了する事業年度分(現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度分)
4,282,978	8.4% 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年額1,600万円以下(2以上の市町村に事務所等を有する法人は分割前の金額)で、かつ、次のいずれかに該当する法人は6.0% (1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 (2) 資本金又は出資金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (3) 人格のない社団等 なお、平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については、8.4%を14.7%に、6.0%を12.3%にそれぞれ置き換える。 また、平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については8.4%を12.1%に、6.0%を9.7%にそれぞれ置き換える。	当初実施:昭和49年11月1日以後に終了する事業年度より 現行実施:平成10年4月1日
7,616,674	8.4%	昭和56年8月1日
3,701,389	8.4% ただし、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除き、市税条例第23条第3項の規定によって法人とみなされるものを含む。)で、法人税割の課税標準となる法人税額が年240万円以下であるものについては6.0%	令和元年10月1日以後開始する事業年度から実施
1,159,011	8.2% ただし、資本金等の額が1億円以下で、かつ課税標準となる法人税額が年1千万円以下の法人については、6.0%	昭和51年10月1日 (現行税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から)
7,331,397	資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 12.1% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 11.3% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から下記税率を適用 資本金等の額が、1,000万円を超える法人等、法人課税信託の受託者 8.4% 資本金等の額が、1,000万円以下の法人等 7.6%	昭和26年1月1日の属する事業年度分(税率は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)
1,651,692	8.4%	昭和26年1月1日の属する事業年度分(現行税率は、令和元年10月1日以後に開始するものから)

5 交通事故件数(令和3年中)

区分	件数		
		死亡	負傷者
単位	件	人	人
札幌市	4,061	16	4,610
仙台市	2,233	5	2,678
さいたま市	3,086	12	3,575
千葉市	2,193	17	2,559
川崎市	2,663	14	2,981
横浜市	7,883	36	8,997
相模原市	2,116	14	2,437
新潟市	1,221	10	1,366
静岡市	4,232	19	4,213
浜松市	5,375	19	6,783
名古屋市	8,224	22	9,617
京都市	2,423	19	2,726
大阪市	8,296	43	9,584
堺市	2,487	11	2,873
神戸市	4,332	30	5,178
岡山市	1,977	14	2,169
広島市	1,987	11	2,291
北九州市	4,074	18	5,311
福岡市	5,924	16	7,168
熊本市	1,587	11	1,872

(注)
・数値は、人身事故件数のみ。

6 清掃施設等

区分	(1) 焼却施設		(2) 一般廃棄物収集・搬入量		
	1日当たりの 設備規模能力		内 訳		
			家庭ごみ	事業ごみ	
単位	所	t	t	t	t
札幌市	3	2,100	566,806	389,384	177,422
仙台市	3	1,800	361,199	238,107	123,092
さいたま市	4	1,430	410,833	310,669	100,164
千葉市	2	1,005	328,256	209,389	118,867
川崎市	3	1,950	404,215	307,676	96,539
横浜市	4	4,140	※2 969,340	693,502	275,838
相模原市	2	975	※3 218,857	166,329	52,528
新潟市	4	970	256,503	181,600	74,903
静岡市	2	1,100	201,471	146,918	54,553
※4 浜松市	2	945	230,101	156,104	73,998
名古屋市	5	2,720	643,907
京都市	3	1,600	381,133	211,492	169,641
大阪市	※6 6	4,000	917,173	409,550	507,623
堺市	3	1,060	※7 256,278	176,595	79,683
神戸市	3	2,100	470,680	294,080	176,600
岡山市	3	970	※8 207,585	125,945	81,640
広島市	3	1,300	※9 358,794	221,029	137,765
北九州市	3	2,130	337,540	175,632	161,908
福岡市	※11 4	※11 3,060	475,068	305,662	169,406
熊本市	2	880	255,917	159,282	96,635

収集・搬入方法						処理					
直営		委託		許可・自己搬入		焼却		資源化		埋立	
t	%	t	%	t	%	t	%	t	%	t	%
111,008	19.6	278,376	49.1	177,422	31.3	428,851	75.7	115,278	20.3	22,676	4.0
1,170	0.3	236,801	65.6	123,228	34.1	312,684	86.6	44,899	12.4	3,616	1.0
※1 47,388	※1 11.5	※1 243,615	※1 59.3	※1 109,917	※1 26.8	※1 368,218	※1 89.6	※1 63,303	※1 15.4	※1 13,400	※1 3.3
4,783	1.5	204,606	62.3	118,867	36.2	232,690	70.9	95,066	29.0	500	0.1
226,098	55.9	80,896	20.0	97,221	24.1	350,545	72.7	84,335	17.5	47,503	9.8
※2 560,417	※2 57.8	※2 133,085	※2 13.7	※2 275,838	※2 28.5	852,063	87.9	114,225	11.8	3,052	0.3
53,898	24.6	101,852	46.5	63,107	28.8	179,530	82.0	39,327	18.0	-	-
5,424	2.1	162,520	63.4	88,559	34.5	183,589	71.6	44,778	17.4	28,136	11.0
5,219	2.6	125,447	62.3	70,805	35.1	175,483	87.1	18,189	9.0	7,799	3.9
4,600	2.0	149,587	65.0	75,914	33.0	222,242	81.7	35,976	13.2	13,638	5.0
274,972	42.7	196,605	30.5	172,330	26.8	574,573	89.2	65,075	10.1	4,259	0.7
65,164	17.1	146,329	38.4	169,641	44.5	※5 347,541	※5 91.2	※5 26,927	※5 7.1	※5 1,323	※5 0.3
337,773	36.8%	71,807	7.8%	507,593	55.3%	856,493	93.4%	60,680	6.6%	-	-
3,174	1.2	176,059	68.7	77,046	30.1	244,818	95.5	11,442	4.5	27	0.0
236,338	50.2	57,742	12.3	176,600	37.5	436,230	91.1	27,219	5.7	15,334	3.2
49,271	23.6	74,739	35.8	84,949	40.7	203,924	91.9	11,708	5.3	6,327	2.9
34,370	9.6	177,346	49.4	147,078	41.0	※9 294,418	82.1	49,673	13.9	13,951	3.9
1,196	※10 0.4	※10 198,965	※10 58.9	※10 137,379	※10 40.7	※10 318,900	※10 83.4	※10 18,275	※10 4.8	※10 45,254	※10 11.8
0	0.0	308,592	65.0	166,476	35.0	※12 435,399	※12 82.6	※12 15,502	※12 2.9	※12 76,473	※12 14.5
55,732	21.8	99,368	38.8	100,817	39.4	※13 203,936	※13 79.7	※13 46,997	※13 18.4	※13 4,885	※13 1.9

※1(さいたま市)収集・搬入方法として、この他「団体資源回収」・「小型家電回収」があるため100%とならない。また、収集した廃棄物を全て同年度中に処理するものではないため、収集・搬入量の合計と処理量の合計は一致しない。

※2(横浜市)端数処理の関係により、一般廃棄物収集・搬入量と収集・搬入方法別の合計が一致しない場合がある。

※3(相模原市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。

※4(浜松市)端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

※5(京都市)バイオガス化や焼却灰からの金属回収等のため、収集量とは合致しない。

※6(大阪市)焼却施設については、大阪広域環境施設組合の施設数、能力を記載している。

※7(堺市)端数処理の関係により、合計が一致しない場合がある。一般廃棄物収集・搬入量の他に集団回収(16,199t)、自主資源化(1,218t)、庁内古紙(397t)、剪定枝等(5,387t)がある。年度間での処理の繰越等により、収集・搬入量と処理量が一致しない。溶融処理により生成されるスラグ(10,308t)、メタル(1,816t)をリサイクルしているが、資源化に計上していない。

※8(岡山市)一部事務組合による収集・搬入量を除く。

※9(広島市)収集・搬入量については、災害廃棄物(991t)は除く。処理の焼却量には、他都市分(564t)を含む。

※10(北九州市)処理の内訳に「破碎」がないことと、焼却量に中間処理残渣を含んでいることから、収集・搬入量の総量と処理合計が相違する。

※11(福岡市)焼却施設については、福岡都市圏南部工場を含む施設数、能力を記載している。(収集・搬入量については福岡市発生分のみ計上。)

※12(福岡市)処理量には中間処理残渣も含まれていることから、収集・搬入量の総計と処理合計が相違する。

※13(熊本市)処理は焼却、資源化、埋立の他に排水等99tがある。

7 保育所・認定こども園

区分	(1)保育所							
	ア 保育所数(入所定員)				イ 入所児童数(入所率)		3歳未満児	
	市立保育所数	入所定員	私立保育所数	入所定員	人	(%)	要保育児童数	充足率
単位	所 (人)	所	人		人	(%)	人	%
札幌市	246 (20,212)	21	2,130	225	18,082	18,161 (89.9)	※1 8,450	※1 ...
仙台市	164 (13,942)	33	3,199	131	10,743	※2 13,758 (98.7)	8,117	※2 ...
さいたま市	※3 312 (26,037)	61	6,413	251	19,624	24,345 (93.5)	※3 10,638	※3 93.7
千葉市	※4 217 (15,879)	55	6,105	162	9,774	14,850 (93.5)	6,618	41.7
川崎市	436 (33,070)	21	2,445	※5 415	30,625	※5 34,555 (104.5)	※5 16,568	82.3
横浜市	857 (65,847)	※6 61	5,842	796	60,005	64,037 (97.3)	※6 29,633	※6 91.2
相模原市	99 (8,857)	23	2,535	76	6,322	※7 7,808 (88.2)	3,466	102.1
新潟市	141 (13,220)	83	7,930	58	5,290	11,084 (83.8)	8,806	...
静岡市	54 (4,999)	-	-	54	4,999	4,695 (93.9)	1,969	115.4
浜松市	63 (6,590)	20	2,230	43	4,360	5,487 (83.3)	2,301	123.7
名古屋市	444 (39,106)	90	8,827	354	30,279	※8 35,856 (91.7)	※8 14,215	※8 109.3
京都市	227 (22,174)	14	1,338	213	20,836	21,266 (95.9)	※9 12,944	...
大阪市	477 (56,016)	※10 87	※10 9,938	390	46,078	43,366 (77.4)	※10 25,575	...
堺市	20 (2,231)	0	0	20	2,231	2,072 (92.9)	7,672	12.7
神戸市	127 (11,436)	57	6,048	70	5,388	※11 11,248 (98.4)	※11 13,032	...
岡山市	101 (11,647)	36	3,285	65	8,362	※12 11,381 (97.7)	4,797	※12 ...
広島市	188 (22,003)	87	10,661	101	11,342	20,121 (91.4)	7,839	109.5
北九州市	※13 131 (12,854)	20	1,955	111	10,899	11,580 (90.0)	※13 7,166	※13 ...
福岡市	292 (39,099)	7	1,060	285	38,039	36,346 (93.0)	15,453	...
熊本市	100 (9,275)	19	1,805	81	7,470	9,234 (99.6)	3,874	※14 ...

(注)
 ・要保育児童数は、保育所及び認定こども園の入所児童数並びに保育所及び認定こども園の未入所児童数の合計
 ・充足率は、保育所の認可定員を要保育児童数で除した数値
 ・保育率は、保育所の入所児童数を就学前児童数で除した数値

3歳以上児					
入所児童数	保育率	要保育児童数	充足率	入所児童数	保育率
人	%	人	%	人	%
7,686	※1 21.1	※1 10,912	※1 …	10,475	※1 25.7
5,704	※2 70.3	11,826	※2 …	8,054	68.1
10,314	※3 32.8	※3 14,646	※3 109.7	14,031	41.1
6,134	32.2	8,742	55.1	8,716	41.6
※5 15,132	42.4	※5 19,539	95.5	※5 19,423	49.3
26,918	※6 35.3	※6 37,341	※6 104.0	37,119	※6 43.9
3,140	※7 22.4	4,698	113.2	4,668	※7 30.3
4,297	28.0	13,068	…	6,787	39.4
1,940	15.4	2,755	98.9	2,755	19.3
2,244	13.1	3,249	118.0	3,243	16.4
14,215	※8 100.0	※8 21,641	※8 108.9	21,641	※8 100.0
8,610	32.8	※9 17,039	…	12,656	43.2
23,624	41.3	※10 31,703	…	31,565	54.2
917	5.0	10,696	10.4	1,155	5.6
※11 4,310	※11 14.7	※11 17,270	…	※11 6,938	※11 20.7
※12 4,530	28.1	6,936	※12 …	※12 6,851	38.9
7,488	28.1	12,668	105.9	12,633	42.3
4,794	25.1	※13 9,631	※13 …	6,786	31.7
14,678	38.3	22,310	…	21,668	52.4
3,749	20.8	5,536	※14 …	5,485	27.8

※1(札幌市) 要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する保育所の入所児童数の割合(認定こども園・地域型保育事業所の入所児童数は含まない)。

※2(仙台市) 充足率は、歳児別で定員を定めていないため、算定できない。保育率は、入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。

※3(さいたま市) 保育所数には、分園2園を含む。入所率は、入所児童数/入所定員。充足率は、入所定員/要保育児童数。

※4(千葉市) 入所定員:3歳未満児:6,324、3歳以上児:9,555、要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数

※5(川崎市) 入所児童数及び要保育児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。また、認定こども園、地域型保育事業希望者も含む。

※6(横浜市) 要保育児童数は、保育所入所児童数+未入所児童数(=保留児童数(認定こども園、地域型保育事業希望者も含む))。

入所児童数には委託(市外園を利用している市民)を含み、受託(市内所在園を利用している他都市居住者)を含まない。

※7(相模原市) 入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,038人 就学前児童数(3歳以上児)は、15,419人。

※8(名古屋市) 入所率は入所児童数/入所定員。要保育児童数は入所児童数+待機児童数。充足率は入所定員/要保育児童数。保育率は入所児童数/要保育児童数。

※9(京都市) 要保育児童数は、申込児童数-潜在的待機児童数。地域型保育事業所・認定こども園利用等も含む人数で集計。

※10(大阪市) 公民を含む。要保育児童数・入所児童数・保育率については、地域型保育事業及び認定こども園も含む。

※11(神戸市) 入所児童数は、委託児童を含み受託児童は除く。保育率は入所児童数/未就学児童数。

※12(岡山市) 入所児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※13(北九州市) 充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。保育所には保育所型認定こども園を含まない。

要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園)+未入所児童数。

※14(熊本市) 充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。

区分	(2) 認定こども園															
	ア 園数 (入園定員)		総数				幼保連携型認定こども園				幼稚園型認定こども園				保育所型認定	
			市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	市立園数	入園定員
	単位	園	(人)	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園	人	園
札幌市	158	(23,714)	1	115	157	23,599	1	115	89	15,469	-	-	11	2,145	-	-
仙台市	83	(9,286)	-	-	83	9,286	-	-	50	6,479	-	-	13	1,595	-	-
さいたま市	15	(2,994)	-	-	15	2,994	-	-	8	1,766	-	-	6	1,183	-	-
千葉市	40	(5,893)	2	232	38	5,661	-	-	9	1,489	-	-	27	4,101	2	232
川崎市	18	(3,460)	-	-	18	3,460	-	-	5	900	-	-	13	2,560	-	-
横浜市	64	(13,843)	-	-	64	13,843	-	-	49	10,839	-	-	15	3,004	-	-
相模原市	66	(9,939)	1	120	65	9,819	1	120	37	5,329	-	-	24	4,159	-	-
新潟市	119	(15,557)	1	200	118	15,357	-	-	80	10,955	-	-	13	1,456	1	200
静岡市	108	(13,885)	52	5,698	56	8,187	52	5,578	51	7,530	-	-	3	465	-	-
浜松市	74	(11,299)	-	-	74	11,299	-	-	71	10,802	-	-	-	-	-	-
名古屋市	96	(15,459)	-	-	96	15,459	-	-	71	10,946	-	-	4	792	-	-
京都市	62	(7,876)	-	-	62	7,876	-	-	42	6,131	-	-	7	173	-	-
大阪市	99	(20,251)	-	-	99	20,251	-	-	56	11,685	-	-	28	6,149	-	-
堺市	115	(21,316)	16	2,297	115	19,019	16	2,297	100	16,420	-	-	12	2,179	-	-
神戸市	178	(25,646)	-	-	178	25,646	-	-	159	21,861	-	-	19	3,785	-	-
岡山市	57	(9,911)	19	4,000	38	5,911	19	4,000	33	4,665	-	-	5	1,246	-	-
広島市	55	(10,787)	1	73	54	10,714	-	-	30	7,020	-	-	4	578	1	73
北九州市	55	(6,747)	-	-	55	6,747	-	-	-	-	-	-	18	2,712	-	-
福岡市	8	(1,195)	-	-	8	1,195	-	-	6	835	-	-	2	360	-	-
熊本市	94	※14 (15,193)	-	-	94	※14 15,193	-	-	83	※14 13,052	-	-	11	※14 2,141	-	-

こども園		地方裁量型認定こども園				イ 入園児数 (入園率)		3歳未満児				3歳以上児				
私立園数	入園定員	市立園数	入園定員	私立園数	入園定員	人	(%)	3号		1号		2号				
園	人	園	人	園	人	人	(%)	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率	入園児数	要保育児童数	充足率	入園児数	保育率
								人	%	人	%	人	人	%	人	%
52	5,548	-	-	5	437	21,077	(88.9)	※1 6,142	※1 ...	5,378	※1 14.8	8,147	※1 7,989	※1 ...	7,552	※1 18.5
20	1,212	-	-	-	-	8,310	(89.5)	8,117	※2 ...	2,285	※2 28.2	2,264	11,826	※2 ...	3,761	※2 31.8
-	-	-	-	1	45	※3 2,426	(81.0)	※3 10,638	※3 2.9	324	※3 1.0	※3 1,487	※3 14,646	※3 4.5	615	1.8
1	35	-	-	1	36	4,882	(82.8)	※4 548	※4 9.3	494	※4 2.6	2,998	1,400	23.8	1,390	6.6
-	-	-	-	-	-	※5 3,638	(...)	※5 ...	※5 ...	158	※5 ...	※5 2,576	※5 ...	※5 ...	904	...
-	-	-	-	-	-	11,837	(85.5)	1,282	※6 ...	8,571	1,984	...
4	331	-	-	-	-	※7 8,755	(87.6)	2,019	94.2	1,856	※7 13.2	3,633	3,237	105.3	3,266	※7 21.2
24	2,911	-	-	1	35	※8 13,613	(87.5)	8,806	...	4,176	27.2	3,211	13,086	...	6,226	36.2
2	192	-	-	-	-	10,541	(75.9)	2,787	123.4	2,707	21.5	2,499	5,337	116.3	5,335	37.3
3	497	-	-	-	-	9,453	(83.7)	3,558	108.0	3,359	19.5	1,397	4,727	105.7	4,697	23.7
21	3,721	-	-	-	-	13,776	※9 (89.1)	※9 3,983	※9 111.7	3,983	※9 100.0	2,600	※9 7,193	※9 104.4	7,193	※9 100.0
13	1,572	-	-	-	-	7,170	(91.0)	※10	2,840	10.8	857	※10	4,330	14.8
15	2,417	-	-	-	-	14,874	(73.4)	25,575	...	3,187	5.6	5,754	31,703	...	5,933	10.2
3	420	-	-	-	-	18,686	(87.7)	7,672	83.5	6,288	34.4	2,994	10,696	87.8	9,404	46.2
-	-	-	-	-	-	※11 23,099	(90.1)	※11	5,858	※11 20.0	6,978	※11	10,263	※11 30.6
-	-	-	-	-	-	※12 8,248	(83.2)	2,557	※12 ...	2,336	※12 14.5	2,394	3,968	※12 ...	3,923	22.3
20	3,116	-	-	-	-	9,340	(86.6)	2,551	116.9	2,422	9.1	2,953	3,969	103.2	3,965	13.3
34	3,839	-	-	3	196	6,174	(91.5)	7,166	※13 ...	1,853	4.7	1,575	9,631	※13 ...	2,746	6.9
-	-	-	-	-	-	997	(83.4)	15,453	...	270	0.7	213	22,310	...	514	1.2
-	-	-	-	-	-	14,079	(92.7)	4,366	※14 ...	4,199	※14 23.3	3,246	6,750	※14 ...	6,634	※14 33.6

※1(札幌市)要保育児童数は入所児童数+待機児童数【未入所児童数】の施設種別を問わない総数(待機児童数を施設種別ごとに集計するのは困難なため)。充足率は、年齢別の定員を設定していないため算出不可。保育率は、就学前児童数に対する認定こども園の入所児童数の割合(保育所・地域型保育事業所の入所児童数は含まない)。

※2(仙台市)歳児別に定員を定めていないため、算定不能。保育率については、入所児童数を要保育児童数で除したもので集計。

※3(さいたま市)1号の入園児数は、令和3年5月1日時点のもの。入園率は、入園児数/入園定員。充足率は、入園定員/要保育児童数。

※4(千葉市)要保育児童数=入所児童数+入所待ち児童数

※5(川崎市)入園児数は、委託児童を含み受託児童は除く。要保育児童数は、(1)保育所の項目に含めて算出、記入している。

※6(横浜市)1号の入園児数は、令和4年5月1日時点のもの。

※7(相模原市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。就学前児童数(3歳未満児)は、14,038人 就学前児童数(3歳以上児)は、15,419人。

※8(新潟市)入園児数は、委託児童を含む。

※9(名古屋市)入園率は、入園児数/入園定員 要保育児童数は、入園児数+待機児童数 充足率は、入園定員/要保育児童数 保育率は、入園児数/要保育児童数

※10(京都市)保育所分と不可分

※11(神戸市)入園児数は、委託児童を含み、受託児童を除く。保育率は、入所児童数/未就学児童数

※12(岡山市)入園児童数は、委託児童及び受託児童を除く。充足率は年齢ごとの定員数を設けていないため算出できない。

※13(北九州市)充足率=年齢別の定員を設定していないため算出できない。要保育児童数は、入所児童数(保育所・認定こども園+未入所児童数)

※14(熊本市)入園定員は1号定員を含む。充足率は、年齢別定員を設定していないため、算出できない。入園児数は、委託児童含み、受託児童を除く。保育率は、入園児数/就学前児童数

区分	(3) 一時保育	(4) 病後児保育 (令和3年度利用延人数)	(5) 待機児童数
単位	所	所	(人)
札幌市	※1 197	7	(1,687)
仙台市	58	※2 6	(1,409)
さいたま市	※3 108	※3 11	(1,413)
千葉市	70	※4 10	(3,260)
川崎市	※5 89	※5 7	(3,827)
横浜市	※6 513	4	(700)
相模原市	※7 132	※7 3	(830)
新潟市	273	※8 11	(7,757)
静岡市	79	3	(845)
浜松市	142	※9 6	(1,668)
名古屋市	※10 64	※10 23	(17,094)
京都市	※11 59	※11 11	(4,328)
大阪市	70	※12 34	(8,961)
堺市	※13 120	※13 5	(359)
神戸市	341	※14 22	(9,821)
岡山市	※15 54	6	(3,772)
広島市	105	※16 14	(8,283)
北九州市	68	※17 13	(5,908)
福岡市	保育所 ²⁵ 地域型保育事業所 ⁸	21	(19,805)
熊本市	※18 8	※19 8	(2,174)

※1(札幌市)一時保育は保育所が実施するもののみ。公立保育所7か所、公設民営保育所3か所を含む。

※2(仙台市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。

※3(さいたま市)一時保育は公立9か所、私立95か所。病後児保育は全て病児対応型。

※4(千葉市)病後児保育は、病児保育施設を含み、利用延人数は、病後児と病児の合計。

※5(川崎市)一時保育は幼保連携型認定こども園1か所、公立2か所を含む。病児保育4か所、病後児保育3か所

※6(横浜市)公立R4:38 民間R4:458(認可保育所・小規模保育)、横浜保育室17の合計数

※7(相模原市)一時保育は公立含む。病児保育2か所 病後児保育1か所

※8(新潟市)病児保育9施設、病後児保育2施設。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。

※9(浜松市)一時保育は一般型・余裕活用型の合計。病後児保育の内4施設は病児保育も実施。利用延人数は、病児保育の利用者を含む。

※10(名古屋市)一時保育は、公立4か所、民間60か所。病後児保育は、病児・病後児21か所、病後児2か所。

※11(京都市)一時保育は、一般型のみ。病児・病後児10か所、病児1か所

※12(大阪市)病児・病後児あわせた個所数(うち2か所休所中)、一時保育(うち1か所休所中)

※13(堺市)一時保育は、公立保育所1を含む。病後児保育は、病児保育施設を含む。別途、子育て援助活動支援事業(病児緊急対応強化事業)として、訪問型病児保育を実施。

※14(神戸市)病後児保育は、病児保育施設のみ

※15(岡山市)令和2年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。病後児保育は病児保育施設を含み、利用延人数は病後児と病児の合計。

※16(広島市)病児13施設 病後児1施設

※17(北九州市)病児保育施設を含む。

※18(熊本市)一時保育は私立保育所等における、令和3年度「子ども・子育て支援交付金」の一時預かり事業(一般型)の申請箇所数。

※19(熊本市)病後児保育は病児・病後児保育施設8か所、利用延人数は、病児と病後児の合計。

8 高齢者保健福祉

区分	(1) 老年人口比率					(2) 高齢化推計比率 (西暦2025年)			(3) 養護老人ホーム(設置数・入所定員)			
	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～	総数	高年齢推計比率 (西暦2025年)	65歳以上の 推計人口	推計人口	所 (人)	公立 (入所定員)	所 (人)	(人)	
単位	%	人	人	人	%	人	人	所 (人)	所 (人)	所 (人)	(人)	
札幌市	28.1	127,104	149,151	273,692	549,947	30.3	598,745	1,976,367	4 (330)	1 (50)	(50)	
仙台市	※1 24.8	61,066	71,433	130,440	262,939	28.3	303,280	1,071,693	2 (210)	- (-)	(-)	
さいたま市	23.2	65,740	81,052	162,266	309,058	25.7	337,838	1,312,452	3 (290)	1 (50)	(50)	
千葉市	※2 26.3	51,303	67,661	137,352	256,316	27.4	267,000	974,900	2 (130)	- (-)	(-)	
川崎市	※5 20.5	※5 67,046	※5 79,694	※5 168,988	※5 315,728	21.9	344,575	1,572,733	2 (190)	1 (140)	(140)	
横浜市	※6 24.8	192,661	243,844	495,328	931,833	26.2	971,574	3,714,957	6 (498)	1 (50)	(50)	
相模原市	26.3	39,155	51,117	98,496	188,768	27.5	197,933	718,664	1 (80)	- (-)	(-)	
新潟市	※7 30.2	※7 51,644	※7 62,525	※7 119,977	※7 234,146	31.0	243,666	785,249	1 (100)	- (-)	(-)	
静岡市	※8 30.8	42,454	56,115	112,816	211,385	31.8	212,856	669,536	2 (190)	2 (190)	(190)	
浜松市	28.3	48,310	58,740	117,334	224,384	28.9	227,307	787,057	6 (420)	- (-)	(-)	
名古屋市	※10 25.1	※10 118,482	※10 150,790	※10 304,188	※10 573,460	26.0	600,069	2,306,835	6 (770)	2 (370)	(370)	
京都市	28.5	74,669	106,073	214,067	394,809	28.9	420,143	1,451,751	9 (565)	- (-)	(-)	
大阪市	※11 25.0	※11 136,624	※11 181,723	※11 364,460	※11 682,807	26.3	700,390	2,663,262	12 (737)	- (-)	(-)	
堺市	※12 28.4	43,636	63,922	125,950	233,508	28.3	228,770	806,955	2 (190)	0 (0)	(0)	
神戸市	28.7	89,618	115,804	228,415	433,837	31.3	465,811	1,498,059	9 (540)	1 (80)	(80)	
岡山市	※13 26.8	※13 38,929	※13 49,489	※13 99,530	※13 187,948	26.9	195,056	724,801	5 (310)	2 (130)	(130)	
広島市	※14 25.9	※14 64,824	※14 83,856	※14 159,160	※14 307,840	26.8	323,143	1,205,175	8 (500)	- (-)	(-)	
北九州市	※15 31.3	※15 59,585	※15 77,080	※15 154,655	※15 291,320	32.8	298,535	909,840	9 (570)	- (-)	(-)	
福岡市	※16 22.2	※16 82,633	※16 96,096	※16 170,289	※16 349,018	24.2	397,187	1,641,913	4 (307)	- (-)	(-)	
熊本市	27.0	45,526	51,547	99,573	196,646	28.3	209,050	739,812	7 (440)	- (-)	(-)	

(注)
 ・(1)の総数は、65歳以上人口の総数。
 ・(2)は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)の数値
 ・(3)～(5)の各老人ホームの私立には、公設民営を含む。

私立 (入所定員)	(4) 特別養護老人ホーム(設置数・入所定員)			(5) 軽費老人ホーム(設置数・入所定員)			(6) 地域包括支援センター	(在宅介護支援センター)	(7) 老人福祉センター
	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)	所 (人)	公立 (入所定員)	私立 (入所定員)			
3 (280)	92 (6,987)	1 (100)	91 (6,887)	25 (1,500)	3 (150)	22 (1,350)	27	(-)	10
2 (210)	68 (5,029)	- (-)	68 (5,029)	15 (568)	- (-)	15 (568)	52	(-)	8
2 (240)	75 (6,901)	- (-)	75 (6,901)	5 (282)	1 (100)	4 (182)	27	(31)	11
2 (130)	※3 64 (4,149)	- (-)	※3 64 (4,149)	18 (850)	- (-)	18 (850)	※4 32	(-)	15
1 (50)	57 (5,032)	2 (118)	55 (4,914)	3 (264)	- (-)	3 (264)	49	(-)	7
5 (448)	164 (16,982)	3 (190)	161 (16,792)	11 (644)	- (-)	11 (644)	143	(-)	18
1 (80)	46 (3,314)	- (-)	46 (3,314)	9 (218)	- (-)	9 (218)	29	(-)	3
1 (100)	87 (5,431)	- (-)	87 (5,431)	23 (988)	- (-)	23 (988)	30	(0)	12
- (-)	36 (3,551)	- (-)	36 (3,551)	7 (430)	- (-)	7 (430)	※9 30	(4)	8
6 (420)	66 (4,888)	- (-)	66 (4,888)	16 (798)	- (-)	16 (798)	22	(8)	0
4 (400)	121 (8,920)	1 (300)	120 (8,620)	22 (951)	4 (490)	18 (461)	29	(-)	16
9 (565)	103 (6,792)	7 (460)	96 (6,332)	13 (637)	- (-)	13 (637)	61	(20)	17
12 (737)	166 (14,441)	※11 1 (70)	165 (14,371)	20 (755)	- (-)	20 (755)	66	(111)	26
2 (190)	54 (3,384)	- (-)	54 (3,384)	11 (515)	- (-)	11 (515)	28	(25)	7
8 (460)	122 (7,331)	- (-)	122 (7,331)	31 (1,815)	2 (100)	29 (1,715)	76	(-)	-
3 (180)	69 (3,295)	- (-)	69 (3,295)	22 (924)	1 (50)	21 (874)	16	(21)	3
8 (500)	76 (4,670)	- (-)	76 (4,670)	10 (562)	- (-)	10 (562)	41	(-)	3
9 (570)	82 (5,490)	1 (55)	81 (5,435)	25 (1,120)	- (-)	25 (1,120)	31	(-)	1
4 (307)	88 (6,213)	- (-)	88 (6,213)	23 (1,217)	- (-)	23 (1,217)	57	(-)	7
7 (440)	54 (2,453)	- (-)	54 (2,453)	18 (697)	- (-)	18 (697)	27	(1)	10

※1(仙台市)令和4年4月1日現在の値

※2(千葉市)令和4年3月31日現在の人口

※3(千葉市)これまでユニットの法改正以前の施設は、従来型+ユニット型で1か所とカウント、法改正以降の施設は、従来型、ユニット型でそれぞれ1か所、合計2か所としてカウントしていましたが、整理が難しい状況のため、今後は全てユニット型、従来型それぞれ1か所としてカウントすることに変更します。これに伴い、記載の64か所のうち、5か所は整備を伴わない増加によるものです。

※4(千葉市)出張所4か所含む

※5(川崎市)総務省が公表した「令和2年国勢調査に関する不詳補充結果」による年齢別人口を基数として、住民基本台帳の年齢別移動人口を増減して推計

※6(横浜市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※7(新潟市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※8(静岡市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※9(静岡市)うち1か所は基幹型

※10(名古屋市)住民基本台帳人口に基づく数値

※11(大阪市)老年人口比率は令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

※12(堺市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※13(岡山市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※14(広島市)令和4年3月31日現在の数値

※15(北九州市)令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づく数値

※16(福岡市)令和4年3月末時点の住民基本台帳登録人口(外国人含む)。

9 介護保険事業

区分	(1)第1号被保険者					(2)要介護認定審査判定件数	(3)保険料に対する独自助成制度の有無・概要	(4)利用者負担に対する独自助成制度の有無・概要	(5)市町村特別給付の有無・概要	(6)居宅介護サービス独自基準
	ア 被保険者数	イ 保険料 (年額・基準額)	ウ 保険料徴収率							
			現年	滞納	計					
単位	人	円	%	%	%	件				
札幌市	547,211	69,270	99.2	14.9	97.7	93,905	有	無	無	無
仙台市	262,198	72,000	99.6	39.2	99.1	42,608	有	無	無	有
さいたま市	307,304	72,408	99.2%	19.1	97.8	33,121	有	有	無	無
千葉市	255,529	64,800	99.5	25.7	98.2	30,000	有	無	無	有
川崎市	306,308	75,780	99.5	37.4	98.8	29,808	有	有	無	無
横浜市	932,230	78,000	99.6	22.3	98.7	121,943	有	有	無	有
相模原市	187,792	72,000	99.3	19.7	98.1	19,513	有	無	無	無
新潟市	233,809	79,600	99.6	16.8	98.6	29,467	有	有	無	無
静岡市	211,095	65,900	99.4	21.9	98.6	28,173	有	有	無	無
浜松市	223,652	70,312	99.6	20.9	99.0	29,031	有	無	無	無
名古屋市	573,534	79,709	99.6	24.8	98.8	78,061	無	無	有	有
京都市	394,809	81,600	99.3	20.2	98.0	68,454	有	無	無	有
大阪市	682,062	97,128	98.7	18.3	96.3	108,067	有	無	無	有
堺市	233,393	81,480	99.2	12.2	97.2	47,273	有	無	無	有
神戸市	434,860	76,800	99.2	18.4	98.0	72,635	有	無	有	有
岡山市	187,792	79,680	99.6	33.8	98.5	19,513	有	無	無	無
広島市	307,573	75,000	99.5	31.5	98.6	33,811	有	有	無	有
北九州市	292,227	78,480	99.0	17.8	97.4	51,487	有	無	無	有
福岡市	349,260	74,699	99.3	13.6	97.3	50,196	有	無	無	有
熊本市	196,434	76,800	99.0	18.5	96.6	25,797	有	無	無	有

※札幌市:(3)一定の基準を満たす被保険者の介護保険料を、第1段階相当の保険料まで減額する。

※仙台市:(1)ア・(2) 令和4年3月末のデータ。(1)イ 第8期基準額。(1)ウ 令和3年度実績。

(3)①保険料段階が第4段階で、世帯の収入等が一定の要件を満たす場合、基準額の2分の1相当額に減免する。

②居住用財産の譲渡により保険料負担が増えた方で、一定の要件を満たす場合減免する。

(6) ①提供したサービスの内容等の記録の保存年限を完結の日から5年間とする。

②新たに次に掲げる記録を整備することとし、保存年限を完結の日から5年間とする。

a)従業者の勤務状況に関する記録 b)介護報酬請求明細書

③従来型特別養護老人ホームの一の居室の定員を4名以下とする。

※さいたま市:(1)ア 令和3年3月末のデータ。(1)ウ 令和2年度決算値のデータ。

(3)所得段階が第1段階の老齢福祉年金受給者に対し、第2期事業計画の保険料額と同額とする。

(4)収入や資産等に関する一定の基準に該当する低所得者に対し、在宅サービスの利用者負担の5割又は7割相当額を助成する。

※千葉市:(1)ア 令和4年3月末のデータ。(1)イ 第8期計画基準額のデータ。(1)ウ 令和2年度決算値データ

(3)保険料段階第2・3段階に属する被保険者で、収入、扶養、資産について一定の条件を満たす場合、第1段階相当の保険料額に減額する。

(6)基準条例等

・記録の保存期間の延長(2年→5年)、虐待防止研修の実施(年1回以上)、通所・入所系サービスにおける非常災害対策(食料等の備蓄)、暴力団の排除

※川崎市:(3)・収入が少なく生活が著しく困難な方で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の25%に減額する。

・保険料段階が第4段階で、一定の条件に該当する場合、第1号被保険者の保険料を基準額(第6段階)の50%に減額する。

(4)生活保護基準以下で生活している生計困難者について、1割負担の50%及び食費・居住費の50%に軽減する。

※横浜市:(3)以下のとおり。

1. 低所得者減免 2.生活保護減免(受給前の未納分の減免) 3. 災害による減免 4. 所得減少による減免

(4)横浜市介護サービス自己負担助成事業

・在宅サービス助成:訪問介護等の在宅サービスを利用する低所得者の利用者負担の一部を助成し5%又は3%に軽減

・グループホーム助成:認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)について、利用者負担額の一部を助成し5%に軽減(平成21年度より実施)。

居住費相当分等について、利用者負担額の一部を助成(平成24年10月より実施)

・施設居住費助成:介護保険施設等のユニット型個室の居住費について、利用者負担額の一部を助成(平成22年度より実施)

(6)基準条例の制定

- ※相模原市:(1)ア、(2)については、令和4年3月末時点のデータ (1)ウについては、令和3年度決算値のデータ。
(3)低所得者に対する保険料減免:世帯の収入等の状況が、生計を維持することが困難であると認められる場合に、第1段階保険料の1/2相当額を減免する。
- ※新潟市:(1)ア 令和4年3月末 (1)イ 第8期基準額 (1)ウ 令和3年度決算値
(2)令和3年度
(3)生活保護基準以下の収入や資産の低所得者に対する保険料減免
(4)社会福祉法人等利用者負担軽減措置制度を、株式会社等へ拡大して実施
- ※静岡市:(1)アについては、令和4年3月31日時点。
(1)ウ、(2)については、令和3年度決算値データ。
- ※浜松市:(1) ア 令和3年3月末 イ 第7期事業計画値 ウ 令和2年度実績
(2)令和2年度実績
(3)所得段階が第4段階以下でかつ収入や資産が生活保護基準以下である生活困難者について、保険料を50%に減額
- ※名古屋市:(1)ア令和4年3月31日現在、(1)ウ令和3年度決算値、(2)令和3年度データ
(5)生活援助型配食サービス
(6)【条例による運営基準】
・サービス提供に関する記録の保存期間 2年→5年 ・居住系、通所系サービスにおける食料等の備蓄の義務化 ・暴力団の排除
- ※京都市:(1)ウ 出納閉鎖時点における数値。
(3)所得段階区分で第1～3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.21に減額する。
①収入基準…前年の収入が80万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき32万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
所得段階区分で第3段階の者のうち、以下の基準に該当するものについて、保険料を基準額×0.5に減額する。
①収入基準…前年の収入が80万円超120万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき48万円加算
②資産基準…預貯金等が単身世帯の場合240万円以下、複数世帯の場合、世帯員1人につき96万円加算
③扶養基準…所得税・住民税・医療保険の被扶養者でないこと。
(6)基準条例の制定
・暴力団の排除・人権の尊重に係る措置・サービス提供に関する記録の保存年限の延長(2年→5年)・ショートステイの食費の設定方法
・通所系サービスにおける耐震性の確保
- ※大阪市:(1)ア 令和4年3月末 (2) イ 第8期基準額
(3)生活に困窮している方への保険料の軽減制度
●世帯全員が市町村民税非課税で次のすべてに該当する方 ●減額内容: 第4段階保険料の2分の1に減額する。
①世帯の年収が、次の額以下であること。
1人世帯150万円、2人世帯198万円、3人世帯246万円(以降世帯人員が1人増すごとに48万円を加算)
②扶養を受けていない。
③活用できる資産を有しない。
④介護保険料を滞納していない。
- ※堺市:(1) アは、令和4年3月31日現在(令和4年3月末の事業状況報告の数値)。
ウは、令和4年5月31日現在(令和3年決算の還付未済を含まない数値)
(3) ●対象者(次のすべてに該当する方)
・所得段階が1段階以外
・申請日時点で世帯全員が市民税非課税
・世帯の年間収入が基準額以下(1人世帯:150万円以下 2人世帯:198万円以下 3人世帯:246万円以下。
以降、世帯人数が1人増えるごとに48万円を加算した額以下)
・他の世帯の扶養となっていない(税の扶養控除、医療保険の扶養控除)。
・世帯の資産・預貯金等の合計額が350万円以下(以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算した額以下)
・本人および世帯に属する人が居住用以外の処分可能な土地家屋を所有していない。
●減額内容:
第1段階相当額の保険料に減額する。
(6) サービス記録の整備2年→5年、暴力団の排除、指定(介護予防)短期入所生活介護事業者の廊下の幅
- ※神戸市:(1)ア、令和4年3月31日現在。 ウ、令和3年度実績
(3)1.保険料段階が第2・3段階の方のうち、生活が困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階相当額に減額する。
2.保険料段階が第1～3段階の方のうち、生活が著しく困窮しており一定の条件を満たす場合、第1段階の半額の相当額に減額する。
(5)ミドルステイ…介護者の長期入院等によりやむを得ない場合に、老人短期入所施設等で保険給付の範囲を超えて、最長3か月までの短期入所を実施するもの。
緊急ショートステイ…施設入所の緊急性が高い要介護高齢者が施設入所できるまでの間、特養のショートステイ床・老人短期入所施設を活用し、保険給付の範囲を超えて短期入所を実施するもの。
緊急一時保護…養護者による高齢者虐待により一時的に避難する緊急の必要性があると認められた場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所を実施するもの。
災害時ショートステイ…震災・風水害・火災等の災害等により、一時的に居宅等において日常生活ができない場合に、保険給付の範囲を超えて、原則7日間まで短期入所により必要な介護を受ける。
(6)基準条例の制定
暴力団の排除・重要事項説明書に記載すべき内容の追加・書類の保存期間を5年間に延長・虐待防止研修の実施等
- ※岡山市:(3)保険料の所得段階が第2・第3段階(世帯市民税非課税)で、世帯収入、扶養、資産条件に該当する場合、申請により第1段階相当まで軽減する。
- ※広島市:(1)ア被保険者数は令和4年3月末の数値であり、ウ 保険料徴収率は令和3年度の数値
(3)次の①及び②の人を対象とした減免制度
①介護保険料の所得段階が第2段階、又は第3段階の人で特に収入が低く、生活が著しく困窮している人
②刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない人
(4)①重度心身障害者介護保険利用負担助成 ②重度精神障害者介護保険利用負担助成 ③介護保険支給限度額超過利用負担
(6)一般原則・基本方針、運営規程の記載事項(虐待防止・身体拘束等)、金銭管理規程の整備、管理者の研修の機会の確保、非常災害対策、居宅介護サービス費等の支給の根拠となる記録の5年間保存、指定介護老人福祉施設等の居室定員
- ※北九州市:(1)ア R4.3月末時点、ウR4.5月末時点
- ※福岡市:(1)、(2)令和4年3月末時点
(3)生活困窮者/居住用財産の譲渡による所得段階変更を考慮
(6)暴力団の排除、設備要件の充実、文書による同意、サービス記録の利用者への提供、身体拘束に関する手続き等の追加、各種研修の実施、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応、記録の保存期限の延長、申請者の基準、特養の入所定員を規定するもの。
- ※熊本市:(1)ア 令和4年3月末時点 ウ 令和3年度決算値、(2)令和4年3月末時点
(3)①刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者について拘禁期間に係る保険料の減免
②第2段階又は第3段階の者のうち、収入・資産等一定の基準を満たす者に対し申請に基づき第1段階相当額へ減額
③居住用財産の譲渡に係る保険料の減免

10 国民健康保険事業

区分	(1)国保被 険者数	人口 加入率	(2)国保加入世 帯数	世帯 加入率	(3)延受診件数	受診率	(4)1世帯当たり 費用額	(5)被保険者 1人当たり費用 額	(6)1件当たり費 用額	(7)世帯主給 付割合 独自基準の有 無・概要
単位	人	(%)	世帯	(%)	件	(%)	円	円	円	
札幌市	360,893	(18.3)	258,092	(26.4)	5,655,109	(1,567.0)	589,118	421,307	26,887	無
仙台市	192,233	(17.5)	131,737	(24.8)	3,488,871	(1,814.9)	564,005	386,512	21,296	無
さいたま市	231,866	(17.4)	157,560	(25.4)	3,857,992	(1,663.9)	521,281	354,226	21,289	無
千葉市	184,969	(19.0)	126,340	(26.5)	2,952,092	(1,596.0)	527,847	360,537	22,590	無
川崎市	254,100	(16.7)	178,409	(23.0)	4,257,449	(1,675.5)	529,746	371,946	22,199	無
横浜市	670,256	(17.8)	463,294	(25.2)	11,948,305	(1,782.7)	557,221	385,162	21,606	無
相模原市	150,109	(20.7)	100,933	(29.8)	1,495,650	(996.4)	541,483	364,092	22,852	無
新潟市	153,917	(19.7)	100,721	(29.1)	2,812,636	(1,827.4)	606,692	397,010	21,726	無
静岡市	※2 141,220	(20.5)	※2 94,327	(31.5)	2,482,579	(1,758.0)	584,199	390,212	22,197	無
浜松市	※3 150,046	(18.9)	※3 98,015	(28.1)	2,674,629	(1,743.1)	624,104	407,686	22,871	無
名古屋市	439,698	(18.9)	302,968	(26.9)	7,487,680	(1,702.9)	529,981	365,176	21,444	無
京都市	※4 282,992	(19.6)	※4 196,136	(26.9)	4,596,848	(1,044.0)	573,423	395,539	25,062	無
大阪市	590,497	(21.6)	411,731	(26.7)	9,941,063	(1,644.1)	563,700	383,838	23,347	無
堺市	※5 169,881	※5 (20.5)	※5 111,742	※5 (28.1)	※5 1,907,423	※5 (1,122.8)	※5 513,091	※5 337,494	※5 30,058	無
神戸市	310,167	(20.6)	210,842	(28.6)	5,499,715	(1,773.1)	595,993	405,137	22,849	無
岡山市	130,468	(18.5)	88,257	(26.3)	2,199,425	(1,685.8)	643,549	435,338	25,824	無
広島市	210,530	(17.7)	141,426	(24.5)	3,890,523	(1,848.0)	638,303	428,788	23,203	無
北九州市	192,913	(20.7)	130,794	(29.9)	2,248,526	(1,165.6)	673,703	432,360	37,094	無
福岡市	310,580	(19.8)	214,670	(26.0)	※6 5,083,219	※6 (1,636.7)	519,638	359,169	21,945	無
熊本市	148,339	(20.3)	96,041	(27.5)	1,657,178	(1,117.2)	542,223	351,058	31,424	無

(注)
 ・(1)・(2)の数値は、令和3年3月～令和4年2月の平均値
 ・(1)～(6)の数値は、令和3年度決算により算出し、退職被保険者も含む
 ・(9)の数値は、令和4年度当初予算より算出

(8)世帯員給付割合 独自基準の有無・概要	(9)賦課限度額	(10)保険料徴収率		
		現年	滞納	計
		円	%	%
無	医療分:630,000 支援分:190,000 介護分:170,000	※1 94.6	※1 23.9	※1 87.3
無	医療分 650,000 支援分 200,000 介護分 170,000	※1 96.4	※1 34.5	※1 93.1
無	医療分 650,000 支援分 200,000 介護分 170,000	93.9	25.5	82.3
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	93.1	20.1	82.2
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	95.1	41.00	90.04
無	医療分 630,000 支援分 190,000 介護分 170,000	96.1	41.8	92.8
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	92.8	24.8	76.1
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	94.6	18.1	82.8
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	94.5	21.8	86.8
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	93.7	20.3	84.2
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	96.8	31.4	91.1
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	96.1	39.0	91.7
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.1	24.3	80.4
無	医療:630,000 支援:190,000 介護:170,000	95.1	17.4	80.1
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	93.8	22.1	85.3
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	94.4	25.5	84.7
無	医療分 650,000 支援分 200,000 介護分 170,000	88.6	28.4	79.2
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	93.1	15.8	79.1
無	(医療分)630,000 (支援分)190,000 (介護分)170,000	92.7	30.4	84.0
無	(医療分)650,000 (支援分)200,000 (介護分)170,000	91.9	13.8	77.1

※1(札幌市・仙台市)保険料徴収率の数値は、還付未済額を含まない収入済額を居所不明分を控除した調定額で除した値

※2(静岡市)(1)・(2)の数値は、令和3年度の平均値

※3(浜松市)(1)(2)は年度末、(4)～(6)は(1)～(3)により算出

※4(京都市)令和4年3月末現在

※5(堺市)(3)～(6)は令和3年度事業年報より算出

※6(福岡市)(3)の数値は、調剤・療養費を含む

11 生活保護

区分	(1)生活保護 人口 人口 保護率		(2)生活保護 世帯 世帯数 保護率		(3)生活保護費 千円
	人	(%)	世帯	(%)	
札幌市	71,420	(36.2)	56,340	(57.4)	126,083,553
仙台市	18,554	(17.0)	14,510	(27.2)	28,745,192
さいたま市	19,395	(14.6)	15,601	(26.3)	33,756,669
千葉市	21,594	(22.1)	17,714	(39.0)	※1 35,369,477
川崎市	29,085	(18.9)	23,502	(31.0)	55,890,697
横浜市	※2 69,098	(18.3)	55,259	(31.3)	127,296,764
相模原市	14,071	(19.4)	10,922	(32.2)	22,867,642
新潟市	11,800	(15.1)	9,341	(27.0)	16,824,540
静岡市	※3 9,477	(13.8)	※3 7,629	(25.6)	※3 15,393,740
浜松市	7,128	(9.1)	5,788	(17.9)	11,271,866
名古屋市	※4 46,770	※4 (20.1)	※4 38,428	※4 (34.2)	※4 81,678,144
京都市	※5 41,208	(28.1)	※5 31,898	(43.8)	69,799,729
大阪市	132,417	(48.3)	111,630	(75.3)	※6 260,481,997
堺市	24,580	(29.8)	19,271	(48.5)	※7 44,902,586
神戸市	43,160	(28.6)	33,520	(45.4)	75,728,508
岡山市	※8 12,657	(18.0)	※8 9,878	(29.5)	20,876,791
広島市	※9 23,483	(19.8)	※9 18,422	(32.1)	38,839,180
北九州市	※10 22,268	(23.9)	※10 18,113	(41.5)	40,659,488
福岡市	42,433	(26.2)	※11 33,826	(…)	75,401,184
熊本市	14,904	(20.2)	12,028	(36.5)	25,813,417

(注)

・(1)・(2)の数値は、令和4年3月現在

・(3)は、扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金を含む)で、令和3年度決算の値

※1(千葉市)扶助別保護費の総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)で、令和2年度決算の値

※2(横浜市)保護率の基礎となる全市人口・世帯は、令和4年3月1日現在の人口・世帯を使用。

※3(静岡市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和3年10月推計人口による。

扶助別保護費の総額は、進学準備金を含む。

※4(名古屋市)生活保護人口及び世帯数は令和4年3月中数値、各保護率は令和2年10月の国勢調査確定値から算出。生活保護費には進学準備給付金を含む。

※5(京都市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和元年10月推計人口による。

※6(大阪市)扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)

※7(堺市)扶助費総額(施設事務費、就労自立給付金・進学準備給付金を含む)

※8(岡山市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和4年3月末住民基本台帳人口・世帯数による。

※9(広島市)扶助別保護費の総額は、進学準備給付金を含む。

※10(北九州市)保護率算定に伴う市人口・世帯については、令和3年10月推計人口による。

※11(福岡市)世帯保護率は統計上算出していない。

12 医療施設

区分	(1)病院数 (病床数)	公的 病院数 (市立)		左記以外 の病院数		(2)一般 診療所	(3)歯科 診療所	(4)医業収益		
		所	(所)	病床数	(市立)				所	病床数
単位	所 (床)	所	(所)	床	(床)	所	所	千円		
札幌市	200 (36,555)	3	(1)	1,403	(672)	197	35,152	1,478	1,221	18,388,676
仙台市	56 (12,428)	3	(1)	1,155	(525)	53	11,273	965	608	15,520,859
さいたま市	39 (7,982)	3	(1)	1,591	(637)	36	6,391	1,024	700	18,069,632
千葉市	47 (9,052)	8	(3)	1,777	(717)	39	7,275	734	560	16,907,758
川崎市	39 (10,951)	3	(3)	1,472	(1,472)	36	9,479	1,080	788	27,196,043
横浜市	132 (27,986)	12	(3)	4,535	(1,584)	120	23,451	3,182	2,116	32,829,711
相模原市	36 (7,287)	2	(0)	532	(0)	34	6,755	443	364	-
新潟市	42 (10,261)	5	(1)	2,357	(676)	37	7,904	663	494	20,678,480
静岡市	27 (7,277)	9	(1)	3,705	(463)	18	3,572	570	355	9,348,792
浜松市	32 (8,351)	6	3	1,682	(871)	26	6,669	663	385	※2 4,372,776
名古屋市	122 (23,863)	10	(4)	3,474	(674)	112	20,389	2,252	1,439	※3 7,017
京都市	96 (19,811)	10	(1)	5,455	(100)	86	14,356	1,679	802	-
大阪市	177 (31,751)	13	(2)	7,756	(1,326)	164	23,995	3,513	2,154	-
堺市	43 (11,890)	1	(1)	60	(60)	42	11,830	744	475	-
神戸市	109 (18,559)	10	(4)	3,527	(1,631)	99	15,032	1,664	940	-
岡山市	55 (10,930)	9	(3)	1,720	(490)	46	9,210	710	453	※4 2,223
広島市	83 (13,703)	7	(1)	2,943	(140)	76	10,760	1,245	688	1,936,364
北九州市	90 (18,413)	6	(2)	1,765	(320)	84	16,648	944	644	※5 2,100
福岡市	116 (21,157)	5	(2)	1,507	(443)	111	19,650	1,673	1,044	-
熊本市	93 (14,792)	5	(2)	1,619	(529)	88	13,173	652	404	12,505,552

- (注)
- ・医療法施行規則第13条による病院報告及び医療施設調査により算出
 - ・公的病院とは、医療法第31条の規定による公的医療機関に該当する病院を指す。
 - ・(1)～(3)の数値は、令和4年3月31日現在
 - ・(4)～(7)の数値は、令和3年度市立病院事業会計の決算額

(5) 医業費用	(6) 一般会計繰入金	(7) 患者1人1日当たり診療収入		
			入院	外来
千円	千円	円	円	円
23,413,974	2,865,675	47,228	87,211	24,177
17,648,556	2,638,766	41,642	78,094	19,418
23,029,303	2,786,287	41,174	79,119	16,479
20,678,612	3,822,599	33,987	※1 71,212	13,981
32,427,600	5,950,385	34,482	68,912	16,855
39,934,259	7,167,704	48,286	79,546	24,214
-	-	-	-	-
26,056,245	3,608,270	48,758	77,426	24,213
11,835,446	3,210,699	29,730	55,138	13,054
8,795,431	2,787,060	37,508	60,411	17,349
489,161	312,970	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
44,896	34,670	-	35,876	9,421
2,093,608	185,903	19,156	28,999	9,067
362,856	552,176	-	-	-
-	-	-	-	-
14,048,680	1,521,232	42,269	64,732	18,606

※1(千葉市)感染症を含む
 ※2(浜松市)浜松医療センターは指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。
 ※3(名古屋市)緑市民病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は手数料収入のみ。
 ※4(岡山市)金川病院は指定管理(利用料金制)の為、市の医業収入は無し。負担金収入のみ。
 ※5(北九州市)門司病院は指定管理(利用料金制)のため、市の医業収益は負担金収入のみ。

13 公害関係(令和3年度実績)

区分	(1) 苦情件数			(2) 処理件数 (翌年度繰越を除く。)		
	典型7公害	その他		典型7公害	その他	
単位	件	件	件	件	件	件
札幌市	790	511	279	700	426	274
仙台市	190	190	0	157	157	0
さいたま市	477	475	2	475	473	2
千葉市	508	481	27	506	480	26
川崎市	821	805	16	804	792	12
横浜市	1,441	1,429	12	1,173	1,164	9
相模原市	203	203	0	206	206	0
新潟市	276	252	24	275	251	24
静岡市	155	155	-	161	161	-
浜松市	417	406	11	417	406	11
名古屋市	1,323	1,296	27	1,323	1,296	27
京都市	360	359	1	271	270	1
大阪市	1,424	1,404	20	1,245	1,227	18
堺市	369	346	23	312	293	19
神戸市	270	267	3	266	266	-
岡山市	258	258	0	258	258	0
広島市	288	285	3	226	223	3
北九州市	255	254	1	236	235	1
福岡市	489	488	1	486	485	1
熊本市	315	307	8	303	295	8

(注)
 ・件数は、公害等調整委員会に提出された「公害苦情件数調査」による。
 ・典型7公害とは、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」をいう。

14 金融関係(令和3年度実績)

区分	融資実績		先端産業関係の融資実績	
	件	千円	件	千円
札幌市	4,559	56,536,986	-	-
仙台市	1,177	12,596,086	-	-
さいたま市	829	10,102,495	-	-
千葉市	360	5,242,485	-	-
川崎市	2,383	31,636,604	-	-
横浜市	5,425	82,646,629	-	-
相模原市	974	9,116,766	-	-
新潟市	800	2,985,965	-	-
静岡市	584	3,340,934	-	-
浜松市	63	406,755	-	-
名古屋市	6,117	113,062,594	-	-
京都市	6,483	151,063,811	-	-
大阪市	6	46,000	-	-
堺市	25	509,304	-	-
※1 神戸市	350	1,351,030
岡山市	425	1,937,740	-	-
※2 広島市	2,790	17,614,276	-	-
北九州市	2,569	22,459,816	-	-
福岡市	4,712	53,846,733	-	-
熊本市	333	1,110,530	-	-

※1(神戸市) 平成29年度から兵庫県制度へ一元化のため、市独自資金のみ記載。

※2(広島市) 令和元年度から、中小企業金融対策及び水産業金融対策の合計数値を記載。

15 中央卸売市場の実績(令和3年度)

区分	取扱高		
	t	本鉢	千円
札幌市	297,422	-	141,319,275
仙台市	238,688	97,481,661	142,879,343
さいたま市	7,339	-	5,526,786
千葉市	-	-	-
川崎市	119,530	34,471,992	50,692,909
横浜市	400,540	-	160,206,861
相模原市	-	-	-
新潟市	102,594	34,906,935	58,155,918
静岡市	71,394	-	32,302,051
浜松市	108,105	-	42,665,727
名古屋市	649,734	-	264,798,910
京都市	268,169	-	110,285,356
大阪市	816,399	-	358,552,216
堺市	-	-	-
神戸市	168,959	40,834,213	92,443,201
岡山市	92,831	-	44,462,072
広島市	184,820	77,055,377	80,485,955
北九州市	136,335	-	33,155,628
福岡市	393,882	-	136,814,841
熊本市	-	-	-

内訳								
水産物		青果物		食肉		花き等		
t	千円	t	千円	t	千円	t	本鉢	千円
70,741	86,486,697	226,681	54,832,578	-	-	-	-	-
76,556	77,424,414	141,998	36,145,219	20,134	21,077,137	-	97,481,661	8,232,573
-	-	-	-	7,339	5,526,786	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
22,393	21,370,182	97,138	26,928,817	-	-	-	34,471,992	2,393,909
47,132	53,494,529	336,212	89,199,718	17,196	17,512,614	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
33,979	35,920,093	68,615	19,570,758	-	-	-	34,906,935	2,665,067
20,680	19,777,038	50,714	12,525,013	-	-	-	-	-
19,621	17,647,204	88,484	25,018,523	-	-	-	-	-
107,844	111,540,103	523,021	137,950,936	18,869	15,307,871	-	-	-
26,605	30,133,576	233,868	63,884,639	7,696	16,267,141	-	-	-
119,486	135,425,437	680,905	198,455,097	14,168	21,913,031	1,840	-	2,758,651
-	-	-	-	-	-	-	-	-
35,979	39,445,509	126,551	35,019,004	6,429	14,932,156	-	40,834,213	3,046,532
23,711	23,880,810	69,120	20,581,262	-	-	-	-	-
22,432	22,789,511	154,792	43,020,308	7,596	7,699,571	-	77,055,377	6,976,565
-	-	136,335	33,155,628	-	-	-	-	-
61,043	39,133,463	307,695	67,741,144	25,144	29,940,234	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 都市公園

区 分	(1)都市公園数		(2)都市公園面積率			(3)市街化区域内 都市公園面積率		
	都市計画上 の公園数	都市計画上 の公園数	%	都市公園面 積	都市計画区 域面積	%	市街化区域 内都市公園 面積	市街化区域 面積
単 位	箇所	箇所	%	km ²	km ²	%	km ²	km ²
札幌市	2,742	1,228	4.3	25.0	575.8	6.6	16.6	250.3
仙台市	1,836	439	3.7	16.6	443.0	5.9	10.7	180.8
さいたま市	1,008	243	3.1	6.7	217.4	2.4	2.8	117.0
千葉市	1,155	454	3.6	9.7	272.1	5.7	7.4	128.8
川崎市	1,191	361	4.2	6.1	144.4	4.6	5.9	127.3
横浜市	2,710	734	4.3	18.6	436.5	4.0	13.5	337.7
相模原市	628	179	1.6	3.6	217.0	4.5	3.1	68.3
新潟市	1,438	205	1.2	8.4	726.5	3.7	4.8	129.9
静岡市	533	154	2.0	4.7	234.9	1.7	1.8	104.8
浜松市	579	185	1.3	6.5	514.6	3.2	3.2	98.9
名古屋市	1,492	749	5.0	16.4	326.5	5.4	16.3	302.6
京都市	952	284	1.4	6.7	480.5	2.4	3.6	149.8
大阪市	995	739	4.3	9.6	225.3	4.3	9.6	225.3
堺市	1,189	190	4.7	7.1	149.8	6.2	6.7	107.5
神戸市	1,694	476	4.8	26.5	557.3	10.2	20.7	202.0
岡山市	468	203	2.0	11.4	586.0	4.7	4.9	103.9
広島市	1,171	416	2.1	8.4	399.3	3.8	6.1	161.5
北九州市	1,719	795	2.4	11.9	488.7	3.8	7.8	205.7
福岡市	1,696	494	4.2	14.3	340.8	6.5	10.7	163.7
熊本市	1,094	242	2.0	7.2	354.3	3.6	3.9	108.0

(4)市民1人当たり 都市公園面積	(5)街路樹総本数 (1m以上の高木)		(6)街路樹総本数 (1m未満の低木)	
	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数	市民100人当たり 街路樹(高木)本数	市民100人当たり 街路樹(低木)本数
m ²	本	本	本	本
12.8	222,537	11.4	489,185	24.9
15.7	49,108	4.6	※1 2,585,000	243.1
5.0	27,940	2.1	※2 1,058,066	79.3
10.0	45,639	4.7	※3 362,511	※3 37.1
4.0	※4 41,258	2.7	1,025,818	66.7
4.9	252,761	6.7	4,020,920	106.7
5.0	※5 49,755	※5 6.9	※5 487,518	※5 67.2
10.8	※6 35,208	4.5	※6 506,953	65.3
6.8	20,776	3.0	※7 47,836	※7 7.0
8.3	※8 63,285	8.0	※8 1,920,636	242.1
7.1	※9 239,083	10.3	※9 2,606,985	112.5
4.7	※10 100,000	6.9	※10 500,000	34.6
3.5	※11 143,000	5.2	※11 6,277,000	228.7
8.7	※12 45,924	5.6	※12 724,990	88.7
17.5	265,030	17.4	4,193,302	276.4
16.7	※13 63,000	※13 8.9	※13 605,000	※13 85.5
7.0	※14 168,078	14.1	※14 990,377	83.1
12.9	124,672	13.5	2,491,603	269.4
8.8	83,710	5.2	1,773,031	109.8
9.7	※15 14,183	※15 1.9	※15 728,215	※15 98.9

※1(仙台市)面積より換算した数値(5本/m²)

※2(さいたま市)面積より換算した数値(5本/m²)

※3(千葉市)本数はm²で把握

※4(川崎市)高木基準は3m以上

※5(相模原市)「街路樹」を「都市公園内の樹木」と読み替える。本数については、管理単位が「本」ではないものは係数を乗じ「本」に換算しているため、推計値となる。

※6(新潟市)高木は令和3年3月末現在(高木基準は3m以上)。低木は、平成30年3月末現在。

※7(静岡市)低木はm²で把握

※8(浜松市)高木基準は3m以上、中木基準は3m未満～1m以上で区分。本調査の高木本数には中木本数を含む。

※9(名古屋市)高木は0.6m以上の中高木で集計。低木は0.6m未満の低木で集計

※10(京都市)高木基準は3m以上。公園の樹木本数を記載。

※11(大阪市)高木、低木の本数は令和2年度末の数値。

※12(堺市)樹高3m以上を高木とし、樹高3m未満を低木として集計する。低木の本数は面積より換算した数値(4本/m²)とする。

※13(岡山市)低木はm²で把握

※14(広島市)平成23年度末の数値。

※15(熊本市)高木基準は3m以上。低木は面積で管理しており、本数は面積より換算した数値(5本/m²)

17 道路

区分	(1)都市計画道路整備率				(2)道路舗装率(延長)			(3)道路舗装率(面積)		
	都市計画道路本数	①都市計画道路整備延長	②都市計画道路計画延長		舗装道路実延長	道路実延長		舗装道路部面積	道路部面積	
単位	%	本	km	km	%	km	km	%	km ²	km ²
札幌市	94.4	301	825.3	874.0	88.5	5,002.4	5,649.8	93.1	57.1	61.3
仙台市	85.8	156	369.4	430.4	98.5	3,716.5	3,773.8	99.4	31.1	31.3
さいたま市	61.0	163	225.8	370.4	84.8	3,574.2	4,214.4	87.0	21.2	24.4
千葉市	75.3	152	288.5	382.9	91.8	3,093.1	3,369.0	97.1	23.4	24.1
川崎市	71.5	103	218.4	305.6	90.7	2,246.8	2,478.2	97.0	15.9	16.4
横浜市	64.9	216	524.0	807.8	98.3	7,516.6	7,644.7	99.2	51.8	52.2
相模原市	77.1	72	136.5	177.0	86.4	2,062.4	2,387.8	88.8	13.0	14.6
新潟市	63.3	194	335.5	529.9	83.6	5,765.4	6,896.3	91.3	40.2	44.0
静岡市	74.3	132	272.5	366.7	98.0	3,139.7	3,203.5	99.5	21.3	21.4
浜松市	67.5	144	288.0	426.3	86.7	7,372.0	8,505.8	94.2	46.2	49.0
名古屋市	94.3	342	931.5	988.0	97.8	6,181.0	6,319.1	99.4	52.6	52.9
京都市	75.5	259	363.3	481.2	89.8	3,240.6	3,607.4	97.5	23.8	24.4
大阪市	80.3	190	412.5	514.0	93.4	3,435.5	3,676.5	98.5	33.1	33.6
堺市	75.3	97	207.8	275.9	99.5	2,099.5	2,110.4	99.8	17.0	17.0
神戸市	89.3	542	711.0	796.3	76.0	4,549.0	5,986.1	94.2	35.1	37.3
岡山市	70.6	106	217.4	307.7	83.0	5,423.9	6,538.1	93.7	31.4	33.5
広島市	77.6	146	321.9	414.7	94.5	4,096.9	4,336.9	98.0	29.3	29.9
北九州市	82.1	267	500.0	608.8	92.6	3,927.2	4,238.9	98.0	31.4	32.0
福岡市	84.8	263	428.9	505.8	98.2	3,808.5	3,878.0	99.3	28.2	28.4
熊本市	73.4	101	※1 170.9	232.8	94.2	3,584.8	3,807.3	97.7	22.9	23.4

(注)

・(1)の①都市計画道路整備延長と②都市計画道路計画延長は、国土交通省へ届ける都市計画現況調査の報告数値(令和4年3月31日時点)

また、①は道路「改良済」の数値、②は道路「計画」の数値

・(2)の道路舗装率、(3)道路舗装率(面積)は、市管理分についての数値

※1(熊本市)右記区間の延長の合計。道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長。

事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長。

18 河川

区分	総数 (延長)		一級河川 (延長)		二級河川 (延長)		準用河川 (延長)		普通河川 (延長)	
	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)	河川	(km)
札幌市	597	(1,183.9)	44	(289.7)	19	(72.4)	62	(109.0)	472	(712.9)
仙台市	44	(694.9)	18	(167.5)	11	(85.6)	15	(38.8)	※1 …	(403.0)
さいたま市	6,128	(1,647.5)	13	(89.9)	-	-	15	(33.6)	6,100	(1,524.0)
千葉市	13	(52.2)	3	(14.6)	9	(36.4)	1	(1.2)	-	-
川崎市	32	(110.8)	11	(64.5)	-	-	9	(20.5)	12	(25.8)
横浜市	56	(2,314.6)	9	(61.5)	24	(121.7)	23	(31.5)	※2 …	(2,100.0)
相模原市	16	(632.0)	10	(95.3)	3	(27.4)	3	(17.6)	※3 …	(491.7)
新潟市	44	(330.4)	33	(267.7)	10	(61.0)	1	(1.7)	-	-
静岡市	2,173	(1,993.6)	50	(304.3)	49	(160.7)	31	(35.1)	2,043	(1,493.5)
浜松市	13,361	(4,929.6)	41	(385.5)	29	(190.8)	66	(175.3)	13,225	(4,178.0)
名古屋市	57	(1,758.6)	16	(111.0)	14	(67.6)	27	(36.1)	※4 …	(1,543.9)
京都市	380	(849.0)	58	(360.4)	-	-	31	(50.0)	291	(438.5)
大阪市	33	(146.0)	25	(139.1)	-	-	4	(5.0)	4	(1.9)
堺市	30	(88.1)	6	(24.0)	10	(35.2)	4	(9.2)	10	(19.6)
神戸市	430	(675.3)	4	(33.1)	72	(199.8)	136	(180.8)	218	(261.6)
岡山市	519	(741.2)	40	(222.9)	22	(114.1)	12	(13.1)	445	(391.1)
広島市	720	(899.6)	50	(282.1)	10	(70.1)	5	(6.3)	※5 655	(541.1)
北九州市	259	(394.1)	9	(41.2)	19	(97.0)	24	(40.1)	207	(215.9)
福岡市	131	(257.9)	-	-	42	(143.4)	25	(49.7)	64	(64.9)
熊本市	88	(307.3)	32	(171.4)	12	(63.9)	31	(48.4)	13	(23.6)

(注)

・河川は、市内を流れるもの(国・県管理河川を含む)

※1(仙台市)普通河川数は計測されていない。

※2(横浜市)普通河川数は計測されていない。

※3(相模原市)普通河川数は計測されていない。

※4(名古屋市)令和4年3月31日現在。普通河川数は計測されていない。

※5(広島市)普通河川は、河川所管施設に限る。(下水道や農林が所管するものを除く)

19 住宅

区分	(1)総戸数								(2)着工新築住宅総数	(床面積)	利用関係別内訳		
	持家戸数	借家戸数	充足率	1人当たり 畳数	1住宅当たり 居室数	1住宅当たり 延べ面積	空家	持家			床面積	貸家	
単位	戸	戸	戸	%	畳	室	m ²	戸	戸	(m ²)	戸	m ²	戸
札幌市	1,051,400	447,900	445,500	114.2	14.6	3.8	80.3	125,400	16,071	(1,238,561)	3,743	460,441	8,826
仙台市	575,000	237,200	250,200	112.8	13.3	3.7	78.3	63,800	9,754	(716,662)	1,907	225,531	4,957
さいたま市	608,700	328,900	195,100	111.2	13.1	4.0	83.0	57,500	11,867	(967,593)	2,691	324,232	4,408
千葉市	478,900	252,000	149,600	113.2	13.4	4.0	82.1	57,900	7,559	(571,101)	1,645	195,040	3,341
川崎市	777,800	329,200	346,900	110.4	12.1	3.3	65.6	73,800	11,411	(760,342)	1,545	174,911	5,375
横浜市	1,835,800	975,400	624,200	110.4	13.0	3.8	75.8	178,300	26,391	(1,890,053)	4,757	549,943	9,303
相模原市	349,700	183,700	113,600	104.0	12.6	3.9	77.8	36,200	4,151	(337,356)	1,196	133,058	1,535
新潟市	373,900	212,900	103,400	115.5	15.0	4.8	108.3	48,400	5,323	(477,760)	2,350	278,979	1,823
静岡市	333,100	176,000	98,800	116.4	13.6	4.4	93.9	47,900	4,597	(408,775)	1,996	235,495	1,783
浜松市	359,600	201,400	101,400	115.2	14.5	4.7	101.0	46,700	4,858	(476,697)	2,533	302,521	1,351
名古屋市	1,234,600	503,100	531,500	115.4	13.6	3.8	78.0	156,900	25,345	(1,795,850)	3,966	498,093	10,707
京都市	821,000	378,500	293,700	116.4	13.2	3.9	75.7	106,000	10,841	(758,722)	1,828	211,127	5,098
大阪市	1,675,900	558,800	751,400	121.2	12.0	3.2	62.1	286,100	32,886	(1,822,456)	1,418	182,244	17,977
堺市	404,400	208,200	131,100	116.1	12.8	4.2	82.6	54,800	5,419	(402,759)	1,205	141,598	2,954
神戸市	820,100	412,000	274,700	115.8	14.1	3.9	77.9	109,200	8,105	(595,516)	1,417	172,906	3,458
岡山市	367,200	178,300	125,400	116.5	14.2	4.3	92.4	53,200	※9 5,837	※9 (458,647)	※9 1,954	※9 229,298	※9 2,449
広島市	612,100	281,600	236,600	113.4	13.5	4.0	78.5	73,000	8,649	(651,290)	1,758	211,808	3,736
北九州市	501,800	232,500	175,600	118.9	13.5	4.1	80.2	79,300	6,308	(494,974)	1,533	178,110	3,011
福岡市	893,600	291,600	478,300	112.3	12.8	3.3	66.4	94,200	15,659	(1,049,752)	1,818	221,637	8,834
熊本市	362,100	159,900	137,300	113.5	13.0	4.1	87.5	43,500	7,013	(552,048)	2,178	250,882	3,377

(注)

- ・(1)の数値は、平成30年住宅・土地統計調査より算出
- ・(1)の総戸数には、居住なし住宅を含む。充足率は、総戸数÷世帯数(同居世帯を含む)により算出
- ・(2)の数値は、国土交通省所管の建築着工統計による令和3年中(1～12月)の数値
- ・(3)高齢者の定義は、65歳以上を基本とする。

床面積	給与住宅	床面積	分譲住宅	床面積	1住宅当たり延べ面積	(3)公的賃貸住宅数	市営住宅数	高齢者のみの世帯割合	高齢者単身世帯の割合	市住宅供給公社住宅数	道府県営住宅数	道府県住宅供給公社住宅数	独立行政法人都市再生機構住宅数								
														㎡	戸	㎡	戸	㎡	㎡	戸	戸
434,361	19	640	3,483	343,119	77.1	37,001	26,694	53.2	35.3	-	5,135	430	5,172								
208,371	6	1,000	2,884	281,760	73.5	17,956	11,747	44.9	32.6	-	4,295	936	978								
195,136	45	1,448	4,723	446,777	81.5	19,626	2,763	54.7	37.0	-	9,599	256	7,264								
138,565	107	5,747	2,466	231,749	75.6	44,216	6,846	※1	※1	-	7,081	672	29,676								
246,622	89	6,118	4,402	332,691	66.6	※2	32,855	17,560	57.1	39.7	1,753	4,108	2,235	7,050							
376,609	30	1,317	12,301	962,184	71.6	101,554	31,272	56.7	42.1	560	17,722	4,619	43,854								
69,459	2	462	1,418	134,377	81.3	12,703	2,823	42.1	29.8	-	4,224	1,608	4,048								
79,423	3	347	1,147	119,011	89.8	7,990	6,165	※3	-	-	1,545	280	-								
89,857	10	1,315	808	82,108	88.9	11,885	6,904	52.1	38.6	-	4,293	-	688								
71,872	8	1,349	966	100,955	98.1	8,753	5,830	45.9	33.0	-	2,923	-	-								
491,472	39	6,710	10,633	799,575	70.9	110,790	62,102	※4	※4	1,553	19,354	2,702	25,079								
226,777	36	2,930	3,879	317,888	70.0	41,447	23,141	※5	※5	209	4,213	106	13,778								
726,324	333	20,277	13,158	893,611	55.4	※6	152,625	110,867	-	-	※6	3,067	1,376	※6	1,598	※6	35,717				
148,249	6	1,507	1,254	111,405	74.3	58,318	5,823	※7	※7	-	26,926	7,563	18,006								
157,194	30	2,133	3,200	263,283	73.5	92,757	45,625	55.2	41.9	※8	2,494	※8	13,230	※8	1,147	※8	30,261				
※9	※9	※9	※9	※9	※9	78.6	7,908	5,523	※10	60.4	※10	47.4	-	2,314	-	71					
107,469	29	2,289	1,405	119,591	78.6	7,908	5,523	※10	60.4	※10	47.4	-	2,314	-	71						
162,902	5	644	3,150	275,936	75.3	23,614	14,539	52.0	38.1	-	8,144	94	837								
142,859	52	2,218	1,712	171,787	78.5	51,920	32,474	※11	53.8	※11	39.1	2,790	3,950	2,946	9,760						
410,185	62	8,999	4,945	408,931	67.0	※12	68,119	※12	31,217	※12	45.8	※12	31.2	※12	25	※12	4,375	※12	4,076	※12	28,426
154,601	31	2,322	1,427	144,243	78.7	19,213	12,377	44.0	31.4	-	6,836	-	-								

※1(千葉市)市営住宅入居戸数に対する割合
 ※2(川崎市)民間建設の特優賃・高優賃=149戸を含む。
 ※3(新潟市)未集計
 ※4(名古屋市)令和3年3月31日時点(特定公共賃貸住宅は除く)
 ※5(京都市)市営住宅入居戸数に対する割合
 ※6(大阪市)令和4年3月31日時点
 ※7(堺市)市営住宅入居戸数に対する割合
 ※8(神戸市)令和4年3月31日時点
 ※9(岡山市)建築着工統計に「着工新築」に係る統計数値は無いため「着工新設」に係る数値を表している。
 ※10(岡山市)令和4年3月31日現在入居戸数4,175戸を母数とした割合
 ※11(北九州市)令和4年4月1日現在入居戸数25,775戸を母数とした割合
 ※12(福岡市)令和4年3月31日時点

20 教育関係

(1)幼稚園（令和4年5月1日現在）

区分	ア設置数（園児数）				イ3歳児 就園率	ウ3歳児		エ4～5歳児 就園率	オ4～5歳児	
	市立（園児数）	その他公立（園児数）	私立（園児数）	園		就園率	3歳児人口		就園率	4～5歳児 就園率
単位	園（人）	園（人）	園（人）	園（人）	%	人	人	%	人	人
札幌市	79 (13,620)	9 (462)	- (-)	70 (13,158)	30.9	4,006	12,982 ※1	34.5	9,614	27,828 ※1
仙台市	67 (9,538) ※2	1 (19)	1 (124)	65 (9,395)	34.4	2,740	7,970	40.5	6,797	16,799
さいたま市	100 (15,913)	- (-)	1 (80)	99 (15,833)	43.4	4,882	11,255 ※3	48.2	11,031	22,901 ※3
千葉市	59 (7,590) ※4	- (-)	1 (140)	58 (7,450)	33.3	2,260	6,783 ※5	37.6	5,330 ※5	14,164
川崎市	66 (12,921) ※6	- (-)	- (-)	66 (12,921) ※6	30.3	3,723	12,292 ※6	35.9	9,198	25,600 ※6
横浜市	239 (34,994)	- (-)	- (-)	239 (34,994)	38.8	10,667	27,527	42.6	24,327	57,084
相模原市	21 (2,865)	2 (27)	- (-) ※7	19 (2,838)	17.3	853	4,933 ※8	19.2	2,012	10,486 ※8
新潟市	29 (1,611)	8 (169)	1 (33)	20 (1,409)	8.6	469	5,462 ※9	9.8	1,142	11,705 ※9
静岡市	31 (3,528)	- (-)	1 (89)	30 (3,439)	23.6	1,059	4,488 ※10	25.2	2,469	9,811
浜松市	99 (8,704)	58 (1,694)	- (-)	41 (7,010)	43.0	2,650	6,164	47.1	6,054	12,864
名古屋市	165 (21,930)	21 (1,373)	1 (138)	143 (20,419)	39.7	6,784	17,102	42.4	15,146	35,705
京都市	113 (11,023)	15 (685) ※12	1 (100) ※11	97 (10,238) ※11	36.5	3,397	9,308 ※11	38.2	7,626 ※11	19,958 ※11
大阪市	163 (19,835) ※13	52 (2,876)	1 (145)	110 (16,814)	29.6	5,635	19,054	36.3	14,200	39,142
堺市	33 (4,610)	8 (353)	- (-)	25 (4,257)	23.1	1,401	6,067 ※14	24.8	3,208	12,914 ※14
神戸市	103 (10,699)	32 (1,282)	- (-)	71 (9,520)	28.2	2,957	10,468 ※15	33.7	7,742	22,995 ※15
岡山市	54 (3,246)	45 (1,725)	1 (135)	8 (1,386)	6.4	366	5,737	11.2	1,331	11,865
広島市	85 (8,914) ※16	19 (450) ※16	- (-)	66 (8,464) ※16	27.0	2,585	9,557 ※16	31.3	6,329 ※16	20,201 ※16
北九州市	95 (11,759) ※17	4 (77)	- (-)	91 (11,682)	55.1	3,832	7,103 ※18	56.0	7,927	15,020 ※18
福岡市	117 (17,080)	- (-)	- (-)	117 (17,080)	39.3	5,260	13,392	42.4	11,820	27,880
熊本市	18 (1,698)	6 (258)	1 (122)	11 (1,318) ※19	8.4	546	6,510 ※19	8.7	1,152 ※19	13,217 ※19

※1(札幌市)令和4年4月1日時点の人口

※2(仙台市)満3歳児含む

※3(さいたま市)3歳児人口と4～5歳児人口は、令和4年5月1日現在の住民基本台帳人口

※4(千葉市)満3歳児含む

※5(千葉市)3月末人口

※6(川崎市)園児数は満3歳児を含む。3歳児人口及び4～5歳児人口は令和4年3月末現在

※7(相模原市)幼稚園型認定こども園を除く

※8(相模原市)令和4年4月1日現在

※9(新潟市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和4年4月末現在の住基人口

※10(静岡市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和4年3月末現在の人口

※11(京都市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳人口

※12(京都市)市立幼稚園設置数・園児数は、学校現況調査。

※13(大阪市)令和3年度学校基本調査確報

※14(堺市)住民基本台帳人口(令和4年4月末)

※15(神戸市)令和4年4月末現在の住民基本台帳人口による

※16(広島市)幼稚園設置数・園児数は、学校基本調査 3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和4年4月末現在の住民基本台帳人口

※17(北九州市)設置数のうち1園休園、私立園のうち1園休園

※18(北九州市)3歳児人口及び4～5歳児人口は、令和3年3月末現在の人口

※19(熊本市)満3歳児含む、私学助成は含まず

(2)市立小学校（令和4年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級当 たり児童数	ウ プール		プール 保有率	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積	エ 1校当 たりグラ ウンド保 有面積
			学級数	児童数				
単位	校	人	学級	人	%	校	㎡	㎡
札幌市	197	26.1	3,406	88,787	97.5	192	8,510.6	1,676,583
仙台市	119	25.3	2,047	51,801	100.0	119	8,383.6	997,649
さいたま市	104	29.1	2,369	68,856	100.0	104	8,285.8	861,724
千葉市	108	25.9	1,763	45,619	100.0	108	9,076.7	980,287
川崎市	114	26.3	2,826	74,219	99.1	113	6,907.0	787,400
横浜市	335	25.4	6,876	174,494	99.7	334	3,741.9	1,253,534
相模原市	70	25.0	1,346	33,619	92.9	65	7,464.7	522,528
新潟市	106	22.4	1,671	37,495	97.2	103	9,753.1	1,033,829
静岡市	83	24.5	1,244	30,511	98.8	82	7,890.2	654,890
浜松市	96	24.3	1,692	41,149	100.0	96	9,195.0	882,718
名古屋市	262	25.0	4,409	110,233	99.2	260	6,641.3	1,740,022
京都市	150	24.1	2,348	56,643	98.7	148	5,050.8	757,615
大阪市	※1 281	※1 21.1	※1 5,346	※1 112,807	100.0	281	4,747.3	1,333,978
堺市	92	23.1	1,773	40,926	100.0	92	8,443.9	776,837
神戸市	162	25.3	2,835	71,858	96.3	156	7,131.4	1,155,293
岡山市	85	22.3	1,618	36,023	98.8	84	9,685.2	823,245
広島市	141	24.2	2,624	63,396	100.0	141	7,553.3	1,065,018
北九州市	128	23.8	1,896	45,139	99.2	127	8,000.5	1,024,065
福岡市	※2 145	26.3	3,164	83,170	99.3	144	7,584.9	1,099,822
熊本市	92	24.3	1,669	40,617	100.0	92	9,799.5	901,550

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり児童数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎敷地面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数に含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出
- ※1(大阪市) 令和3年度学校現況調査速報値
- ※2(福岡市)うち、1校休校中

(3) 市立中学校（令和4年5月1日現在）

区分	市立中学校数のうち中高一貫教育校			イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
	ア 学校数	併設型	連携型										
単位	校	校	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	㎡	㎡
札幌市	97	-	-	29.4	1,486	43,722	124.6	1,344	1,675	7.2	7	11,472.6	1,112,838
仙台市	64	-	-	26.4	956	25,236	117.0	840	983	100.0	64	12,054.6	771,493
さいたま市	58	1	-	32.2	981	31,627	※1 105.0	※1 837	※1 879	※1 100.0	※1 58	※1 13,252.6	※1 755,396
千葉市	54	1	-	29.9	752	22,477	104.0	758	788	100.0	54	13,576.7	733,141
川崎市	52	1	-	29.9	1,005	30,016	112.2	755	852	88.5	46	8,527.0	443,403
横浜市	144	2	-	30.6	2,514	76,990	77.4	2,088	1,617	100.0	144	6,340.0	912,956
相模原市	35	-	-	29.1	577	16,772	110.3	476	525	100.0	35	12,386.2	433,517
新潟市	57	1	-	26.0	729	18,938	146.5	708	1,037	54.4	31	15,735.3	896,910
静岡市	43	-	-	26.3	554	14,566	105.8	568	601	97.7	42	11,968.9	514,664
浜松市	48	-	-	27.0	751	20,294	102.9	663	682	95.8	46	14,668.7	704,096
名古屋市	110	-	-	30.0	1,685	50,552	89.5	1,501	1,351	100.0	110	※2 9,997.9	1,109,771
京都市	64	1	-	27.3	961	26,250	168.9	861	1,454	96.9	62	7,837.3	501,585
大阪市	※3 127	-	-	※3 24.1	※3 2,122	※3 51,335	105%	1,685	1,764	100.0	130	7,393.7	938,995
堺市	43	-	-	27.8	741	20,583	122.8	592	727	100.0	43	13,299.8	571,890
神戸市	81	-	-	30.0	1,123	33,678	99.0	1,563	1,547	98.8	80	12,260.5	993,098
岡山市	37	1	-	26.7	636	16,983	120.4	540	650	89.2	33	14,741.5	545,435
広島市	63	-	-	28.7	991	28,482	120.8	876	1,058	100.0	63	11,458.9	721,913
北九州市	62	-	-	28.4	789	22,383	121.4	805	977	100.0	62	12,680.6	786,200
福岡市	※4 70	-	-	28.2	1,361	38,436	82.2	※5 979	805	※6 97.1	68	10,576.0	740,320
熊本市	42	-	-	27.3	713	19,430	125.2	567	710	100.0	42	1,458.0	612,358

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出

・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値

・小中併置校は、学校数・プール保有校数を含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

※1(さいたま市)中等教育学校を除く。

※2(名古屋市)分校扱いでも単独でグラウンドを保有する学校については、1校として計算

※3(大阪市)令和3年度学校現況調査速報

※4(福岡市)うち、1校は夜間中学

※5(福岡市)夜間中1校を含む

※6(福岡市)分母に夜間中1校を含む

(4)義務教育学校（令和4年5月1日現在）

区分	ア 学校数	イ 1学級 当たり生徒数	学級数	生徒数	ウ 特別教 室充足率	文部科学省 基準特別 教室数	特別教室数	エ プール 保有率	プール 保有校数	オ 1校当たり グラウンド 保有面積	グラウンド 総面積
単位	校	人	学級	人	%	室	室	%	校	m ²	m ²
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	3	25.5	97	2,469	83.3	66	55	100.0	3	10,307.6	30,923
相模原市	1	5.7	12	68	66.7	18	12	0.0	-	12,384.0	12,384
新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	8	20.1	170	3,421	108.5	165	179	100.0	8	8,647.5	69,180
大阪市	1	20.6	38	784	0.7	27	18	1.0	1	10,670.0	10,670
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	24.7	33	814	150.0	22	33	100.0	1	18,816.0	18,816
岡山市	1	18.6	22	410	145.5	22	32	100.0	1	29,962.0	29,962
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

- ・学校数は、分校を除いた数値
- ・1学級当たり生徒数は、特別支援学級を含めて算出
- ・グラウンド面積は、学校敷地面積から校舎面積を除いた面積で、借用分を含む数値
- ・小中併置校は、学校数・プール保有校数を含む。また、グラウンド保有面積は、1/2にて算出

(5)高等学校（令和4年5月1日現在）

区分	ア 全日制 学校数 (生徒数)	市立 (生徒数)		学級数 (1学級 当たりの 生徒数)		その他 公立 (生徒数)		私立 (生徒数)		全日制学校数のうち中高一貫教育校			
		校 (人)	校 (人)	学級 (人)	校 (人)	校 (人)	併設型 (生徒数)	連携型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	併設型 (生徒数)	
単位	校 (人)	校 (人)	学級 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)	校 (人)
札幌市	50 (39,571)	6 (5,047)	128 (39.4)	26 (19,791)	18 (14,733)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
仙台市	※1 ※1 33 (29,808)	※1 ※1 3 (2,377)	※1 ※1 66 (36.0)	※1 ※1 16 (12,831)	※1 ※1 14 (14,600)	8	(7,555)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
さいたま市	29 (34,627)	3 (2,868)	72 (39.8)	16 (16,275)	10 (15,484)	1	(231)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
千葉市	29 (25,819)	2 (1,822)	46 (39.6)	19 (16,802)	8 (7,369)	5	(4,717)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
川崎市	※2 25 (21,142)	5 (3,597)	96 (37.5)	14 (11,407)	6 (6,138)	※3 1	※3 (579)	※3 -	※3 (-)	-	(-)	-	(-)
横浜市	※4 90 (77,834)	8 (6,604)	171 (38.6)	45 (37,625)	37 (33,605)	※5 2	※5 (1,289)	※5 -	※5 (-)	-	(-)	-	(-)
相模原市	16 (15,227)	- (-)	- (-)	11 (10,082)	5 (5,145)	1	※6 (…)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
新潟市	26 (19,729)	1 (722)	18 (40.1)	17 (11,842)	8 (7,165)	3	(2,359)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
静岡市	26 (18,005)	2 (1,720)	45 (38.2)	11 (7,599)	13 (8,686)	7	(…)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
浜松市	※7 28 (21,852)	1 (1,148)	28 (41.0)	17 (13,517)	10 (7,187)	6	(…)	1	(…)	-	(-)	-	(-)
名古屋市	61 (64,414)	13 (11,092)	283 (39.2)	21 (19,284)	27 (34,038)	9	(11,159)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
京都市	※8 51 (40,734)	8 (4,888)	133 (36.8)	※8 17 (12,550)	26 (23,296)	1	(830)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
大阪市	※10 ※10 85 (70,670)	※9 -	※9 ※9 -	※10 ※10 31 (22,948)	※10 ※10 36 (37,127)	※11 -	※11 -	※11 -	※11 -	-	(-)	-	(-)
堺市	21 (17,654)	1 (657)	18 (36.5)	13 (10,975)	8 (6,022)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
神戸市	50 (37,118)	5 (4,976)	126 (39.5)	19 (14,478)	26 (17,664)	7	(…)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
岡山市	25 (20,020)	1 (438)	12 (36.5)	15 (11,337)	9 (8,245)	2	(1,096)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
広島市	※12 ※13 40 (30,117)	※13 6 (4,995)	※13 134 (37.3)	※13 16 (10,786)	※13 18 (14,336)	※13 4	※13 (2,546)	※13 -	※13 (-)	-	(-)	-	(-)
北九州市	※15 36 (23,089)	1 (584)	15 (38.9)	20 (12,014)	15 (10,491)	-	(-)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
福岡市	40 (40,865)	4 (3,632)	93 (39.1)	14 (14,247)	22 (22,986)	※16 …	※16 (…)	※16 …	※16 (…)	-	(-)	-	(-)
熊本市	27 (25,578)	2 (1,636)	42 (39.0)	※18 11 (11,132)	※18 14 (12,810)	※19 …	※19 (…)	※19 …	※19 (…)	-	(-)	-	(-)

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・昼夜間制高校は、定時制に計上

・中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上

※1(仙台市)市立は令和4年度学校基本調査確定値

※2(川崎市)全日制学校数のうち6校は定時制と併設。

※3(川崎市)全日制学校数のうち中高一貫教育校については市立のみ計上。

※4(横浜市)全日制学校数のうち5校は定時制と併設

※5(横浜市)全日制学校数のうち中高一貫教育校については市立のみ計上。

※6(相模原市)把握していない。

※7(浜松市)全日制学校数のうち4校は定時制と併設

※8(京都市)全日制学校数のうち1校は定時制と併設。定時制学校数のうち1校は全日制と併設。

※9(大阪市)令和3年度学校現況調査速報

※10(大阪市)令和3年度学校基本調査確定値。

全日制学校数のうち4校は定時制と併設。定時制学校数のうち4校は全日制と併設。国立高等学校はその他公立に1校計上。

※11(大阪市)中高一貫教育校については、大阪市立分のみ。中高一貫教育校における中等教育学校については、(6)中等教育学校にて計上

※12(広島市)全日制学校数のうち2校は定時制と併設。定時制学校数のうち2校は全日制と併設。

※13(広島市)学校数・生徒数は、学校基本調査

※14(広島市)学級単位の編成を行っていないため、学級数の計上はない。

※15(北九州市)全日制学校数のうち3校は定時制を併置

※16(福岡市)市立は0だが、私立については把握していない。

※17(福岡市)把握していない。

※18(熊本市)令和4年度学校基本調査確定値。

※19(熊本市)市立は0だが、その他公立及び私立は把握していない。

イ 定時制(生徒数) 学校数	市立(生徒数)		(1学級 学級数 当たりの 生徒数)	その他 公立(生徒数)	私立(生徒数)	定時制学校数のうち中高一貫教育校			
	校	(人)				併設型	(生徒数)	連携型	(生徒数)
	校	(人)	学級	(人)	校	(人)	校	(人)	
9 (2,255)	1 (1,133)	32 (35.4)	8 (1,122)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
※1 ※1 3 (380)	※1 ※1 2 (343)	※1 ※1 8 (6.3)	※1 ※1 1 (37)	※1 ※1 - (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1 (641)	- (-)	- (-)	1 (641)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
3 (702)	- (-)	- (-)	3 (702)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
6 (757)	4 (515)	41 (12.6)	2 (242)	- (-)	1 (238)	- (-)	- (-)	- (-)	
2 (2,031)	1 (1,059)	43 (24.6)	1 (972)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
2 (160)	- (-)	- (-)	2 (160)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
2 (437)	1 (363)	15 (24.2)	1 (74)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
4 (758)	0 (0)	0 (0.0)	4 (758)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
4 (705)	- (-)	- (-)	4 (705)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
9 (1,507)	2 (802)	31 (25.9)	7 (705)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
※8 7 (845)	3 (246)	13 (18.9)	4 (599)	- (-)	1 (40)	- (-)	- (-)	- (-)	
※10 ※10 9 (1,570)	※9 ※9 -	※9 ※9 -	※10 ※10 6 (784)	※10 ※10 -	※11 -	※11 -	※11 -	※11 -	
3 (283)	1 (103)	11 (9.4)	2 (180)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
6 (1,109)	3 (763)	36 (21.2)	3 (346)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1 (357)	- (-)	- (-)	1 (357)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
※13 3 (810)	※13 1 (760)	※14 -	※13 1 (50)	※13 1 (-)	※13 -	※13 -	※13 -	※13 -	
4 (947)	- (-)	- (-)	4 (947)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
2 (1,063)	- (-)	- (-)	2 (1,063)	- (-)	※17 ...	※17 (...)	※17 ...	※17 (...)	
2 (190)	- (-)	- (-)	2 (190)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	

(6)中等教育学校（令和4年5月1日現在）

区分	ア 学校数	後期課程の全・定別			イ 1学級 当たり生徒数 (前期課程)	学級数 (前期課程)	生徒数 (前期課程)	ウ 生徒数 (後期課程)
		全日制	定時制	併置				
単位	校	校	校	校	人	学級	人	人
札幌市	1	1	-	-	39.8	12	478	454
仙台市	1	1	-	-	34.8	12	418	385
さいたま市	1	1	-	-	39.8	12	478	154
千葉市	1	1	-	-	40.0	4	160	-
川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
横浜市	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0	※1 0.0	※1 0	※1 0	※1 0
相模原市	1	1	-	-	40.0	12	480	460
新潟市	1	1	-	-	39.6	9	356	317
静岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	-	-	-	-	-	-	-	-
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※2 1	※2 1	※2 -	※2 -	※2 -	※2 -	※2 -	※2 75
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	1	1	-	-	40.7	9	366	355
岡山市	1	1	-	-	39.2	24	941	941
広島市	1	1	-	-	29.6	12	355	338
北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡市	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本市	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)

・学校数は、分校を除いた数値

・1学級当たり生徒数(前期課程)は、特別支援学級を含めて算出

※1(横浜市)中等教育学校については市立のみ計上。

※2(大阪市)令和4年度学校基本調査確定値

(7) 私立学校への助成状況（令和3年度決算額）

区分	ア 幼稚園				イ 小学校				ウ 中学校				エ 高等学校			
	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助	補助金額	設備整備費補助	研修費補助	その他補助
単位	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
札幌市	693,682	130,000	23,465	540,217	300	300	-	-	2,100	2,100	-	-	85,600	85,600	-	-
仙台市	188,465	4,313	1,500	182,652	1,286	-	-	1,286	2,159	-	-	2,159	35,100	-	-	35,100
さいたま市	180,469	-	-	180,469	-	-	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	2,000
千葉市	71,567	-	4,155	67,412	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
川崎市	384,830	0	7,636	377,194	-	-	-	-	※1 1,152	※2 819	※3 333	-	※1 1,257	※2 1,257	※3 -	-
横浜市	301,050	30,000	36,000	235,050	1,921	1,921	-	-	7,229	7,229	-	-	44,314	44,314	-	-
相模原市	501,060	-	-	501,060	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟市	4,791	-	35	4,756	-	-	-	-	-	-	-	-	36,332	-	-	36,332
静岡市	54,179	-	-	54,179	3,254	-	-	3,254	7,487	-	-	7,487	42,635	-	-	42,635
浜松市	66,124	-	2,215	63,909	753	-	-	753	4,966	2,256	-	2,710	8,330	3,693	-	4,637
名古屋市	233,572	142,032	8,542	82,998	-	-	-	-	-	-	-	-	53,908	53,836	72	-
京都市	456,880	149,390	4,360	303,130	-	-	-	-	-	-	-	-	19,300	-	4,900	14,400
大阪市	18,600	-	-	18,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	35,877	-	-	35,877	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	172,242	157,594	1,917	14,648	-	-	-	-	-	-	-	-	108,057	-	-	108,057
岡山市	7,244	-	-	7,244	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	55,488	460	608	※4 54,420	-	-	-	-	2,376	-	-	※5 2,376	64,711	-	-	※6 64,711
北九州市	323,501	194,855	-	128,646	2,250	2,250	-	-	5,595	5,595	-	-	58,765	56,334	-	2,431
福岡市	738,538	-	-	738,538	-	-	-	-	-	-	-	-	39,486	39,486	-	-
熊本市	8,942	-	8,942	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44,419	-	29,480	14,939

(注)

・補助金額は、市単独補助事業費のみ計上する。

※1(川崎市)各種学校に対する補助金は含まず。

※2(川崎市)令和3年度川崎市私立中学校及び高等学校教材教具等補助金として交付したもの。

※3(川崎市)令和3年度川崎市私立中学高等学校長協会補助金として交付したもの。川崎市私立中学高等学校長協会に対して交付しており、中学校と高等学校を区別していないため、「ウ 中学校」研修費補助欄に全額を記入。

※4(広島市)令和3年度私立幼稚園振興事業補助金として各私立幼稚園に対して交付している補助金は研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を計上している。

※5(広島市)令和3年度私立中学校振興事業補助金については研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を記入している。

※6(広島市)令和3年度私立高等学校振興事業補助金については研修費・教材教具整備費を区分せず交付したため、「その他補助」に全額を記入している。

(8) 市立短期大学 (令和4年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
ア 名称	-	-	-	-	川崎市立看護短期大学	-	-	-	-	-	-	-
イ 設置年月日	-	-	-	-	平成7年4月1日	-	-	-	-	-	-	-
ウ 学科別学生数(人)	-	-	-	-	看護学科 142	-	-	-	-	-	-	-

(9) 市立大学 (令和4年5月1日現在)

区分	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市
ア 名称	公立大学法人 札幌市立大学	-	-	-	川崎市立看護大学	横浜市立大学	-	-	-	-	公立大学法人名古屋市立大学	公立大学法人京都市立芸術大学
イ 設置年月日	平成18年4月1日	-	-	-	令和4年4月1日	※設置は、公立大学法人横浜市立大学 (横浜市が法人を設立) 平成17年4月1日	-	-	-	-	平成18年4月1日(法人化)	昭和44年4月1日 (平成24年4月1日公立 大学法人化)
ウ 学科別学生数(人)	デザイン学部デザイン学科 380 デザイン研究科 61 看護学部看護学科 341 看護学研究科 48 助産学専攻科 10	-	-	-	看護学部 101	国際教養学部 国際教養学科 1,179 国際商学部 国際商学科 1,104 理学科 理学科 514 国際総合科学部 国際総合科学科 195 データサイエンス学部 データサイエンス学科 269 医学部医学科 564 医学部看護学科 424 計 4,249 都市社会文化研究科 63 国際マネジメント研究科 48 生命ナノシステム科学研究科 123 生命医科学研究科 108 医学研究科医科学専攻 436 医学研究科看護学専攻 61 データサイエンス研究科 82 計 921 総計 5,170	-	-	-	-	(学部) 医学部 医学部 589 薬学部 薬学科 367 生命薬科学科 184 経済学部 教養課程 247 公共政策学科 286 マネジメントシステム学科 253 会計ファイナンス学科 192 人文社会学部 現代社会学科 301 国際文化学科 305 心理教育学科 256 芸術工学部 情報環境デザイン学科 124 産業イノベーションデザイン学科 130 建築都市デザイン学科 173 看護学部 看護学科 323 総合生命理学部 総合生命理学科 185 (大学院) 医学研究科 220 薬学研究科 151 経済学研究科 97 人間文化研究科 114 芸術工学研究科 73 看護学研究科 65 理学研究科 50	美術学部 564 美術科 296 デザイン科 124 工芸科 124 総合芸術科 20 音楽学部 264 音楽学科 264 大学院 245 美術研究科(修士)142 (博士) 34 音楽研究科(修士) 60 (博士) 9
エ 教員数(人)	72	-	-	-	30	789	-	-	-	-	682	97

大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
大阪公立大学	大阪市立大学	-	ア公立大学法人 神戸市看護大学	-	広島市立大学	北九州市立大学	-
令和4年4月1日 (沿革 大阪市立大学 昭和24年4月1日設置 平成18年4月1日公立大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立)	昭和24年4月1日 (平成18年4月1日公立 大学法人化 平成31年4月1日新設合併により 公立大学法人大阪を設立) 令和4年度から学生募集停止	-	イ平成8年4月1日 (平成31年4月1日独立行政法人化)	-	平成6年(1994年)4月1日 (平成22年(2010年)4月1日 公立大学法人移行)	昭和21年7月 (平成17年4月1日公立 大学法人化)	-
総数 4,397 ※1 学部計 2,917	総数 6,037 ※2 学部計 4,988	-	ウ 学科別学生数 看護学部看護学科 405 大学院(博士前期) 39 大学院(博士後期) 18 合計 462	-	国際学部 国際学科 466	外国語学部 英米学科 601 中国学科 243 国際関係学科 390	-
現代システム科学域 知識情報システム学類 52 環境社会システム学類 75 教育福祉学類 49 心理学類 33 現代システム科学域 61 文学部 教養課程 163 哲学歴史学科 0 人間行動学科 0 言語文化学科 0 文化構想学科 0 法学部 法学科 188 経済学部 経済学科 295 商学部 教養課程 278 商学科 0 公共経営学科 0 理学部 数学科 41 物理学科 79 化学科 87 生物学科 42 地球学科 26 生物化学科 36 工学部 航空宇宙工学科 38 海洋システム工学科 33 機械工学科 127 建築学科 35 都市学科 50 電子物理工学科 106 情報工学科 77 電気電子システム工学科 66 応用化学科 70 化学工学科 41 マテリアル工学科 42 化学バイオ工学科 58 農学部 応用生物科学科 54 生命機能化学科 54 緑地環境科学科 51 獣医学部 獣医学科 44 医学部 医学科 95 リハビリテーション学科 52 看護学部 看護学科 160 生活科学部 食栄養学科 67 居住環境学科 45 人間福祉学科 47 大学院計 1,480 現代システム科学研究科 43 文学研究科 48 法学研究科 27 ※法曹養成専攻含む 経済学研究科 32 経営学研究科 23 都市経営研究科 46 情報学研究科 103 理学研究科 230 工学研究科 594 農学研究科 113 獣医学研究科 4 医学研究科 66 リハビリテーション学研究科 25 看護学研究科 47 生活科学研究科 79	商学部 教養課程 238 商学科 370 公共経営学科 133 経済学部 経済学科 700 法学部 法学科 534 文学部 哲学歴史学科 95 人間行動学科 193 言語文化学科 156 文化構想学科 97 理学部 数学科 81 物理学科 111 化学科 137 生物学科 101 地球学科 60 工学部 機械工学科 175 電子・物理工学科 146 電気情報工学科 152 化学バイオ工学科 173 建築学科 108 都市学科 167 医学部 医学科 497 看護学科 172 生活科学部 食栄養科学科 109 居住環境学科 138 人間福祉学科 145 大学院計 1,049 経営学研究科 45 経済学研究科 30 法学研究科 39 ※法曹養成専攻含む 文学研究科 99 理学研究科 157 工学研究科 259 医学研究科 205 生活科学研究科 91 創造都市研究科 30 看護学研究科 17 都市経営研究科 77	エ 教員数 55	ア公立大学法人 神戸市外国語大学 イ昭和24年4月1日 (平成19年4月1日独立行政法人化) ウ 学科別学生数 英米学科 682 ロシア学科 197 中国学科 237 イスパニア学科 185 国際関係学科 404 第2部英米学科 392 学部・2部 計2,097 大学院 修士課程 94 博士課程 42 大学院 計136 合計 2,233 エ 教員数 76	国際学部 情報科学部 学部所属(1年生・2年生) 222 情報工学科 217 知能工学科 205 システム工学科 205 医用情報科学科 114 芸術学部 美術学科 187 デザイン工芸学科 173 大学院 国際学研究科 26 情報科学研究科 168 ロシア学 80 平和学研究科 21	外国語学部 英米学科 601 中国学科 243 国際関係学科 390 経済学部 経済学科 625 経営情報学科 633 文学部 比較文化科学科 634 人間関係科学科 352 法学部 法律科学科 766 政策科学科 337 地域創生学群 地域創生学類 511 国際環境工学部 エネルギー循環化学科 197 機械システム工学科 198 情報システム工学科 316 建築デザイン学科 216 環境生命工学科 191 学部計 6,210 大学院(修士・博士前期) 法学研究科 10 社会システム研究科 40 国際環境工学研究科 289 (博士後期) 社会システム研究科 20 国際環境工学研究科 135 (専門職学位) マネジメント研究科 53 大学院計 547	-	-
1377	- ※3	-	-	200 (広島平和研究所を含む)	262	-	-

※1(大阪市)令和4年に開学した大阪公立大学に入学した学生数。

※2(大阪市)令和3年度までに大阪市立大学に入学した学生数。なお、その学生は「市立大学生」として卒業することとなる。

※3(大阪市)教員は全て大阪公立大学の教員となる。

(10)市立図書館

区分	ア 設置数	イ 市民100人当りの蔵書数	蔵書数	ウ 市民100人当りの個人貸出冊数	エ 市民1人当たりの		
					令和3年度延個人貸出冊数	図書購入費	
単位	館	冊	冊	冊	冊	円	円
札幌市	※1 12	138.8	2,735,190	221.3	4,361,488	56.9	112,232,004
仙台市	7	182.9	1,999,839	358.1	3,915,707	92.2	100,774,993
さいたま市	25	268.1	3,579,678	661.0	8,824,027	77.5	103,437,802
千葉市	15	222.3	2,171,474	332.4	3,247,730	76.2	74,458,000
川崎市	12	128.0	1,971,139	432.0	6,651,939	63.4	97,700,000
横浜市	18	107.6	4,055,284	290.5	10,947,111	71.4	269,076,000
相模原市	※2 29	200.8	※2 1,456,262	324.9	2,356,524	57.7	41,877,000
新潟市	※3 19	247.4	※3 1,921,053	479.7	※3 3,725,127	122.1	94,793,000
静岡市	12	※4 324.6	2,228,924	※4 569.2	3,908,956	※4 172.8	118,686,000
浜松市	※5 24	※5 334.7	2,622,572	497.4	3,897,255	131.8	※5 103,238,763
名古屋市	21	140.5	※6 3,255,792	460.1	10,665,701	60.5	※6 140,140,561
京都市	20	※7 135.0	1,962,196	※7 446.3	6,488,783	※7 129.9	188,833,000
大阪市	24	156.9	4,306,952	348.1	9,553,643	51.0	140,037,293
堺市	※8 15	237.5	※9 1,956,545	440.0	※9 3,624,570	96.5	※9 79,497,390
神戸市	12	140.0	2,126,562	433.7	6,587,762	136.6	※10 207,445,205
岡山市	※10 10	246.7	1,731,748	456.6	3,205,447	135.9	※11 95,381,142
広島市	13	※12 190.1	※12 2,255,000	※12 337.3	※12 4,001,207	※12 73.5	※12 87,205,513
北九州市	14	203.7	1,883,869	324.7	3,003,649	85.8	79,404,530
福岡市	12	126.2	2,043,791	191.9	3,108,085	54.9	88,912,696
熊本市	5	220.4	※13 1,622,529	369.3	※13 2,719,599	89.4	※13 65,802,725

※1(札幌市)設置数は図書館条例による設置館のみ。区民センター等図書室、地区センター図書室等、図書コーナー等は含まない。

※2(相模原市)設置数には公民館等図書室を含む。蔵書数は、令和4年3月31日時点の数値

※3(新潟市)設置数は、図書館条例による図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和4年3月31日時点のもので、19図書館のほか20地区図書室を含む。

蔵書数は図書・視聴覚資料、電子書籍を含む。貸出冊数は図書・雑誌・視聴覚資料、電子書籍を含む。図書購入費は、電子書籍を除く。

※4(静岡市)算出にあたっては、住民基本台帳人口を使用。数値は全て令和4年3月31日時点のもの。

※5(浜松市)分室扱いの1施設含む。

※6(名古屋市)蔵書数は図書、図書購入費は図書・雑誌(新聞・電子書籍・追録を除く)

※7(京都市)蔵書数は、令和4年3月31日現在。人口は令和3年10月1日時点の数値で算出。

※8(堺市)設置数は図書施設(2施設)と、返却・予約資料の貸出のみのサービスポイント(1施設)を含む。

※9(堺市)蔵書数・延個人貸出冊数は令和4年3月31日現在。

※10(神戸市)西図書館移転のための資料費含む

※11(岡山市)設置数は、図書館条例での設置館9館+サービスポイントの緑の図書室。人口は住民基本台帳による。図書購入費は、緑の図書室図書費も含む。

※12(広島市)蔵書数及び人口等の数値は全て、令和4年3月31日時点のものである。「令和3年度図書購入費」は、雑誌新聞費を除く。

設置数は、分室扱いの2施設を含む。蔵書数・貸出冊数は、自動車図書館及び公民館図書室を含む。

※13(熊本市)令和4年4月1日推計人口。設置館は図書館のみ。蔵書数・貸出冊数は令和4年3月31日時点。貸出冊数は団体・雑誌・視聴覚含む。蔵書数は視聴覚・雑誌・新聞・電子書籍を除く。図書購入費は、雑誌・新聞・追録・電子書籍を除く。

21 港湾（令和3年実績）

区分	(1)海上出入貨物							(2)外資コンテナ 貨物取扱個数	
		ア 外資		イ 内資					
単位	t	t	輸入	輸出	t	移入	移出	t	TEU
札幌市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※1 仙台市	33,497,924	9,513,132	8,368,004	1,145,128	23,984,792	12,451,134	11,533,658	113,192	
さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	
川崎市	71,982,768	48,833,891	43,309,518	5,524,373	23,148,877	10,446,327	12,702,550	127,758	
横浜市	104,802,214	73,987,360	45,015,713	28,971,647	30,814,854	17,518,760	13,296,094	2,571,663	
相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟市	43,061,739	13,707,312	12,638,139	1,069,173	29,354,427	21,723,292	7,631,135	167,669	
※2 静岡市	16,962,189	10,364,612	6,543,267	3,821,345	6,597,577	4,658,521	1,939,056	562,610	
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	
名古屋市	177,790,484	116,810,396	70,796,785	46,013,611	60,980,088	29,864,514	31,115,574	2,539,538	
京都市	-	-	-	-	-	-	-	-	
※3 大阪市	84,667,906	35,402,954	26,554,242	8,848,712	49,264,952	27,753,092	21,511,860	2,128,090	
堺市	61,340,697	21,795,629	19,087,019	2,708,610	39,545,068	22,945,765	16,599,303	0	
神戸市	90,274,009	50,126,255	27,462,730	22,663,525	40,147,754	23,561,151	16,586,603	2,144,608	
岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島市	-	-	-	-	-	-	-	-	
北九州市	96,361,023	29,638,390	21,185,347	8,453,043	66,722,633	35,238,092	31,484,541	428,811	
福岡市	32,242,372	18,625,360	10,256,965	8,368,395	13,617,012	9,693,506	3,923,506	814,998	
熊本市	2,537,125	155,956	87,302	68,654	2,381,169	1,403,990	977,179	8,801	

※1(仙台市)数値は令和3年暫定値

※2(静岡市)数字は令和3年確報値

※3(大阪市)令和3年実績は確定値

22 上水道（令和3年度実績）

区分	(1) 1人年間配水量		(2) 1日最大配水量	(3) 1日平均配水量	(4) 有収率	(5) 家事用1箇月料金					
	年間総配水量	給水人口 (令和3年3月末)				年間有収水量	最多口径	10㎡	20㎡	適用年月日	
単位	㎡	㎡	人	㎡	㎡	%	㎡	mm	円	円	
札幌市	97.8	191,992,680	1,963,346	578,560	526,007	93.9	180,365,600	13	1,452	3,652	平成9年4月1日
仙台市	109.9	116,782,721	1,062,506	377,258	332,346	93.9	113,965,399	13	1,518	3,553	平成10年4月1日
さいたま市	102.2	136,261,700	1,333,897	396,870	373,320	95.3	129,887,056	20	1,573	3,498	平成12年4月1日
千葉市	105.3	4,794,216	45,524	14,602	13,135	97.8	4,690,180	20	1,600	3,250	平成8年4月1日
川崎市	119.1	183,236,900	1,538,691	539,700	502,019	93.7	171,656,064	20	792	2,321	平成22年4月1日
横浜市	108.5	408,941,600	3,768,321	1,184,400	1,120,388	93.3	381,632,117	20	1,070	3,017	令和3年7月1日
相模原市	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...	※1 ...
新潟市	127.6	98,742,323	773,664	301,026	270,529	94.6	93,381,929	13	1,375	2,497	平成13年4月1日
静岡市	126.3	84,853,995	671,855	247,395	232,477	82.9	70,340,322	20	1,430	2,607	令和2年10月1日
浜松市	114.6	87,954,960	767,400	260,739	240,972	91.1	80,150,901	13	1,100	2,156	※2 平成19年7月1日
名古屋市	111.7	274,002,260	2,452,012	796,979	750,691	95.2	260,853,399	13	731	2,425	平成22年9月1日
京都市	※3 120.7	※3 174,026,838	1,442,271	※3 510,236	※3 477,456	※3 91.8	※3 159,974,960	20	1,067	3,014	平成25年10月1日
大阪市	※4 141.9	※4 389,604,597	2,744,847	※4 1,144,300	※4 1,074,181	※4 91.5	※4 358,911,676	25	1,045	2,112	令和元年11月1日
堺市	113.0	93,202,551	824,971	272,856	255,349	93.4	87,004,726	20	1,122	2,464	令和元年12月1日
神戸市	※5 120.6	※5 181,740,900	1,506,702	※5 532,620	※5 497,920	※5 93.8	※5 175,587,566	20	968	2,563	平成9年4月1日
岡山市	124.8	87,489,891	701,090	261,250	239,698	91.0	79,649,459	13	1,067	2,563	平成17年4月1日
広島市	107.8	132,251,048	1,227,051	387,703	362,332	94.5	125,006,119	20	946	2,453	平成22年4月1日
北九州市	110.8	107,249,887	968,095	325,717	293,835	90.6	97,171,640	13	858	2,200	平成21年4月1日
福岡市	94.4	152,215,000	1,612,300	452,900	417,027	96.6	146,979,999	13	1,122	2,827	平成9年4月1日
熊本市	110.8	78,607,232	709,583	231,725	215,362	89.4	70,267,405	13	1,155	2,640	平成21年9月1日

(注)

・(1)1人年間配水量は分水量を除いた数値である。

・(5)の家事用1箇月料金は消費税込み。適用年月日は消費税増税によるものを除く。

※1(相模原市)企業庁所管のため不明。

※2(浜松市)平成22年3月31日までの経過措置有り。

※3(京都市)(1)は分水量244,764m³/年を除き、(2)～(4)は分水量244,764m³/年を含む。

※4(大阪市)(1)は分水量2,471,403m³/年を除き、(2)～(4)は分水量2,471,403m³/年を含む。

※5(神戸市)(4)は年間有収水量は分水量を含む。有収率算定の際は、分水量を除き、年間総配水量181,740,900m³/年、年間有収水量170,553,436m³/年で算出している。

23 工業用水道（令和3年度実績）

区分	(1) 1給水工場 年間配水量		給水工場数	(2) 1日 最大配水量	(3) 1日 平均配水量
	年間総配水量	工場		m ³	m ³
単位	m ³	m ³	工場	m ³	m ³
札幌市	-	-	-	-	-
仙台市	-	-	-	-	-
さいたま市	-	-	-	-	-
千葉市	-	-	-	-	-
川崎市	1,865,851.3	145,536,400	78	434,900	398,730
横浜市	578,927.9	39,367,100	68	136,480	107,855
相模原市	-	-	-	-	-
新潟市	-	-	-	-	-
静岡市	-	-	-	-	-
浜松市	-	-	-	-	-
名古屋市	123,533.5	13,835,750	112	48,230	37,906
京都市	-	-	-	-	-
大阪市	57,699.4	19,675,480	341	65,090	53,905
堺市	-	-	-	-	-
神戸市	204,668.6	14,940,810	73	57,400	40,934
岡山市	521,059.4	7,815,891	15	25,107	21,413
広島市	-	-	-	-	-
北九州市	614,471.0	42,398,500	69	153,400	87,080
福岡市	58,400	1,810,390	31	6,605	4,960
熊本市	4,199.5	41,995	10	127.9	115.1

24 下水道

区 分	(1) 排水区域面積率		(2) 処理区域面積率		(3) 人口普及率		(4) 下水処理場数	
	排水区域面積率	排水区域面積	処理区域面積率	処理区域面積	人口普及率	処理区域内人口	下水処理場数	1日当たりの 下水処理能力
単 位	%	km ²	%	km ²	%	人	所	m ³
札幌市	99.1	248.0	99.1	248.0	99.8	1,970,300	10	1,173,800
仙台市	95.8	173.1	95.8	173.1	98.7	1,048,433	5	438,700
さいたま市	106.7	124.9	106.7	124.9	94.4	1,260,519	1	23,000
千葉市	95.4	123.4	95.4	123.4	97.5	951,083	2	340,100
川崎市	※2 94.9	107.2	※2 94.9	107.2	99.5	1,531,670	※3 5	982,500
横浜市	93.4	315.2	93.4	315.2	※4 100.0	3,753,968	11	2,176,700
相模原市	55.8	36.7	117.6	77.3	97.2	698,663	-	-
新潟市	100.8	130.9	100.8	130.9	87.0	675,652	4	208,750
静岡市	85.7	89.8	85.7	89.8	84.8	586,921	7	516,770
浜松市	143.6	142.1	143.6	142.1	81.4	646,071	11	350,030
名古屋市	96.3	291.5	96.3	291.5	99.4	2,304,000	15	1,900,500
京都市	※5 104.2	※5 156.1	※5 104.2	※5 156.1	※5 99.5	※5 1,437,100	5	1,259,650
大阪市	97.7	190.7	97.7	190.7	99.9	2,752,399	※6 13	2,844,000
堺市	94.8	101.8	94.8	101.8	98.5	811,186	3	303,900
神戸市	84.4	172.1	84.4	172.1	98.6	1,489,786	6	710,200
岡山市	76.9	79.9	76.9	79.9	68.4	480,377	9	82,260
広島市	89.9	145.2	89.9	145.2	95.9	1,138,320	5	468,100
北九州市	80.5	165.6	80.5	165.6	99.9	930,114	5	621,000
福岡市	105.0	172.0	105.0	172.0	99.7	1,615,280	6	704,200
熊本市	112.7	121.7	112.7	121.7	90.2	660,768	5	272,400

(注)

- ・(1)の排水区域面積率は、排水区域面積÷市街化区域面積
- ・(2)の処理区域面積率は、処理区域面積÷市街化区域面積
- ・(3)の人口普及率は、処理区域内人口÷総人口
- ・(4)の1日当たりの平均下水処理水量は令和3年度実績
- ・(6)の家事用1箇月使用料は、処理区域内の使用料で消費税込み

1日当たりの 平均下水処理水量	(5) 水洗化普及率			(6) 家事用1箇月使用料		
	水洗化普及率	水洗化戸数	処理区域内戸数	10m ³	20m ³	適用年月日
		m ³	%	戸	戸	
868,370	99.9	943,394	944,029	660	1,397	平成9年4月1日
351,754	※1 99.6	※1 521,901	※1 523,829	773	1,917	平成14年6月1日
12,902	97.6	578,419	592,627	919	2,459	平成26年6月1日
219,219	99.6	462,706	464,490	814	2,035	令和元年10月1日
495,280	99.7	752,987	755,260	748	2,156	平成16年4月1日
1,517,900	99.8	1,837,481	1,841,493	737	2,035	平成13年4月1日
-	99.2	336,382	339,185	963	2,036	令和元年10月1日
213,804	91.8	298,902	325,758	1,309	3,047	平成16年7月1日
387,580	90.7	258,521	285,085	1,400	2,770	令和元年10月1日
257,160	96.6	311,081	321,906	1,661	2,948	平成29年10月1日
1,071,635	99.8	1,290,031	1,292,084	616	1,804	平成12年1月1日
839,640	※5 99.3	※5 561,529	※5 565,363	770	2,013	平成25年10月1日
1,707,937	100.0	1,675,860	1,675,900	605	1,276	令和元年11月1日
224,961	95.9	375,687	391,914	1,281	2,821	平成29年10月1日
495,434	99.9	787,761	788,548	660	1,760	令和2年4月1日
48,315	92.2	162,818	176,267	1,273	3,011	平成26年4月1日
365,307	98.6	550,801	558,452	786	2,260	平成20年7月1日
387,165	99.6	488,152	490,319	697	2,248	平成11年11月1日
493,500	99.7	※7 841,079	※7 843,275	979	2,651	平成17年6月1日
214,596	97.5	278,558	285,579	1,036	2,346	平成21年9月1日

※1(仙台市)(5)は戸数ではなく世帯数

※2(川崎市)排水(処理)区域面積率は、区域面積÷市全域の予定処理区域面積

※3(川崎市)下水汚泥焼却施設を含む。

※4(横浜市)人口普及率は小数点第2位を四捨五入で「概成100%」として表記。

※5(京都市)(1)～(3)は令和3年度末現在。水洗化普及率は令和3年度末水洗化率(接続率)、水洗化戸数は接続済給水装置数

※6(大阪市)うち1か所は舞洲スラッジセンター

※7(福岡市)(5)は戸数ではなく世帯数

25 交通
(1) バス

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市
ア 営業キロ	km	-	563.0	-	-	199.1	516.3	-	-	-
イ 停留所数	所	-	1,067	-	-	492	1,269	-	-	-
ウ 在籍車両数	両	-	466	-	-	317(うち乗合312)	821(うち乗合793)	-	-	-
エ 料金体系 〔適用年月日〕		-	対キロ区間制 ・「基準賃率」 38円10銭 (消費税5%込み) 0.1～2.0キロ 76円20銭 2.1～10.0キロ 38円10銭 10.1～20.0キロ 34円29銭 20.1～30.0キロ 30円48銭 30.1～ キロ 26円67銭 ・「最低運賃」 160円。ただし、一部 区域内については 120円(市内中心部の 一定区域)及び100円 (地下鉄東西線八木 山動物公園駅、薬師 堂駅、荒井駅周辺の 一定区域) 〔平成7年3月1日〕	-	-	均一制 現金:210円 ICカード:210円 ※川崎病院線 大人・小児ともに 100円 〔令和元年10月1日〕 ※たまプラーザ駅～ 向丘遊園駅南口路線 川崎市内 現金:210円 ICカード:210円 横浜市内 現金:220円 ICカード:220円 〔令和元年10月1日〕	(令和元年10月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:220円(税込) (1円単位) (平成26年4月1日～) 現金:220円(税込) (10円単位) ICカード:216円(税込) (1円単位) (平成9年9月1日～平成26年3月31日) 210円(税込)	-	-	-
オ 実働車両数 (貸切除く)	両	-	387	-	-	276	635	-	-	-
イ 走行キロ(〃)	km	-	44,164	-	-	32,180	72,006	-	-	-
ウ 乗車人員(〃)	人	-	81,242	-	-	111,220	289,618	-	-	-
エ 運送収益	千円	-	15,001	-	-	19,012	49,075(税込)	-	-	-

(注)

- ・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。
- ・オの一日平均は、令和3年度実績の数値

浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
-	768.7	321.9	-	-	377.50	-	-	203.15	-	-
-	1,465	714	-	-	745	-	-	403	-	-
-	1,014	801	-	-	517	-	-	99	-	-
-	均一制210円	均一制 230円 [平成8年9月1日] ※一部、競合する先行 事業者の運賃と調整して いる路線あり	-	-	均一制 210円 ※一部対キロ 区間制あり [平成26年4月1日]	-	-	特殊区間制 [令和元年10月1日] 1区:190円 2区:230円 3区:270円 4区:300円 5区:330円 6区:360円 7区:390円 8区以上:7区から1区 増すごとに20円を 390円に加えた額	-	-
-	901.9	698	-	-	457	-	-	66	-	-
-	98,733	84,214	-	-	47,533	-	-	9,140	-	-
-	278,225	267,631	-	-	141,722	-	-	9,651	-	-
-	37,042	44,640(税込)	-	-	22,138	-	-	1,786	-	-

(2) 高速鉄道(地下鉄)

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
営業キロ	km	48.0	28.7	-	-	-	53.4	-	-	-	-
駅数	駅	49 (同名駅除くと46駅)	30	-	-	-	40	-	-	-	-
在籍車両数	両	368	144	-	-	-	290	-	-	-	-
料金体系 〔適用年月日〕		対キロ区間制 1区(3キロ以内) 210円 2区(3キロ超～7キロ) 250円 3区(7キロ超～11キロ) 290円 4区(11キロ超～15キロ) 330円 5区(15キロ超～19キロ) 360円 6区(19キロ超～21キロ) 380円 〔平成9年4月1日〕	対キロ区間制 最初の3キロまで 210円 3キロ超～6キロまで 250円 6キロ超～9キロまで 310円 9キロ超～12キロまで 340円 12キロ超～ 370円 ※仙台駅を中心とした 3駅までの区間内は 210円 〔平成8年6月1日〕	-	-	-	(令和元年10月1日～) ～3km 210円(きっぷ)、210円(IC) 3km超～7km 250円(きっぷ)、242円(IC) 7km超～11km 280円(きっぷ)、272円(IC) 11km超～15km 310円(きっぷ)、304円(IC) 15km超～19km 340円(きっぷ)、335円(IC) 19km超～23km 370円(きっぷ)、367円(IC) 23km超～27km 400円(きっぷ)、398円(IC) 27km超～31km 430円(きっぷ)、430円(IC) 31km超～35km 470円(きっぷ)、462円(IC) 35km超～39km 500円(きっぷ)、492円(IC) 39km超～43km 530円(きっぷ)、524円(IC) 43km超～45km 560円(きっぷ)、555円(IC) (きっぷ:10円単位、IC:1円単位…いずれも税込)	-	-	-	-
実働車両数	両	282	107.5	-	-	-	244	-	-	-	-
走行キロ	km	92,067	34,445	-	-	-	103,193.3	-	-	-	-
乗車人員	人	478,578	205,430	-	-	-	532,814	-	-	-	-
運送収益	千円	90,260	37,948	-	-	-	97,573(税込)	-	-	-	-

(注)

・エの適用年月日は、消費税増税によるものを除く。

・オの一日平均は、令和3年度分実績の数値

※1(福岡市)福岡市では「乗車人員」を「輸送人員」としている。

名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
93.3	31.2	-	-	38.1	-	-	-	29.8	-
87	31	-	-	27	-	-	-	35	-
782	222	-	-	250	-	-	-	220	-
1区(3キロまで) 210円 2区(3キロを超え7キロまで) 240円 3区(7キロを超え11キロまで) 270円 4区(11キロを超え15キロまで) 310円 5区(15キロを超えるとき) 340円	対キロ区間制 ○3キロまで 220円 ○3キロ超から7キロまで 260円 ○7キロ超から11キロまで 290円 ○11キロ超から15キロまで 330円 ○15キロ超 360円 〔平成18年1月7日〕	-	-	○西神・山手線、海岸線:対キロ区間制 1区(3キロまで) 210円 2区(3～7キロ) 240円 3区(7～10キロ) 280円 4区(10～13キロ) 310円 5区(13～16キロ) 350円 6区(16～19キロ) 380円 7区(19～23キロ) 410円 8区(23～27キロ) 440円 9区(27キロ～) 470円 ○北神線:新神戸-谷上間の7.5km区間 280円 ※北神急行線の市営化に伴い、西神・山手線、海岸線とは別に北神線として運賃体系を設定。※西神・山手線、海岸線と北神線を乗り継ぐ場合は、西神・山手線、海岸線の運賃を100円、北神線の運賃を110円割引 〔令和2年6月1日〕	-	-	-	対キロ区間制 1区 ～3キロまで 210円 2区 3キロを超え7キロまで 260円 3区 7キロを超え11キロまで 300円 4区 11キロを超え15キロまで 340円 5区 15キロを超え19キロまで 360円 6区 19キロを超え20キロまで 380円 〔平成9年6月1日〕	-
639.0	241	-	-	192	-	-	-	165	-
188,802	56,858	-	-	60,696	-	-	-	50,838	-
1,041,355	295,024	-	-	261,697	-	-	-	※1 335,607	-
160,437	55,663(税込)	-	-	43,761	-	-	-	62,984	-

26 消防

区分	(1) 火災件数 (令和3年中)		(2) 消防車両保有数	(3) 消防水利総数	(4) 救急出動件数 (令和3年中)
	件	人口1万人当たりの出 火件数			
単位	件	件	台	基	件
札幌市	383	1.9	116	18,791	101,201
仙台市	228	2.1	132	17,768	52,002
さいたま市	300	2.3	94	16,754	66,440
千葉市	225	2.3	116	※1 7,920	55,564
川崎市	363	2.4	102	6,804	69,883
横浜市	698	1.9	333	11,660	204,427
相模原市	131	1.8	59	10,618	35,847
新潟市	129	1.6	110	7,952	37,832
静岡市	217	2.5	115	※2 7,282	38,510
浜松市	171	2.2	84	8,941	35,002
名古屋市	468	2	198	44,724	123,229
京都市	196	1.4	172	7,990	82,070
大阪市	596	2.2	236	9,947	218,050
堺市	173	1.9	※3 108	※3 7,725	55,316
神戸市	347	2.3	152	※4 8,785	82,552
岡山市	193	2.6	72	5,824	30,742
※5 広島市	223	1.9	142	10,306	55,688
北九州市	221	2.4	116	21,224	53,312
福岡市	280	1.8	121	6,834	78,424
※6 熊本市	169	2.2	87	5,559	36,666

(注)

- ・(2)消防車両保有数は、消防ポンプ車、救助工作車、指揮車、はしご自動車、化学消防車、特殊車を含み、非常用消防自動車を除いた数値
- ・(3)消防水利総数は、市街地及び準市街地への整備数
- ・(6)救助出動件数は、火災事案も含む数値
- ・(7)保有数は、非常用救急自動車を除いた数値

(5) 搬送人員 (令和3年中)	(6) 救助出動件数 (令和3年中)	(7) 救急車保有数
人	件	台
85,491	1,608	35
45,000	754	28
56,834	877	30
47,428	772	26
57,840	1,380	29
171,021	1,834	83
31,029	739	20
33,862	185	25
35,261	494	28
32,183	213	23
108,736	1,820	46
72,585	1,074	33
174,696	3,740	71
48,429	1,052	※3 25
70,293	2,386	34
28,645	279	21
47,496	952	40
48,570	369	23
68,748	2,623	32
33,341	299	27

※1(千葉市)(3)消防水利数は、市街地及び準市街地以外の地域に設置されている消防水利の数を含む。

※2(静岡市)消防事務委託市町分を除いた数値。

※3(堺市)消防事務委託に伴う大阪狭山市の数値を含む。

※4(神戸市)(3)消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。

※5(広島市)(1)、(4)、(5)、(6)は、消防事務受託市町分を除いた数値。(2)、(3)、(7)は、消防事務受託市町分を含む数値

(3)消防水利総数は、「消防施設整備計画実態調査」の調査要領による整備数。

※6(熊本市)消防事務受託市町村を含む数値。

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札

ア 市徴収基準額表	札	
	入所児童の属する世帯の階層区分	
	区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯
	B 1	市町村民税が非課税の世帯
	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円未満
	D 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円以上 67,000円未満
	D 2	67,000円以上 97,000円未満
	D 3	97,000円以上 140,000円未満
	D 4	140,000円以上 169,000円未満
	D 5	169,000円以上 254,000円未満
	D 6	254,000円以上 301,000円未満
	D 7	301,000円以上 341,000円未満
	D 8	341,000円以上 397,000円未満
	D 9	397,000円以上
	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額	
	B 0	市町村民税が非課税の世帯
	C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額が48,600円未満
	D01	48,600円以上 67,000円未満
	D02	67,000円以上 77,101円未満
	(備考)	
	①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。	
	②階層区分について	
	・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)	
	・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、	
	・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額	
	③多子軽減について	
	・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、	
	最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料	
	・C1、D1、D2、D3、D4、C0、D01、D02階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計	
	※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合	
イ 第二子以降軽減状況	「ア(備考)③多子軽減について」とおり	
ウ 保育料取納率	99.39%(令和3年度現年度分)	

幌 市

利用者負担額	
保育標準時間認定	保育短時間認定
3歳未満の児童	3歳未満の児童
0 円	0 円
0 円	0 円
11,000 円	10,820 円
15,680 円	15,420 円
22,550 円	22,170 円
30,250 円	29,740 円
39,600 円	38,930 円
45,870 円	45,100 円
53,740 円	52,830 円
60,170 円	59,150 円
65,450 円	64,340 円
75,900 円	74,610 円

☆

0 円	0 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円
4,400 円	4,400 円

☆

は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。
により決定します。

児童心理治療施設に入所、又は、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している児童のうち、
となります。

を一にする子ども(※)について、最年長の子どもから順に2人目以降は無料となります。

には「生計を一にする」ものとなります。

仙

ア 市徴収基準額表

階層区分	階層認定の基準	保育利用(2号・3号認定)3歳未満児				
		利用者負担額(主食費・副食費含む)				
		保育標準時間		保育短時間		
		第1子	第2子	第1子	第2子	
A	生活保護世帯	円	円	円	円	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市町村民税均等割課税世帯	7,650	2,290	7,650	2,290	
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,550
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16	611,000円以上 市町村民税の未申告または確認のできない世帯	70,000	35,000	68,900	34,450	

・令和4年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。
 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただき
 ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接
 注) 1. 年齢について

- ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。
 - ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和4年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。
2. 利用者負担額(保育料)の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について
- ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控
 【4月～8月分】:令和3年度の市町村民税(令和2年1月～12月収入分)
 【9月～翌3月分】:令和4年度の市町村民税(令和3年1月～12月収入分)
 - ・政令指定都市の所得割額は6%の税率を適用して計算します。
 - ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算
 - ・婚姻歴のない未婚のひとり親世帯の令和2年度分の所得割額を計算する際、地方税法上の寡婦
 なお、令和3年度分の所得割額については、税法上のひとり親控除の適用対象となるため、みな
 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。

イ 第二子以降
軽減状況

以下の各区分に該当するお子さまを年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。
 ○教育利用(1号認定)
 同一世帯の小学校3年生以下を対象施設(*)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)
 ○保育利用(2・3号認定)
 対象施設(*)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます)
 *対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部、
 児童心理治療施設、企業主導型保育施設
 対象利用制度: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援
 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯保護者と生計が同一の子等が対象です。

ウ 保育料収納率

現年度分 :99.55%
 滞納繰越分:29.40%

台 市

教育利用(1号認定)満3歳以上児 保育利用(2号認定)3歳以上児				
利用者負担額	副食費		主食費	階層認定の基準
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		
無償	免除	免除	施設で 定める額	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
				市町村民税均等割課税世帯
				市町村民税所得割額 57,700円未満
				77,101円未満
	施設で 定める額	施設で 定める額		77,101円以上
				市町村民税の未申告または 確認のできない世帯

育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育

ます。
ご確認ください。

除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

する場合があります。
(寡夫)控除をみなし適用して計算できる場合があります。適用を受けるためには申請が必要です。
し適用は行いません。

ア 市徴収基準額表	<p style="text-align: center;">各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分</p>		
	階層区分	定 義	
	第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯	
	第 2	市町村民税非課税世帯	
	第 3	市町村民税均等割額のみの世帯	
	第 4	48,600円未満	
	第 5	48,600円以上	63,900円未満
	第 6	63,900円以上 97,000円未満	
	第 7	97,000円以上 137,600円未満	
	第 8	137,600円以上 169,000円未満	
	第 9	169,000円以上 301,000円未満	
	第 10	301,000円以上 397,000円未満	
	第 11	397,000円以上	
	<p>※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和4年4月1日時点の年齢となります。</p> <p>※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。</p> <p>※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。</p>		
イ 第二子以降軽減状況	<p>●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)……………通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)……………通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)……………無料</p> <p>●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。</p> <p>●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。</p>		
ウ 保育料収納率	<p>96.47%(令和3年度) 現年度分:99.57% 過年度分:20.36%</p>		

た ま 市

利用者負担額 (単位: 円/月)

3歳未満児		3歳以上児	
標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0
0	0	0	0
8,000	7,800	0	0
10,000	9,800	0	0
12,500	12,200	0	0
19,500	19,100	0	0
33,000	32,400	0	0
44,000	43,200	0	0
55,000	54,000	0	0
60,000	58,900	0	0
72,800	71,500	0	0

区 分	千	
ア 市徴収基準額表	令和4年度保育料(月額)	
	階層 区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯
	B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯
	D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯
	D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯
	D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯
	D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯
	D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯
	D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯
	D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯
	D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯
	D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯
	要保護	
	C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯
	C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯
	D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯
	D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯
	D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯
	D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯
	D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯
※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務		
イ 第二子以降軽減状況	●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対象施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子ども 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金が適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者	
ウ 保育料 収 納 率	99.4%(令和3年度現年)	

葉 市

保育標準時間				保育短時間			
3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
世帯等							
0	0	2,050	0	0	0	2,020	0
0	0	3,080	0	0	0	3,030	0
0	0	5,590	0	0	0	5,490	0
0	0	7,480	0	0	0	7,350	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
0	0	9,000	0	0	0	9,000	0
基準額							

づく利用者負担額となります。
控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
者の課税額から決定する場合があります。

児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。

に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定）・特別支援学校幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条法第6条の2第2項に規定）・医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第3項に規定）

を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の

の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃

又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯

川 崎

ア 市徴収基準額表

(令和4年度)

※令和3年9月改定

階層区分			保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)			
			保育標準時間		保育短時間	
			3歳未満児保育料			
			基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者		0	0	0	0
B	市民税非課税世帯		0	0	0	0
C 1	市民税均等割のみ		5,300	2,650	5,200	2,600
C 2	市民税所得割課税額	5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050
C 3	5,000円以上	48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450
C 4	48,600円以上	50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500
C 5	50,400円以上	60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750
C 6	60,000円以上	70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200
C 7	70,800円以上	84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900
C 8	84,600円以上	97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800
C 9	97,000円以上	108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600
C 10	108,600円以上	123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450
C 11	123,000円以上	138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350
C 12	138,600円以上	154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250
C 13	154,200円以上	169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250
C 14	169,000円以上	183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200
C 15	183,900円以上	204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550
C 16	204,600円以上	234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750
C 17	234,600円以上	258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000
C 18	258,600円以上	276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000
C 19	276,600円以上	301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700
C 20	301,000円以上	321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150
C 21	321,700円以上	341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400
C 22	341,200円以上	366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850
C 23	366,700円以上	397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350
C 24	397,000円以上	475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050
C 25	475,300円以上		82,800	41,400	81,400	40,700

注1 この表の市民税の額は、令和4年4月～令和4年8月分保育料については、世帯の令和3年度市民税額の世帯の令和4年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附)

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども)

注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が支援学校幼稚園、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども)

注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

ウ 保育料収納率

99.13%(令和3年度決算)

市

小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
保育標準時間		保育短時間		3歳未満児保育料		
基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	3歳未満
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	44,500
26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000 (保育単価限度)
56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	104,000 (保育単価限度)
65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	
66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

年額、令和4年9月～令和5年8月分保育料については、
金控除の適用はありません。)

(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常
2子目の保育料です。

の年齢制限が撤廃されています。)

給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別
児童発達支援を利用している場合を含む。)です。

の年齢制限が撤廃されています。)

横 浜

ア 市徴収基準額表
イ 第二子以降軽減状況

令和4年4月1日現在

負担区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				
	きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子		
	保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0
	D2	10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D3	48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0
	D4	50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D5	57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0
	D6	77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D7	97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D8	102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D9	120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0
	D10	138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D11	169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D12	174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D13	192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0
	D14	211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0
	D15	228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D16	246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D17	255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D18	264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D19	273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D20	282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D21	291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D22	301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D23	309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0
	D24	335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0
	D25	361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0
	D26	387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0
	D27	397,001 円以上	0	0	0	0	0	0
E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	
E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	

「第3子」以降のお子さんの利用料は無料

ウ 保育料収納率

令和3年度現年度徴収率:98.73%
(現年度99.38% 過年度35.84%)

市

(単位:円)

3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)			
認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業			
第1子		第2子		第1子		第2子	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500
8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

令和4年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3	11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1	48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2	52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3	55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4	57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5	64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6	77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7	79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8	86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9	97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10	109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11	124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12	139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350

- ※1 利用者負担額は平成31年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和4年4月～令和4年8月については令和3年度、令和4年9月～令和5年3月については令和4年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和4年度の利用者負担額が変更になる方は、令和5年3月末日までに申し出てください。年度をまたいでの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1～D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①～⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額 きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は施設を管轄する子育て支援センターにあります。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

- ※6 ひとり親世帯等で、C1～D5階層に該当する方は、右の利用者負担基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- ※7 里親に養育を委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- ※8 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。

階層区分	利用者負担額(月額・円)			
	保育標準時間		保育短時間	
	1人目	2人目	1人目	2人目
C1	2,900	0	2,900	0
C2	3,500	0	3,500	0
C3	4,200	0	4,200	0
D1	4,500	0	4,500	0
D2	4,500	0	4,500	0
D3	4,900	0	4,900	0
D4	4,900	0	4,900	0
D5	5,400	0	5,400	0

第二子以降軽減状況 上記のとおり

保育料収納率 99.39%(現年度分)

保育料金額表①													
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用													
		保育料						副食材料費					
年齢区分(令和4年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)						3歳以上児(1号・2号認定)					
3号保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
C	非課税世帯	11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除			
	市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)											
D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0	免除	免除	免除	免除
D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	免除	免除	免除	
D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0	-	-	免除	
D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	-	-	免除	
D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0				
D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0				
D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0				
D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0				
D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0	-	-	免除	免除
D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0				
D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0				
D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0				
D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0				

◀保育料金額表①に関する注意点▶

○子どもの数え方

第1子……教育・保育施設等 [P.1※2] を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子

第2子……教育・保育施設等 [P.1※2] を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子

第3子以降…小学校1～3年生の子と、教育・保育施設等 [P.1※2] を利用している子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

保育料金額表②												
下記 I からIVの全てに該当する場合に適用												
I												
次の(1)から(3)までの世帯に該当しない												
(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯												
(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯(障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。)												
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者												
イ 療育手帳の交付を受けている者												
ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者												
エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの												
(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯												
II												
市町村民税所得割課税額(6%課税額)が57,700円未満												
III												
生計を一にする子ども等(※)の人数が本人を含め2人以上												
IV												
生計を一にする子ども等(※)の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。												
年齢区分(令和4年3月31日現在)		3歳未満児(3号認定)										
保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定							
階層区分		第2子	第3子以降	第2子	第3子以降							
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0							
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0							
C	非課税世帯	5,500	0	5,400	0							
	市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)										
D1	64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500	0					
D2A	76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000	0					

◀保育料金額表②に関する注意点▶

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、

3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。

保育料金額表③

下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当する

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6%課税額）が77,101円未満

年齢区分(令和4年3月31日現在)				3歳未満児(3号認定)			
保育時間区分				保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分				第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等			0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯			0	0	0	0
C	非課税世帯			5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額(8%課税額)	算定基準額(6%課税額)					
	D1	64,800	48,600	円未満	6,650	0	6,500
	D2A	76,900	57,700	円未満	8,150	0	8,000
	D2B	80,000	60,000	円未満	8,150	0	8,000
	D3A	102,900	77,101	円未満	9,000	0	8,850

<保育料金額表③に関する注意点>

- ・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。

静

ア 市徴収基準額表

◆幼児教育・保育無償化について◆

3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(下記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・

階層区分	令和3年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	利用者負担額(月額・円)	
		3号(0～2歳クラス)	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B	市民税均等割非課税世帯	0	0
C	市民税所得割非課税世帯	7,500 (2,200)	7,500 (2,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
D1	64,800円未満	8,500 (4,200)	8,500 (4,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100 (0)	3,100 (0)
D2	80,000円未満	13,300 (6,600)	12,900 (6,400)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200 (0)	5,000 (0)
D3	89,300円未満	14,800 (7,400)	14,400 (7,200)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800 (0)	5,600 (0)
D4	102,801円未満	17,500 (8,700)	17,100 (8,500)
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000 (0)	6,800 (0)
D5	129,300円未満	20,500 (10,200)	20,100 (10,000)
D6	153,300円未満	25,500 (12,700)	24,900 (12,400)
D7	177,300円未満	31,500 (15,700)	30,900 (15,400)
D8	225,300円未満	32,500 (16,200)	31,900 (15,900)
D9	252,000円未満	39,000 (19,500)	38,100 (19,000)
D10	265,300円未満	42,000 (21,000)	41,100 (20,500)
D11	281,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D12	329,300円未満	45,000 (22,500)	44,100 (22,000)
D13	401,300円未満	46,500 (23,200)	45,600 (22,800)
D14	452,000円未満	52,000 (26,000)	50,800 (25,400)
D15	529,300円未満	55,200 (27,600)	54,000 (27,000)
D16	529,300円以上	57,200 (28,600)	55,600 (27,800)

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考)

- ①令和4年度利用者負担額は、4～8月分を令和3年度の市民税額、9～3月分を令和4年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。)
- ②()内の金額は、第2子のお子さんの利用者負担額です。第3子以降は無料です。
C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。
- ③この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。
- ④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計
- ⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の
- ⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯から2人以上のお子さんが認定こども園や保育所等を利用する場合、階層区分により年齢の高い順に2人目のお子さんの利用者C、D1～D4階層までの世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、所等を同時に利用しているお子さんです。

ウ 保育料収納率

99.6%

保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。

令和3年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	
生活保護世帯等	
市民税均等割非課税世帯	
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
市民税所得割非課税世帯	
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
所得割額	48,600円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	60,000円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	67,000円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	77,101円未満
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
	97,000円未満
	115,000円未満
	133,000円未満
	169,000円未満
	189,000円未満
	199,000円未満
	211,000円未満
	247,000円未満
	301,000円未満
	339,000円未満
	397,000円未満
	397,000円以上

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額

保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるおさんは、保育

して利用者負担額を算定いたします。

最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。

市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。

負担額は半額に、3人目以降のおさんの利用者負担額は無料となります。

保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。D5階層以上の世帯における第何子かを決定する際に対象となるおさんは、保育

ア 市徴収基準額表

階層	区 分	
1	生活保護世帯	
2	市民税 非課税世帯	21 ひとり親世帯等
		22 その他
3	市民税 所得割非課税世帯	31 ひとり親世帯等
		32 その他
4	24,300 円未満	41 ひとり親世帯等
		42 その他
5	24,300 円以上 48,600 円未満	51 ひとり親世帯等
		52 その他
6	48,600 円以上 60,700 円未満	61 ひとり親世帯等
		62 その他
7	60,700 円以上 72,800 円未満	71 ひとり親世帯等
		72 その他
8	72,800 円以上 77,101 円未満	81 ひとり親世帯等
		82 その他
9	84,900 円以上	97,000 円未満
10	97,000 円以上	121,000 円未満
11	121,000 円以上	145,000 円未満
12	145,000 円以上	169,000 円未満
13	169,000 円以上	235,000 円未満
14	235,000 円以上	301,000 円未満
15	301,000 円以上	349,000 円未満
16	349,000 円以上	397,000 円未満
17	397,000 円以上	

イ 第二子以降 月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。
 軽減状況 また、同時入所の第3子以降は無料となります。
 市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者

ウ 保育料収納率 99.70%(令和3年度現年分保育料)

エ その他

市

(単位:円/月)

保育標準時間		保育短時間	
3号	2号	3号	2号
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3,000	0	3,000	0
0	0	0	0
8,100	0	7,900	0
3,600	0	3,500	0
3,400	0	3,400	0
0	0	0	0
11,400	0	11,200	0
5,100	0	5,000	0
3,900	0	3,800	0
0	0	0	0
13,200	0	12,900	0
5,900	0	5,800	0
4,400	0	4,300	0
0	0	0	0
15,500	0	15,200	0
6,900	0	6,800	0
4,900	0	4,800	0
0	0	0	0
17,800	0	17,500	0
8,000	0	7,800	0
5,400	0	5,300	0
0	0	0	0
20,100	0	19,800	0
9,000	0	8,900	0
22,500	0	22,200	0
10,100	0	9,900	0
26,100	0	25,700	0
13,000	0	12,800	0
29,700	0	29,300	0
14,800	0	14,600	0
33,300	0	32,900	0
16,600	0	16,400	0
41,000	0	40,400	0
20,500	0	20,200	0
48,800	0	48,000	0
24,400	0	24,000	0
56,400	0	55,500	0
28,200	0	27,700	0
64,000	0	63,000	0
32,000	0	31,500	0
73,600	0	72,400	0
36,800	0	36,200	0

と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。

名 古 屋 市

令和3年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和4年4月～）（2・3号認定子ども）

階層区分			市の基準月額	
			3歳未満児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円
B階層	令和4年度分（4月分から8月分までは令和3年度分）の市民税	非課税世帯	0	0
1		均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
C階層	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
	9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
	15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

〈3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度〉

①多子世帯軽減制度

C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度

C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、**2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額**します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、**3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料**となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度

18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度

次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。

- ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
- イ) 在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0~2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3 号 認 定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100
	⑤ 35,000円以上 ~ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800
	⑥ 42,000円以上 ~ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300
	⑦ 48,600円以上 ~ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700
	⑧ 58,100円以上 ~ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800
	⑨ 67,600円以上 ~ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200
	⑩ 77,101円以上 ~ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300
	⑪ 87,000円以上 ~ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500
	⑫ 97,000円以上 ~ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600
	⑬ 102,600円以上 ~ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400
	⑭ 110,900円以上 ~ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400
	⑮ 125,000円以上 ~ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400
	⑯ 138,600円以上 ~ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900
	⑰ 169,000円以上 ~ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300
	⑱ 174,600円以上 ~ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200
	⑲ 211,201円以上 ~ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100
	⑳ 301,000円以上 ~ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800
	㉑ 358,000円以上 ~ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700
㉒ 397,000円以上 ~	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

都

市

(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)

子どもはぐみ応援額

保育標準時間認定

10. 5時間	11時間	保育短時間 認定	保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
91,600	94,400	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

京

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額

階層区分	世帯区分	3号認定基準額				
		保育短時間認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500
㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	
㉒ 397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 小規模保育事業所等)								
子どもはぐくみ応援額								
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
64,000	66,100	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ア 市徴収基準額表

3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額

階層 区分	徴収区分 世帯区分	3号認定 基準額				
		保育短時間 認定	保育標準時間認定			
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700
	㉑ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700
	㉒ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200
	㉓ 397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)

		子どもはぐくみ応援額						
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					
10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800
68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
84,500	87,100	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。

ひとり親世帯等（令和4年度）

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
 下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A-2(0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900

○ 表B-2(0歳～2歳児(小規模保育事業所等))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700

○ 表C-2(0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園))

	徴収区分 世帯区分	保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑤ 35,000円以上～41,999円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑥ 42,000円以上～48,599円以下	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑦ 48,600円以上～58,099円以下	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
	⑧ 58,100円以上～67,599円以下	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
	⑨ 67,600円以上～77,100円以下	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和4年4月

大阪市

（月額、単位：円）

階層区分	子どもが属する世帯の状況	保育標準時間認定		保育短時間認定		
			多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
第2	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分（令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分）の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯（以下「ひとり親世帯等」）	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分（令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分）の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第9	同一世帯の保護者等全員の令和4年度分（令和4年4月から令和4年8月までの間にあっては令和3年度分）の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	59,000円以上 77,101円未満	9,000	0	9,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650
第10	77,101円以上 79,000円未満	21,500	10,750	21,300	10,650	
第11	79,000円以上 97,000円未満	24,900	12,450	24,700	12,350	
第12	97,000円以上 115,000円未満	28,300	14,150	27,900	13,950	
第13	115,000円以上 133,000円未満	32,700	16,350	32,300	16,150	
第14	133,000円以上 169,000円未満	39,400	19,700	39,000	19,500	
第15	169,000円以上 211,201円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第16	211,201円以上 217,000円未満	45,100	22,550	44,500	22,250	
第17	217,000円以上 256,000円未満	50,700	25,350	50,100	25,050	
第18	256,000円以上 301,000円未満	53,000	26,500	52,400	26,200	
第19	301,000円以上 358,000円未満	59,200	29,600	58,600	29,300	
第20	358,000円以上 397,000円未満	61,700	30,850	61,100	30,550	
第21	397,000円以上 432,901円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第22	432,901円以上 536,000円未満	65,900	32,950	65,300	32,650	
第23	536,000円以上	70,600	35,300	70,000	35,000	

(1) 保護者等

子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）とします。

ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。

なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。

(2) 市町村民税の所得割

寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。

(3) ひとり親世帯

保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯とします。

(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児
- ・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

堺

ア 市徴収基準額表

税額等による階層区分		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯	
B1		市町村民税非課税世帯(ひとり親世帯等)
B2	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が右の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯(一般世帯)
C1		市町村民税課税世帯(均等割の額のみ世帯)
C2		市町村民税所得割額 48,600円未満
D1		48,600円以上 70,900円未満
D2		70,900円以上 108,200円未満
D3		108,200円以上 138,100円未満
D4	A階層を除き前年度の市民税の課税世帯であって、その所得割の額が右の区分に該当するもの	138,100円以上 198,400円未満
D5		198,400円以上 297,400円未満
D6		297,400円以上 338,500円未満
D7		338,500円以上 397,000円未満
D8		397,000円以上

イ 第二子以降軽減状況

国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の0～2歳児の保育料を無償化上記に加え、市町村民税所得割額70,900円未満世帯はきょうだいの年齢を設けず第2子の0～2歳児の保育料を無償

ウ 保育料収納率

令和3年度現年度 99.49% 過年度 11.78%

市

徴 収 金 額 (月 額)				単位:円	
3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児	
保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
10,000	9,800	0	0	0	0
12,000	11,700	0	0	0	0
17,000	16,700	0	0	0	0
25,000	24,500	0	0	0	0
30,000	29,400	0	0	0	0
40,000	39,300	0	0	0	0
45,000	44,200	0	0	0	0
54,000	53,000	0	0	0	0
56,000	55,000	0	0	0	0
67,000	65,800	0	0	0	0

化

神

ア 市徴収基準額表

2022年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分			
階層区分	定義	扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯、児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う世帯、同法に規定する里親世帯		
B	A階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	市町村民税非課税世帯	
C		所得割課税額 48,600円未満である世帯	
D		1	所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯
		2	所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯
		3	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯
		4	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯
		5	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯
6	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯		
		所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	
		所得割課税額 397,000円以上である世帯	

注1

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

(注1) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか
B階層
C階層
D1階層
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯

(注2) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除・外国税額控除・配当割額

(注3) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、

(注4) 神戸市が決定する利用者負担額以外に各施設で徴収するもの(給食費(主食費・副食費)、制服
なお、3歳以上児のうち、市民税の所得割合算額が57,700円未満(ひとり親家庭、在宅障害児(者)の給食費のうち、副食費(おかず代やおやつ代)が免除となります。

イ 第二子以降

国の制度を拡充し、市独自で全ての世帯を対象に、多子世帯にかかる年齢制限を撤廃し、

ウ 保育料収納率

令和3年度実績 現年度 99.86% 過年度 32.09% 合計 94.27%

利用者負担額(月額 単位:円) ()内は保育短時間認定における額 ※3歳以上児については副食費免除の有無					
3歳未満児			3歳以上児		
第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
0			副食費免除有 (副食費はかかりません)		
0					
6,200 (6,100)	6,200 (6,100)	0	副食費免除無 (副食費はかかります)		所得割課税額 57,700円(注4)
10,300 (10,000)	10,200 (10,000)				
24,000 (23,600)	12,000 (11,800)				
35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		副食費免除有 (副食費はかかりません)		
49,700 (48,900)	24,900 (24,500)				
66,000 (64,900)	33,000 (32,500)				

3歳未満児の利用者負担額には給食費が含まれています

クラス年齢3歳以上児の利用者負担額は0円

ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。

3歳未満児		3歳以上児	
第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
0	0	副食費免除有 (副食費はかかりません)	
3,100			
4,500			
9,000			

又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
代、教材費など)があります。詳しくは各施設見学の際などにご確認ください。
いる世帯等は77,100円未満)の世帯の児童及び、全ての世帯の第3子以降の児童については、

第2子保育料半額、第3子以降の保育料無償化を実施

<p>ア 市徴収基準額表</p>	<p>利用者負担額表(令和4年度)</p> <p style="text-align: center;">各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">階層区分</th> <th style="width: 90%;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A階層</td> <td>生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B階層</td> <td style="text-align: center;">非課税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C階層</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)については、前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯 表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について… 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって</p>	階層区分	定 義	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	B階層	非課税	C階層	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)については、前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p>	1	均等割のみ課税		2	所得割の額が	10,800円未満	3	10,800円以上	48,600円未満	4	48,600円以上	57,700円未満	5	57,700円以上	65,000円未満	6	65,000円以上	81,000円未満	7	81,000円以上	97,000円未満	8	97,000円以上	121,000円未満	9	121,000円以上	145,000円未満	10	145,000円以上	169,000円未満	11	169,000円以上	199,000円未満	12	199,000円以上	229,000円未満	13	229,000円以上	301,000円未満	14	301,000円以上	397,000円未満	15	397,000円以上	
階層区分	定 義																																																					
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯																																																					
B階層	非課税																																																					
C階層	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">1</th> <th style="width: 45%;">均等割のみ課税</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>所得割の額が</td> <td style="text-align: right;">10,800円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>10,800円以上</td> <td style="text-align: right;">48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>48,600円以上</td> <td style="text-align: right;">57,700円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>57,700円以上</td> <td style="text-align: right;">65,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>65,000円以上</td> <td style="text-align: right;">81,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>81,000円以上</td> <td style="text-align: right;">97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>97,000円以上</td> <td style="text-align: right;">121,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>121,000円以上</td> <td style="text-align: right;">145,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td>145,000円以上</td> <td style="text-align: right;">169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td>169,000円以上</td> <td style="text-align: right;">199,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td>199,000円以上</td> <td style="text-align: right;">229,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td>229,000円以上</td> <td style="text-align: right;">301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14</td> <td>301,000円以上</td> <td style="text-align: right;">397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15</td> <td>397,000円以上</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)については、前年度分の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯</p>	1	均等割のみ課税		2	所得割の額が	10,800円未満	3	10,800円以上	48,600円未満	4	48,600円以上	57,700円未満	5	57,700円以上	65,000円未満	6	65,000円以上	81,000円未満	7	81,000円以上	97,000円未満	8	97,000円以上	121,000円未満	9	121,000円以上	145,000円未満	10	145,000円以上	169,000円未満	11	169,000円以上	199,000円未満	12	199,000円以上	229,000円未満	13	229,000円以上	301,000円未満	14	301,000円以上	397,000円未満	15	397,000円以上									
1	均等割のみ課税																																																					
2	所得割の額が	10,800円未満																																																				
3	10,800円以上	48,600円未満																																																				
4	48,600円以上	57,700円未満																																																				
5	57,700円以上	65,000円未満																																																				
6	65,000円以上	81,000円未満																																																				
7	81,000円以上	97,000円未満																																																				
8	97,000円以上	121,000円未満																																																				
9	121,000円以上	145,000円未満																																																				
10	145,000円以上	169,000円未満																																																				
11	169,000円以上	199,000円未満																																																				
12	199,000円以上	229,000円未満																																																				
13	229,000円以上	301,000円未満																																																				
14	301,000円以上	397,000円未満																																																				
15	397,000円以上																																																					
<p>イ 第二子以降 軽減状況</p>	<p>国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、 している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。</p>																																																					
<p>ウ 保育料収納率</p>	<p>令和3年度実績 現年度 99.64% 過年度 24.94% 合計 93.54%</p>																																																					

利用者負担額（月額 単位:円）			
保育標準時間		保育短時間	
3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
0	0	0	0
0	0	0	0
9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0
45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0
48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0
55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0

団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。

内の金額となり、第3子以降は無料となります。

等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額
場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。

どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童

も、課税状況等に変更がなければ、その年度中の利用者負担額は変わりません。

同一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用

ア 市徴収基準額表	各月初日の保護者の属する世帯の階層区分																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 30%;">生活保護法による被保護世帯</td> <td style="width: 65%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C1</td> <td rowspan="17" style="vertical-align: middle;">市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)</td> <td>均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C2</td> <td>所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C3</td> <td style="text-align: right;">44,100円以上 48,600円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C4</td> <td style="text-align: right;">48,600円以上 54,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C5</td> <td style="text-align: right;">54,000円以上 59,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C6</td> <td style="text-align: right;">59,000円以上 64,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C7</td> <td style="text-align: right;">64,000円以上 79,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C8</td> <td style="text-align: right;">79,000円以上 97,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C9</td> <td style="text-align: right;">97,000円以上 114,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C10</td> <td style="text-align: right;">114,000円以上 133,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C11</td> <td style="text-align: right;">133,000円以上 151,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C12</td> <td style="text-align: right;">151,000円以上 169,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C13</td> <td style="text-align: right;">169,000円以上 205,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C14</td> <td style="text-align: right;">205,000円以上 256,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C15</td> <td style="text-align: right;">256,000円以上 301,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C16</td> <td style="text-align: right;">301,000円以上 397,000円未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C17</td> <td style="text-align: right;">397,000円以上</td> </tr> </table>	A	生活保護法による被保護世帯		B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)		C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	C2	所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満	C3	44,100円以上 48,600円未満	C4	48,600円以上 54,000円未満	C5	54,000円以上 59,000円未満	C6	59,000円以上 64,000円未満	C7	64,000円以上 79,000円未満	C8	79,000円以上 97,000円未満	C9	97,000円以上 114,000円未満	C10	114,000円以上 133,000円未満	C11	133,000円以上 151,000円未満	C12	151,000円以上 169,000円未満	C13	169,000円以上 205,000円未満	C14	205,000円以上 256,000円未満	C15	256,000円以上 301,000円未満	C16	301,000円以上 397,000円未満	C17	397,000円以上
A	生活保護法による被保護世帯																																									
B	市町村民税非課税世帯(A階層の世帯を除く)																																									
C1	市町村民税課税世帯であって、その税額の区分が次の区分に該当するもの(A階層の世帯を除く)	均等割の額のみ又は所得割合算額が39,600円未満																																								
C2		所得割合算額が 39,600円以上 44,100円未満																																								
C3		44,100円以上 48,600円未満																																								
C4		48,600円以上 54,000円未満																																								
C5		54,000円以上 59,000円未満																																								
C6		59,000円以上 64,000円未満																																								
C7		64,000円以上 79,000円未満																																								
C8		79,000円以上 97,000円未満																																								
C9		97,000円以上 114,000円未満																																								
C10		114,000円以上 133,000円未満																																								
C11		133,000円以上 151,000円未満																																								
C12		151,000円以上 169,000円未満																																								
C13		169,000円以上 205,000円未満																																								
C14		205,000円以上 256,000円未満																																								
C15		256,000円以上 301,000円未満																																								
C16		301,000円以上 397,000円未満																																								
C17		397,000円以上																																								
	(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。																																									
イ 第二子以降軽減状況	同一世帯から同時期に2人以上が保育園と幼稚園などを利用している場合、2人目の保育料を半額に、なお、平成28年度より税額が一定額以下の場合、1人目の年齢にかかわらず、2人目の保育料を半額、																																									
ウ 保育料収納率	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">R3決算</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">現年度分</td> <td style="text-align: right;">99.61%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越分</td> <td style="text-align: right;">24.37%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">96.41%</td> </tr> </table>	R3決算		現年度分	99.61%	滞納繰越分	24.37%	計	96.41%																																	
R3決算																																										
現年度分	99.61%																																									
滞納繰越分	24.37%																																									
計	96.41%																																									

市

保育料の額			
満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども	
標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
円	円	円	円
0	0	0	0
0	0	0	0
7,200	7,050	0	0
8,000	7,850	0	0
9,200	9,000	0	0
10,700	10,500	0	0
12,200	11,950	0	0
14,250	14,000	0	0
18,750	18,400	0	0
23,850	23,400	0	0
29,750	29,200	0	0
35,800	35,150	0	0
41,600	40,850	0	0
44,500	43,700	0	0
49,800	48,950	0	0
52,450	51,550	0	0
55,450	54,500	0	0
57,250	56,250	0	0
62,400	61,300	0	0

3人目以降を無料としている。軽減の方法は国に準じている。
 3人目以降を無料としている。

北 九 州

(単位:円)

ア 市徴収基準額表

階層区分	定 義	3 歳 未 満 児	
		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	12,000	11,800
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	14,100	13,900
D	1 " 48,600円～ 55,000円未満	17,100	16,800
	2 " 55,000円～ 79,000円未満	21,600	21,200
	3 " 79,000円～ 97,000円未満	28,400	27,900
	4 " 97,000円～ 115,000円未満	33,200	32,600
	5 " 115,000円～ 152,000円未満	39,900	39,200
	6 " 152,000円～ 169,000円未満	43,800	43,000
	7 " 169,000円～ 230,000円未満	49,800	48,900
	8 " 230,000円～ 269,000円未満	52,800	51,900
	9 " 269,000円～ 301,000円未満	55,800	54,800
	10 " 301,000円～ 351,000円未満	59,300	58,300
	11 " 351,000円～ 397,000円未満	61,300	60,200
	12 " 397,000円以上	63,300	62,200

ひとり親世帯等(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)に係る負担額

B	市民税非課税世帯	0	0
C	1 市民税均等割のみ課税	6,000	5,900
	2 市民税所得割課税額 48,600円未満	7,050	6,950
D	1 市民税均等割のみ課税 55,000円未満	7,200	7,100
	2 市民税所得割課税額 77,101円未満	7,200	7,100

注1 4～8月は前年度の市民税額に基づく保育料、9～3月は当年度の市民税額に基づく保育料となります。

階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、婚姻歴のないひとり親世帯の場合、寡婦(夫)とみなして市民税額を計算します。

イ 第二子以降
軽減状況

市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが、保育所、幼稚園、認定こども園、支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している場合、上から2人目の子どもの保育料は半額、3人目以降の子どもは無料と
市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は半額、第3子は無料となります。
外となります。
ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等のうち、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は、上のお子さんが小学生以上
一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。

ウ 保育料取納率

96.1%(令和3年度実績)

市

3歳以上は無償化のため削除

配当割額控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達
なります。

ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象

の場合も含め、第2子は無料となります。ただし、上のお子さんの年齢や勤務状況により、生計を

福

ア 市徴収基準額表

利用児童の属する世帯の階層区分			
階層区分	区 分 (税 額)		
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		
B	市町村民税非課税世帯		
C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯		
C2	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満		
D1	" 48,600円～ 61,000円未満		
D2	" 61,000円～ 73,000円未満		
D3	" 73,000円～ 85,000円未満		
D4	" 85,000円～ 97,000円未満		
D5	" 97,000円～ 126,000円未満		
D6	" 126,000円～ 149,000円未満		
D7	" 149,000円～ 169,000円未満		
D8	" 169,000円～ 255,000円未満		
D9	" 255,000円～ 301,000円未満		
D10	" 301,000円～ 397,000円未満		
D11	" 397,000円以上		

- 注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合(※)、保育所に入所し(※)保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
 保育所(園)、地域型保育事業所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、企業主導型保育
- 注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税
- 注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

イ 第二子以降軽減状況

同一世帯からの同時入所は国制度どおり。このほか市独自で、18歳未満の児童を3人以上

ウ 保育料収納率

現年度 99.62%
 過年度 15.72% 計 91.86%

(参考)国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)

保育料の額(月額)	
保育標準時間	保育短時間
0円	0円
0	0
14,200 〔 7,100 〕	13,900 〔 7,000 〕
17,000 〔 8,500 〕	16,700 〔 8,400 〕
19,800 〔 9,900 〕	19,400 〔 9,700 〕
22,600 〔 11,300 〕	22,200 〔 11,100 〕
25,400 〔 12,700 〕	24,900 〔 12,500 〕
28,200 〔 14,100 〕	27,700 〔 13,900 〕
31,900 〔 16,000 〕	31,300 〔 15,700 〕
35,600 〔 17,800 〕	34,900 〔 17,500 〕
39,300 〔 19,700 〕	38,600 〔 19,300 〕
44,600 〔 22,300 〕	43,800 〔 21,900 〕
53,000 〔 26,500 〕	52,000 〔 26,000 〕
64,000 〔 32,000 〕	62,900 〔 31,500 〕
83,200 〔 41,600 〕	81,700 〔 40,900 〕

本市区分	国区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0円	0円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限度〕	78,800 〔保育単価 限度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限度〕	102,400 〔保育単価 限度〕

ている児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

事業施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用している就学前児童額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

熊

ア 市徴収基準額表 令和4年度

入所児童の属する世帯の階層区分			
階層区分			
第1	生活保護世帯		
第2	市民税非課税世帯		
第3-1	市民税所得割課税		24,300円未満
第3-2	〃	24,300円以上	48,600円未満
第4-1	〃	48,600円以上	65,000円未満
第4-2	〃	65,000円以上	81,000円未満
第4-3	〃	81,000円以上	97,000円未満
第5-1	〃	97,000円以上	121,000円未満
第5-2	〃	121,000円以上	145,000円未満
第5-3	〃	145,000円以上	169,000円未満
第6-1	〃	169,000円以上	213,000円未満
第6-2	〃	213,000円以上	257,000円未満
第6-3	〃	257,000円以上	301,000円未満
第7-1	〃	301,000円以上	349,000円未満
第7-2	〃	349,000円以上	397,000円未満
第8	〃	397,000円以上	

注1 表中の年齢については、令和4年3月31日現在の満年齢により決定します。

注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分

注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、

イ 第二子以降
軽減状況

国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳未満の第3子

ウ 保育料収納率

現年度 99.2%
過年度 12.1% 計 86.9%(令和3年度)※還付未済含まず

保 育 料 の 額 (月 額)			
3号認定		2号認定	
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
0 円		0 円	
0 円		0 円	
10,000 円	9,900 円	0 円	0 円
12,000 円	11,800 円	0 円	0 円
16,000 円	15,700 円	0 円	0 円
22,500 円	22,100 円	0 円	0 円
27,500 円	27,100 円	0 円	0 円
33,000 円	32,500 円	0 円	0 円
34,500 円	34,000 円	0 円	0 円
38,000 円	37,400 円	0 円	0 円
45,000 円	44,300 円	0 円	0 円
47,000 円	46,200 円	0 円	0 円
50,000 円	49,200 円	0 円	0 円
53,000 円	52,200 円	0 円	0 円
55,000 円	54,100 円	0 円	0 円
58,000 円	57,000 円	0 円	0 円

の市民税により決定します。

住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

以降の保育料を無料としている。

2 住宅融資制度

区分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	
(1) 制度名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資 (住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度 (台風被災者) (令和3年度をもって新規受付終了)	千葉市被災者住宅建築資金利子補給制度 (平成29年度をもって新規受付終了)
(2) 申込者資格		・本市内に所在する被災家屋又は傾斜家屋の所有者又は居住者 ・被災家屋について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 ・完済時の年齢が80歳未満の方 ・貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 ・市町村民税を滞納していない方	-	次のすべてに該当する勤労者(事業主や事業専従者を除く) 1. 市内に1年以上居住している方(市内居住予定者を含む。)または市内の事業所に勤務している方 2. 同一事業所に1年以上勤務している方 3. 年齢満20歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 4. 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5. 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する者で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする融資について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	①罹災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方 ②被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う方又は市内の被災住宅の補修や外構・給排水工事等を行う方 ③住宅建築資金について、平成23年3月11日以降に金銭消費貸借契約を金融機関と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受け、融資実行報告書を提出できる方
(3) 融資対象住宅		被災家屋 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家屋 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家屋が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、現に居住している住宅の増改築・補修(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	東日本大震災により被災し、罹災していることの証明を市町村の長から受けた住宅
(4) 融資条件	ア 融資対象金額	円 被災家屋 1,200,000円 (市長は別に限度額を定めることができる) 傾斜家屋 2,000,000円 (基礎改修工事費の7割以内)	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給
	イ 利率	% 年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.2%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年利2.0%以下
	ウ 返済期間	7年以内 (被災家屋は、据置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内 (利子補給期間)
	エ 返済方法	元金均等割賦払	-	毎月元金均等割賦返済	元金均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	元金均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)
	オ 担保・保証人	連帯保証人が必要	-	なし	-	-
(5) 令和2年度融資実績	件 (円)	0件 0円	-	1件 5,000,000円	令和3年度利子補給件数 31件 利子補給金額 (940,069円)	令和3年度利子補給件数 1件 利子補給金額 (30,268円)
(6) その他		・本市の直接貸付 ・災害指定「平成30年北海道胆振東部地震」				

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
川崎市勤労者生活資金貸付制度(住宅の増改築・修繕費用)	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	-	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度
次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市民税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	-	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた勤労者(事業主に雇用されている者) ・市税を完納していること又は市から徴収の猶予もしくは換価の猶予を受けていること ・市県民税額が30万円以下であること	・「名古屋マンションの管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、管理状況の届出をしていること。 ・資格申請時点で、築15年以上のマンションであって、工事費の見積額が修繕積立金額の残高を上回っていること。 ・利子補給の申請について総会で決議がされていること。 ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。 ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議がされていること。
現に居住している住宅の増改築・修繕	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅(分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事が選任されていること) ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	-	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、建売住宅又は中古住宅(マンションを含む) ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	-
10万円～300万円	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事(アスベスト除去、耐震改修)：150万円/戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：400万円 ⑤木造住宅耐震建替工事：800万円	100万円～600万円(対象借入金額)	-	-	利子補助対象上限額 3,000,000	利子補給額は、機構の金利が1%(1%未満の場合は、当該金利分)低利になるように名古屋市が管理組合に対し予算の範囲内において助成。
年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)	【利子補給率】 ①、②：2.0% ③、④、⑤：借入金利同率	年3%以内	-	-	利子補助金利 0.75	-
10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月(補給期間)	-	-	利子補助の期間 10年	当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間。なお、当該融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとし、当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月まで。
元利均等割賦返済	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額とし、当該相当する額を120で除した額に6を乗じて得た額を毎年2回、労働金庫を通じて対象者に交付する	-
-	-	-	-	-	-	-
0	30年度をもって事業終了	343件	-	-	令和3年度利子補給件数 234件	令和4年度創設制度
0円	30年度をもって事業終了	4,422,000円	-	-	23,150,750円	-
住宅の増改築・修繕費用の他に、冠婚葬祭費や教育費等の勤労者の生活資金に対する融資制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成21年度をもって新規申込の受付は終了。 また30年度をもって事業終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率(上限3%)に応じて市で算出した額と、実際に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	-	-	利子補給は、利子補給期間(最長10年間)、毎年交付申請及び実績報告をたううえで、利子返還実績に応じて、1年分ずつ交付。

区 分		京都市				
(1) 制 度 名	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	
(2) 申込者資格	①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の断熱改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の認定を受けた工事、耐震診断を受けた住宅の安全性を高める工事又は「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム補助金交付要綱に掲げられた工事を行う本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を除却した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅の建て替えを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に収められる者 ⑤借地上の住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	
(3) 融資対象住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	
融 資 条 件	ア 融資対象金額	抵当権設定：1,500万 その他：350万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修※：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化耐震建て替え※：1,400万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万
	イ 利 率	年1.70（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.50（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）
	ウ 返済期間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年（機構返済期間が限度）
	エ 返済方法	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）
	オ 担保・保証人	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定
(5) 令和2年度融資実績		0 0	0 0	0 0	0 0	
(6) そ の 他	※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協調により、地域の融資実績の全件を府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、隣地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資	大阪市新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	-	-	岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替え後のマンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみの場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35%以内に取められる者 ⑤取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は火災保険契約を締結できる者 ⑥取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	(1) 自ら居住するため、対象住宅を、対象融資を受けて取得する者 (2) 持家一次取得者 (3) 申込時において、新婚世帯又は子育て世帯の世帯員である者 (4) 申込月が1月から5月までの場合は前々年の、申込月が6月から12月までの場合は前年の、所得金額の合計が1,200万円以下の者 (5) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (6) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新婚世帯の配偶者として、本制度要綱又は大阪市民間分譲マンション購入融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	-	-	平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、岡山市内で住宅の建設購入及び補修のためにR3.7.31までに金融機関等の申し込みをした方 住宅を建設又は購入するとき (1) 災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けた方 ※ただし、半壊に至らない場合であっても地盤・擁壁・法面の崩落等により通常の補修では、引き続き居住することが出来ないと認められた場合は対象 (2) 岡山市内で住宅を建設・購入される方(他市町村からの転入者含む) (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方 補修するとき (1) 災証明書の発行を受けた方 (2) 岡山市内で被災した住宅を補修する方 (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相当の資力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。かさ上げ工事をしようとするにつき、正当な権限を有する者であること。
住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅	(1) 床面積(マンションの場合は専有面積)が50㎡以上のもの (2) 建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの その他条件あり	-	-	本市の区域内の住宅	-	-	-	水害のおそれがある住宅
700万	-	-	-	建設・新築購入又は中古購入 建設資金 16,500千円(16,800千円) 土地購入資金 9,700千円(9,700千円) 聖地資金 4,400千円(4,400千円) ※リバースモーゲージ 建設資金 21,600千円(22,000千円) 土地購入資金 9,700千円(9,700千円) 聖地資金 4,400千円(4,500千円) 補修 補修資金 7,300千円(7,400千円) 聖地資金 4,400千円(4,500千円) ※リバースモーゲージ 補修資金 7,300千円(7,400千円) 聖地資金 4,400千円(4,500千円) ()内は、令和元年10月1日以降に金融機関等に申し込まれた場合	-	-	-	1,500,000
年0.20(平成29年10月現在)	年0.1%以上	-	-	建設・新築購入又は中古購入 年0.63%以内 ※リバースモーゲージ 年2.12%以内 補修 年0.63%以内 ※リバースモーゲージ 年2.12%以内	-	-	-	年3%
30年(機構返済期間が限度)	10年以上	-	-	当該借入金に係る利子の支払い開始日から10年以内(利子補給期間)	-	-	-	10年以内
元利金等月賦返済(ボーナス払い併用可)	-	-	-	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用可)	-	-	-	元利均等月賦償還
住宅ローン保証を利用の上、抵当権設定	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
0	令和3年度利子補給件数 15,764件	-	-	令和3年度利子補給件数 52件	-	-	-	-
0	1,266,036,000円	-	-	5,077,580円	-	-	-	-
※平成30年度から新規受付休止	平成17年から実施	-	-	※令和3年8月2日で新規受付終了	-	-	-	-

指定都市基本施策比較検討調

<令和3年度 決算編>

令和5年4月発行

福岡市議会事務局調査法制課

福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL (092) 711-4749

FAX (092) 733-5869

※この資料は、市議会ホームページの
市議会★情報BOX内でもご覧いただけます。